

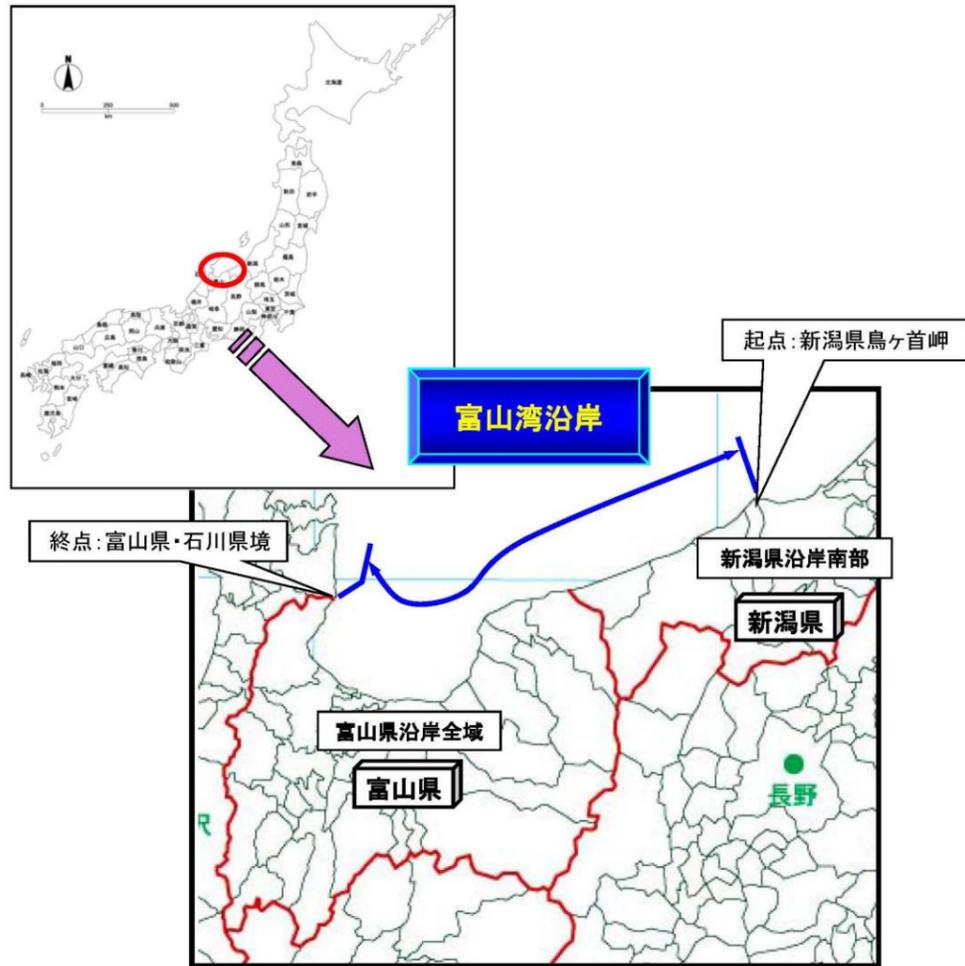
富山湾沿岸海岸保全基本計画（計画編） 新旧対照表

■表紙

現行計画 (H28 公表)

今回改定内容

富山湾沿岸海岸保全基本計画



新潟県・富山県

平成 15 年 3 月
平成 28 年 月 (一部改定)

富山湾沿岸海岸保全基本計画



新潟県・富山県

平成 15 年 3 月
平成 28 年 8 月 (一部変更)
令和 8 年 〇 月 (一部変更)

■目次

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>－ 目 次 －</p>	<p>目 次</p>
<p>まえがき 1</p> <p>1 海岸の保全に関する基本的な事項 4</p> <p> 1.1 海岸の概要 4</p> <p> 1.2 自然的特性 5</p> <p> (1) 新潟県エリアの自然的特性 5</p> <p> (2) 富山県エリアの自然的特性 12</p> <p> 1.3 社会的特性 16</p> <p> (1) 新潟県エリアの社会的特性 16</p> <p> (2) 富山県エリアの社会的特性 29</p> <p> 1.4 沿岸の長期的な在り方 41</p> <p> (1) 沿岸の課題 41</p> <p> (2) 海岸保全の目標 46</p> <p>2 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 51</p> <p> 2.1 沿岸のゾーニング 51</p> <p> 2.2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策 52</p> <p> 2.3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定 54</p> <p> 2.4 海岸保全施設の諸元の整理 54</p> <p> (1) 沿岸内の区域の整理 54</p> <p> (2) 海岸保全施設の種類及び規模 54</p> <p> (3) 受益の地域とその状況 54</p> <p> (4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 54</p> <p>3 計画の見直しと留意すべき事項 65</p>	<p>(まえがき) 1</p> <p> (1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定 1</p> <p> (2) 海岸保全基本方針の基本理念 3</p> <p> (3) 対象範囲 4</p> <p>1. 海岸の保全に関する基本的な事項 5</p> <p> 1.1 海岸の概要 5</p> <p> 1.2 自然的特性 7</p> <p> 1.2.1 新潟県エリアの自然的特性 7</p> <p> (1) 気象・海象 7</p> <p> (2) 地形・地質 9</p> <p> (3) 水 質 9</p> <p> (4) 流入河川 10</p> <p> (5) 生物相 10</p> <p> (6) 海岸景観 11</p> <p> (7) 自然環境の保全の状況 12</p> <p> 1.2.2 富山県エリアの自然的特性 13</p> <p> (1) 気象・海象 13</p> <p> (2) 地形・地質 14</p> <p> (3) 水 質 14</p> <p> (4) 流入河川 14</p> <p> (5) 生物相 15</p> <p> (6) 海岸景観 15</p> <p> (7) 自然環境の保全の状況 16</p> <p> 1.3 社会的特性 17</p> <p> 1.3.1 新潟県エリアの社会的特性 17</p> <p> (1) 人 口 17</p> <p> (2) 産 業 17</p> <p> (3) 交 通 18</p> <p> (4) 歴 史 19</p> <p> (5) 文化遺産 19</p> <p> (6) 土地利用 19</p> <p> (7) 海岸災害 20</p> <p> (8) 沿岸域の利用の現況 21</p> <p> (9) 防 災 23</p> <p> (10) 関連する法規制 24</p> <p> (11) 関連する諸計画 25</p> <p> (12) 海岸への要請 29</p> <p> 1.3.2 富山県エリアの社会的特性 32</p> <p> (1) 人 口 32</p> <p> (2) 産 業 32</p>

■目次

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	(3)交通.....33
	(4)歴史.....33
	(5)文化財.....34
	(6)土地利用.....34
	(7)海岸災害.....34
	(8)沿岸域の利用の現況.....35
	(9)防災.....37
	(10)関連する諸計画.....38
	(11)海岸への要請.....43
	1. 4 沿岸の長期的な在り方.....45
	1. 4. 1 新潟県エリアの沿岸の長期的な在り方.....45
	(1)沿岸の課題.....45
	(2)海岸保全の目標.....51
	1. 4. 2 富山県エリアの沿岸の長期的な在り方.....58
	(1) 沿岸の課題.....58
	(2) 海岸保全の目標.....63
	2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項.....68
	2. 1 沿岸のゾーニング.....68
	2. 2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策.....69
	2. 3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定.....71
	(1)海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域.....71
	(2) 海岸保全施設の存する区域.....71
	2. 4 海岸保全施設の諸元の整理.....72
	2. 4. 1 新潟県エリアの海岸保全施設の諸元の整理.....72
	(1)沿岸内の区域の整理.....72
	(2)海岸保全施設の種類及び規模.....72
	(3)受益の地域とその状況.....72
	(4)海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項.....72
	2. 4. 2 富山県エリアの海岸保全施設の諸元の整理.....80
	(1)沿岸内の区域の整理.....80
	(2)海岸保全施設の種類及び規模.....80
	(3)受益の地域とその状況.....80
	(4)海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項.....80
	3. 計画の見直しと留意すべき事項.....94

■ (まえがき)

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<div data-bbox="397 449 1305 493" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>まえがき</p> </div> <p>(1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定</p> <p>富山湾沿岸は複雑な地形条件に加え、激しい冬季風浪や、富山湾内特有の寄り回り波といった厳しい海象条件のもと、古くから海岸侵食や越波被害と闘ってきた沿岸である。</p> <p>一方、多彩な自然環境、海岸景観を有するほか、古くから漁業、海運の場として利用されてきた沿岸でもある。また、近年では人々の余暇活動や日常生活におけるニーズの多様化を受け、海岸に対する要請も自然環境の保全や海岸利用への対応など多岐に渡ってきている。このような、海岸をとりまく情勢の変化や要請の高まりについては、富山湾沿岸のみでなく、全国的にも対応が求められるようになってきている。</p> <p>こうした状況を踏まえて、平成12年4月に改正海岸法が施行され、総合的な視点にたった海岸の管理を行うために、旧海岸法の目的であった「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を加え、環境面と利用面との調和を図りつつ、海岸の防護を図ることが明言化された。</p> <p>その他にも、「地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設」や「海岸管理における市町村参画の拡大」など、地域の参画・管理を推進する内容となっている。</p> <p>このような海岸法の改正を受けて、旧海岸4省庁(農林水産省・水産庁・運輸省・建設省)の主務大臣が、海岸保全に関する基本的な事項を示す「海岸保全基本方針」を定め、これに基づき、知事が、従来の「海岸保全施設の整備基本計画」にかわり、各広域的な海岸の区分:沿岸区分ごとに、その自然的特性や社会的特性を踏まえ、沿岸の長期的在り方となる防護、環境、利用の基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定める「海岸保全基本計画」を策定することとなった。</p> <p>そこで、「海岸保全基本方針」により一つの沿岸区分として示された富山湾沿岸において、これに基づき「富山湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、この計画に基づく防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を実施するものとする。</p>	<p>(まえがき)</p> <p>(1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定</p> <p>富山湾沿岸は複雑な地形条件に加え、激しい冬季風浪や、富山湾内特有の寄り回り波といった厳しい海象条件のもと、古くから海岸侵食や越波被害と闘ってきた沿岸である。</p> <p>一方、多彩な自然環境、海岸景観を有するほか、古くから漁業、海運の場として利用されてきた沿岸でもある。また、近年では人々の余暇活動や日常生活におけるニーズの多様化を受け、海岸に対する要請も自然環境の保全や海岸利用への対応など多岐に渡ってきている。このような、海岸をとりまく情勢の変化や要請の高まりについては、富山湾沿岸のみでなく、全国的にも対応が求められるようになった。</p> <p>こうした状況を踏まえて、平成12年4月に改正海岸法が施行され、総合的な視点にたった海岸の管理を行うために、旧海岸法の目的であった「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を加え、環境面と利用面との調和を図りつつ、海岸の防護を図ることが明言化された。</p> <p>その他にも、「地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設」や「海岸管理における市町村参画の拡大」など、地域の参画・管理を推進する内容となっている。</p> <p>このような海岸法の改正を受けて、旧海岸4省庁(農林水産省・水産庁・運輸省・建設省)の主務大臣が、海岸保全に関する基本的な事項を示す「海岸保全基本方針」を定め、これに基づき、知事が、従来の「海岸保全施設の整備基本計画」にかわり、各広域的な海岸の区分:沿岸区分ごとに、その自然的特性や社会的特性を踏まえ、沿岸の長期的在り方となる防護、環境、利用の基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定める「海岸保全基本計画」を策定することとなった。</p> <p>そこで、「海岸保全基本方針」により一つの沿岸区分として示された富山湾沿岸において、これに基づき「富山湾沿岸海岸保全基本計画」を策定した。</p> <p>その後、平成26年6月に海岸法の一部を改正する法律が公布され、津波、高潮等に対する防災・減災対策の推進や水門等の操作規則等の策定に加え、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることが明記された。この海岸法の改正内容を踏まえ、平成28年8月に海岸保全基本計画へ「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」について追記する変更を行った。</p> <p>また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による第5次評価報告書(平成</p>
1	1

■ (まえがき)

現行計画(H28 公表)	今回改定内容
	<p>26年)では、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」とされている。気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されるため、気候変動の影響を踏まえた海岸保全対策が急務である。このような背景から、国により令和2年11月に「海岸保全基本方針」が変更され、令和3年7月に「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行された。これに基づき、気候変動に伴う平均海面上昇や、台風の強大化などの外力の長期変化等を十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進するものとし、それらのことを反映した海岸保全基本計画をここに変更するものである。</p>

■ (まえがき)

現行計画 (H28 公表)	今回改定内容
<p>(2) 海岸保全基本方針の基本理念</p> <p>海岸は、国土狭あいな我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。</p> <p>また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。</p> <p>これらのことから、国民の共有財産として</p> <p>「美しく、安全で、いきいきした海岸」</p> <p>を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。</p> <p>この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。</p> <p>2</p>	<p>(2) 海岸保全基本方針の基本理念</p> <p>海岸は、国土狭あいな我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。</p> <p>また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。</p> <p>これらのことから、国民の共有財産として</p> <p>「美しく、安全で、いきいきした海岸」</p> <p>を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。</p> <p>この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。</p> <p>3</p>

■ (まえがき)

現行計画(H28公表)

(3) 対象範囲

当基本計画の対象は、「海岸保全基本方針」で定められた、新潟県鳥ヶ首岬と富山県・石川県境の間の沿岸区分：富山湾沿岸(9市2町)である。

表 海岸保全基本計画を策定する富山湾沿岸の範囲

県名	沿岸名	区域	
		起点	終点
新潟 富山	富山湾	新潟県鳥ヶ首岬	富山県・石川県境



図 海岸保全基本計画を策定する富山湾沿岸の範囲

今回改定内容

(3) 対象範囲

当基本計画の対象は、「海岸保全基本方針」で定められた、新潟県鳥ヶ首岬と富山県・石川県境の間の沿岸区分：富山湾沿岸(新潟県：2市、富山県7市2町)である。

表 海岸保全基本計画を策定する富山湾沿岸の範囲

県名	沿岸名	区域	
		起点	終点
新潟 富山	富山湾	新潟県鳥ヶ首岬	富山県・石川県境



※地理院タイル(白地図)を加工して作成

図 海岸保全基本計画を策定する富山湾沿岸の範囲

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 1 海岸の概要

現行計画 (H28 公表)	今回改定内容																																								
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1. 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1.1 海岸の概要</p> <p>富山湾沿岸の海岸総延長は約 203.6km である。このうち、新潟県が約 55.1km、富山県が約 148.5km となっている。</p> <p>海岸総延長とその内訳等は、以下のとおり。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1 海岸の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>国土交通省河川局</th> <th>国土交通省港湾局</th> <th>農林水産省水産庁</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td>約 32.3km</td> <td>約 7.6km</td> <td>約 15.2km</td> <td>約 55.1km</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>約 52.9km</td> <td>約 70.7km</td> <td>約 24.9km</td> <td>約 148.5km</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約 85.2km</td> <td>約 78.3km</td> <td>約 40.1km</td> <td>約 203.6km</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">(資料:平成 13 年度版海岸統計)</p> <p>【参考】海岸統計による延長の分類について 海岸統計では、次のような分類により、延長の内訳が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾区域内の海岸線延長;国土交通省港湾局所管 ○ 漁港区域内の海岸線延長;農林水産省水産庁所管 ○ 港湾・漁港区域以外の一般的な海岸の海岸線延長;国土交通省河川局所管 <p style="text-align: center;">4</p>		国土交通省河川局	国土交通省港湾局	農林水産省水産庁	計	新潟県	約 32.3km	約 7.6km	約 15.2km	約 55.1km	富山県	約 52.9km	約 70.7km	約 24.9km	約 148.5km	計	約 85.2km	約 78.3km	約 40.1km	約 203.6km	<p>1. 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1.1 海岸の概要</p> <p>富山湾沿岸の海岸総延長は約 204.0km である。このうち、新潟県が約 56.5km、富山県が約 147.5km となっている。</p> <p>海岸総延長とその内訳等は、以下のとおり。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1 海岸の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>国土交通省 水管理・国土保全局</th> <th>国土交通省港湾局</th> <th>農林水産省水産庁</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td>約 33.6km</td> <td>約 7.9km</td> <td>約 15.0km</td> <td>約 56.5km</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>約 51.6km</td> <td>約 71.0km</td> <td>約 24.9km</td> <td>約 147.5km</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約 85.2km</td> <td>約 78.9km</td> <td>約 39.9km</td> <td>約 204.0km</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">(資料:令和 6 年度版海岸統計)</p> <p>【参考】海岸統計による延長の分類について 海岸統計では、次のような分類により、延長の内訳が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾区域内の海岸線延長 ; 国土交通省港湾局所管 ○ 漁港区域内の海岸線延長 ; 農林水産省水産庁所管 ○ 港湾・漁港区域以外の一般的な海岸の海岸線延長 ; 国土交通省水管理・国土保全局所管 <p style="text-align: center;">5</p>		国土交通省 水管理・国土保全局	国土交通省港湾局	農林水産省水産庁	計	新潟県	約 33.6km	約 7.9km	約 15.0km	約 56.5km	富山県	約 51.6km	約 71.0km	約 24.9km	約 147.5km	計	約 85.2km	約 78.9km	約 39.9km	約 204.0km
	国土交通省河川局	国土交通省港湾局	農林水産省水産庁	計																																					
新潟県	約 32.3km	約 7.6km	約 15.2km	約 55.1km																																					
富山県	約 52.9km	約 70.7km	約 24.9km	約 148.5km																																					
計	約 85.2km	約 78.3km	約 40.1km	約 203.6km																																					
	国土交通省 水管理・国土保全局	国土交通省港湾局	農林水産省水産庁	計																																					
新潟県	約 33.6km	約 7.9km	約 15.0km	約 56.5km																																					
富山県	約 51.6km	約 71.0km	約 24.9km	約 147.5km																																					
計	約 85.2km	約 78.9km	約 39.9km	約 204.0km																																					

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 1 海岸の概要

現行計画(H28公表)	今回改定内容
-------------	--------



※地理院タイル(淡色地図)を加工して作成

図 1-1 富山湾沿岸(新潟県エリア) 海岸概要図



※地理院タイル(淡色地図)を加工して作成

図 1-2 富山湾沿岸(富山県エリア) 海岸概要図

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画 (H28 公表)	今回改定内容
<div data-bbox="388 478 1314 520" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1.2 自然的特性</div> <p>(1) 新潟県エリアの自然特性</p> <p>① 気象・海象</p> <p>1) 気象</p> <p>(a) 気温 新潟県エリアの気温は、新潟地方気象台高田測候所によると、1971年から2000年の30年間の平均で13.3℃である。月平均気温が最も高いのは8月の26.0℃、最も低いのは2月の2.1℃であり、年較差は約24℃となっている。 富山、高田、新潟の3地点における月平均気温の差はほとんどない。 (図-1.2.1 新潟・高田・富山の月別平均気温)</p> <p>(b) 降水量 高田における年間降水量は、1971年から2000年までの30年間の平均で2779.0mmである。月平均降水量でみると、1月の413.3mmが最も多く、4月の94.9mmが最も少ない。 また、高田における降雪日数は、1971年から2000年までの30年間の平均約93日で新潟や富山の降雪日数より30日も多い。 (図-1.2.2 新潟・高田・富山の月別平均降水量) (図-1.2.3 新潟・高田・富山の月別降雪日数)</p> <p>(c) 風 高田の風向別の出現頻度をみると、年間を通して日本海からの北風が吹いている。 また、新潟及び富山地方気象台のデータを比較すると、風速については10.0m/sを超える日が年平均11.5日と少なく、風の穏やかな日が比較的多い。 また、糸魚川市の姫川港での平成4年～8年の風況観測記録によると、全風ではSE方向が年間を通じて卓越し、風速10m/s以上の強風については、WS～WNW方向が卓越している。 (表-1.2.1 高田の風向別の出現頻度) (表-1.2.2 新潟・高田・富山の最大風速の日数) (表-1.2.3 姫川港における風向別発生頻度) (図-1.2.4 姫川港における風況図)</p>	<p>1.2 自然的特性</p> <p>1.2.1 新潟県エリアの自然特性</p> <p>(1) 気象・海象</p> <p>1) 気象</p> <p>① 気温 新潟県エリアの気温は、新潟地方気象台高田測候所によると、1991年から2020年の30年間の平均で13.9℃である。月平均気温が最も高いのは8月の26.4℃、最も低いのは1月の2.5℃であり、年較差は約24℃となっている。 富山、高田、新潟の3地点における月平均気温の差はほとんどない。 (図-1 新潟・高田・富山の月別平均気温)</p> <p>② 降水量 高田における年間降水量は、1991年から2020年までの30年間の平均で2837.1mmである。月平均降水量でみると、12月の475.5mmが最も多く、5月の87.0mmが最も少ない。 また、高田における降雪日数は、1991年から2020年までの30年間の平均約81日で新潟の降雪日数より10日少なく、富山より10日多い。 (図-2 新潟・高田・富山の月別平均降水量) (図-3 新潟・高田・富山の月別降雪日数)</p> <p>③ 風 年間を通しての全風をみると、東南東の風が卓越している。 また、8m/s以上の強風では、西方向の風が卓越している。 (表-1 姫川港における風向別風速別発生頻度) (図-4 姫川港における風速別出現頻度グラフ・風配図)</p>
5	7

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(d) 水温 新潟県エリアの水温は、表面において冬季には10℃であるが、夏季には26℃となり16℃の大きな温度差がみられる。水深が深くなるにつれて水温の季節的な変動幅は小さくなり、水深100mでは10～15℃、水深200mでは3～5℃となっている。 また、表面水温の平年差は、「平年並み」か「やや高い」状況にあり、少ないデータではあるが、水温の上昇がうかがえる。 (図-1.2.5 富山湾における層別水温水平分布)</p> <p>2) 海象</p> <p>(a) 波浪 新潟県エリアにおける波浪は、全体的には冬季に高波浪が来襲し、夏季には静穏となる日本海沿岸共通の特性を有するが、波向と地形(佐渡島や海岸線の向き)との組合せによって、その出現頻度が異なる。 姫川港を代表に波浪特性をみる。観測期間は、平成4年～平成8年の4年間である。 新潟県エリアでは、ほとんど佐渡島の影響を受けない。そして、日本海の開けるNNE～NNW方向からの波がほとんどであり、その中でもN方向の波が卓越し、静穏以外の波の約70%を占める。 静穏時は、通年では全体で約37%を占め、特に、夏季は73%と静穏時が多い。それに対して、秋季と冬季は静穏時が、29%と5%と少ない。しかし、波の大きさとしては、波高2m以下の時が約94%を占め、波高4mを越える時は、4年間で8回程度と少ない。 新潟県エリアにおける異常波浪は、冬季風浪だけでなく、9月～11月の台風期にも発生し、最大波では波高6m以上、周期9秒以上という波が観測されている。 (図-1.2.6 姫川港における波向別波高出現頻度) (表-1.2.4 姫川港における波向別波高出現頻度) (表-1.2.5 姫川港における周期別波高出現頻度) (表-1.2.6 姫川港における月別最大有義波) (図-1.2.7 回析係数の沿岸分布)</p> <p>(b) 潮位 新潟県エリアの潮位については姫川港の寺島地区において観測されている。 平成4年～8年の観測結果をみると朔望平均満潮位が+0.58m、朔望平均干潮位が+0.13mであり、潮差は45cmと少ない。 (図-1.2.8 姫川港における潮位)</p>	<p>④水温 新潟県エリアの水温は、表層では年間を通して12～23℃程度の幅で変化している。 (図-5 富山湾における水温水平分布(R5))</p> <p>2) 海象</p> <p>①波浪 新潟県エリアにおける波浪は、全体的には冬季に高波浪が来襲し、夏季には静穏となる日本海沿岸共通の特性を有するが、波向と地形(佐渡島や海岸線の向き)との組合せによって、その出現頻度が異なる。 新潟県エリアでは、ほとんど佐渡島の影響を受けない。そして、日本海の開ける北北西～北北東方向からの波がほとんどであり、その中でも北方向の波が卓越し、静穏以外の波の約70%を占める。 波高出現率を見ると、一年を通じて静穏もしくは1m以下の波高は、全体の約66%となっている。また、3m以上の波浪の来襲頻度は1.9%、4m以上の波浪の来襲頻度は0.2%となっている。 新潟県エリアにおける異常波浪は、冬季風浪だけでなく、9月～11月の台風期にも発生し、最高波では波高10m以上、周期10秒以上という波が観測されている。 (図-6 姫川港における波向別波高出現頻度) (表-2 姫川港における波向別波高出現頻度) (表-3 姫川港における周期別波高出現頻度) (表-4 姫川港における年次別年間最大波高) (図-7 回析係数の沿岸分布)</p> <p>②潮位 新潟県エリアの潮位については姫川港の寺島地区において観測されている。 平成14年～18年の観測結果をみると朔望平均満潮位が+0.54m、朔望平均干潮位が+0.09mであり、潮差は45cmと少ない。 (図-8 姫川港における潮位)</p> <p>③流況 日本海には、通年、対馬暖流が能登半島沖の大和堆(南西)から津軽海峡(北西)に向けて流れている。この分流が、新潟県や富山県付近の沿岸に向かって流れているが、能登半島や佐渡島、新潟県の滑らかな凸凹型の海岸線の影響から顕著な一方向流は見られず、複雑な流れとなっている。 特に季節別の傾向は見られない。 (図-9 富山湾沿岸周辺における季節別海流図(R5))</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(c) 流況</p> <p>日本海には、通年、対馬暖流が能登半島沖の大和堆(南西)から津軽海峡(北西)に向けて流れている。この分流が、新潟県や富山県付近の沿岸に向かって流れているが、能登半島や佐渡島、新潟県の滑らかな凸凹型の海岸線の影響から顕著な一方向流は見られず、複雑な流れとなっている。</p> <p>富山湾岸における流速ベクトルをみると、冬季と夏季に能登半島から富山湾沿岸を沿うように流速0.2～0.5ノットの流れが卓越してみられる。</p> <p>春季と秋季には卓越した流れはみられない。</p> <p>(図-1.2.9 富山湾沿岸周辺における季節別海流図)</p>	

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>② 地形・地質</p> <p>1) 地形 新潟県エリアは日本海に面し、西頸城山地と白馬岳などの飛騨山脈が背後に位置する。いずれも 2,000m級の山々で、ここから流出する河川によって沖積平野が形成されている。この沖積平野部には砂浜が多く、この砂浜は河川からの大量の供給土砂によって形成された砂丘であり、その生成年代は比較的新しいと考えられている。 (図-1.2.10 富山湾沿岸の地形)</p> <p>2) 地質 新潟県エリアには、ヒスイの原産地として有名で、糸魚川市の姫川に沿って糸魚川-静岡構造線(フォッサ・マグナ)が存在し、断層以南は以東と全く趣が異なる古生層の石灰岩(明星山・黒姫山)、中生層の礫岩、砂岩を中心とする来馬層などが分布し、その山塊がそのまま日本海に迫っているという特異な地域である。 (図-1.2.11 富山湾沿岸の地質)</p> <p>3) 海底地形 佐渡島の南には佐渡海盆が位置し、最大水深は 500m にも達する。富山湾沿岸の青海町～能生町の前面には、水深 1,500m以上の富山舟海盆が迫っており、外洋からの波浪が減衰せずに来襲しやすい地形になっている。 (図-1.2.12 富山湾沿岸周辺の海底地形)</p> <p>4) 海底の底質 新潟県エリアの海岸線付近の底質は、ほとんどが細砂・砂であるが、名立町～能生町にかけては岩が広がっており、その沖側は砂泥混合質となる。 (図-1.2.13 富山湾沿岸周辺の海底底質)</p> <p>③ 水質</p> <p>新潟県エリアでは、西頸城地先海域において3地点の水質測定が実施されている。平成 10年の測定結果では、いずれの測定地点においても環境基準を達成しており、良好な水質が保たれているといえるが、過去5年についてみれば、平成7年に1箇所達成していないところがある。 (図-1.2.14 富山湾沿岸の水質環境基準達成状況)</p>	<p>(2) 地形・地質</p> <p>1) 地形 新潟県エリアは日本海に面し、西頸城山地と白馬岳などの飛騨山脈が背後に位置する。いずれも 2,000m級の山々で、ここから流出する河川によって沖積平野が形成されている。この沖積平野部には砂浜が多く、この砂浜は河川からの大量の供給土砂によって形成された砂丘であり、その生成年代は比較的新しいと考えられている。 (図-10 富山湾沿岸(新潟県エリア)の地形)</p> <p>2) 地質 新潟県エリアには、ヒスイの原産地として有名で、糸魚川市の姫川に沿って糸魚川-静岡構造線(フォッサ・マグナ)が存在し、断層以南は以東と全く趣が異なる古生層の石灰岩(明星山・黒姫山)、中生層の礫岩、砂岩を中心とする来馬層などが分布し、その山塊がそのまま日本海に迫っているという特異な地域である。 (図-11 富山湾沿岸(新潟県エリア)の地質)</p> <p>3) 海底地形 佐渡島の南には佐渡海盆が位置し、最大水深は 500m にも達する。富山湾沿岸の富山県との県境から糸魚川市のほぼ中央の前面には、水深 1,500m以上の富山舟海盆が迫っており、外洋からの波浪が減衰せずに来襲しやすい地形になっている。 (図-12 富山湾沿岸(新潟県エリア)周辺の海底地形)</p> <p>4) 海底の底質 新潟県エリアの海岸線付近の底質は、ほとんどが細砂・砂であるが、鳥ヶ首岬から糸魚川市のほぼ中央にかけては岩が広がっており、その沖側は砂泥混合質となる。 (図-13 富山湾沿岸(新潟県エリア)周辺の海底底質)</p> <p>(3) 水質</p> <p>新潟県エリアでは、西頸城地先海域において3地点の水質測定が実施されている。令和元～5年の測定結果では、いずれの測定地点においても環境基準を達成しており、良好な水質が保たれているといえる。また、河川についても姫川等5河川では環境基準を達成している。 (表-5 富山湾沿岸(新潟県エリア)(海域)の水質基準達成状況) (表-6 富山湾沿岸(新潟県エリア)(河川)の水質基準達成状況)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>④ <u>流入河川</u></p> <p>新潟県エリアには、18 河川が直接流入しているが、一級河川は姫川のみでその他は二級河川である。</p> <p style="text-align: right;">(図-1.2.15 富山湾沿岸に流入する河川)</p> <p>【参考】河川環境管理基本計画</p> <p>新潟県エリアの日本海に注ぐ河川においては、一級河川である姫川で河川環境管理基本計画が策定されている。河川環境管理基本計画は、河川の有する機能として治水・利水・環境の3機能を考え、これら各機能との調整を図りつつ、河川環境の保全と創造についての指針を示すとともに、河川環境の適正な管理に資することを目的としているものである。</p> <p>⑤ <u>生物相</u></p> <p>1) 植生</p> <p>新潟県エリアにおける植物群落の分布状況をみると、タブ、アカガシ等の原生林もしくはそれに近い自然林が、名立町を除く市町に分布している。</p> <p>また「新潟のすぐれた自然」によると、糸魚川市の白馬山麓及び能生町の妙高山麓の溪谷に貴重な植生が分布している。「レッドデータブックにいがた」によると、維管束植物のハマゼリ(絶滅危惧Ⅰ類)とイソスミレ(絶滅危惧Ⅰ類)が、波浪による侵食や防護のための護岸工事などによる地形や植生の破壊、砂地の開発や人々による踏みつけなどにより、生息が脅かされていると報告されている。</p> <p style="text-align: right;">(図-1.2.16 富山湾沿岸における貴重な植物群落)</p> <p style="text-align: right;">(資料：レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物-(維管束植物))</p>	<p>(4) 流入河川</p> <p>新潟県エリアには、18 河川が直接流入しているが、一級河川は姫川のみでその他は二級河川である。</p> <p style="text-align: right;">(図-14 富山湾沿岸(新潟県エリア)に流入する河川)</p> <p>【参考】河川環境管理基本計画</p> <p>新潟県エリアの日本海に注ぐ河川においては、一級河川である姫川で河川環境管理基本計画が策定されている。河川環境管理基本計画は、河川の有する機能として治水・利水・環境の3機能を考え、これら各機能との調整を図りつつ、河川環境の保全と創造についての指針を示すとともに、河川環境の適正な管理に資することを目的としているものである。</p> <p>(5) 生物相</p> <p>1) 植生</p> <p>新潟県エリアにおける植物群落の分布状況をみると、タブ、アカガシ等の原生林もしくはそれに近い自然林が広く分布している。</p> <p>また「新潟のすぐれた自然」によると、糸魚川市の白馬山麓及び能生町の妙高山麓の溪谷に貴重な植生が分布している。「レッドデータブックにいがた」によると、維管束植物のハマゼリ(絶滅危惧Ⅱ類)とイソスミレ(絶滅危惧Ⅱ類)が、波浪による侵食や防護のための護岸工事などによる地形や植生の破壊、砂地の開発や人々による踏みつけなどにより、生息が脅かされていると報告されている。</p> <p style="text-align: right;">(図-15 富山湾沿岸(新潟県エリア)における貴重な植物群落)</p> <p style="text-align: right;">(資料：レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物-(維管束植物))</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>2) 動物</p> <p>(a) 哺乳類 自然環境保全基礎調査(環境庁)の対象となっている7種の哺乳類(ニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンジカ、カモシカ)の富山湾沿岸域における分布状況は、新潟県の他の地域と比べて多くの種類が確認されている。特に、糸魚川から青海町にかけては、全種の生息が確認され、哺乳類にとって良好な自然環境が残されていると推測される。 (図-1.2.17 富山湾沿岸における哺乳類の分布状況)</p> <p>(b) その他の貴重な動物 新潟県エリアにおける貴重な動物の分布状況をみると、イトヨ、イバラトミヨ等の淡水魚が糸魚川市、青海町の沿岸に多く分布しているほか、両生類・爬虫類や昆虫類も広い範囲にわたって分布している。 (図-1.2.18 富山湾沿岸におけるその他の貴重な動物の分布状況) (資料: レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物- (鳥類)(淡水魚類)(大型甲殻類)(昆虫類))</p> <p>3) 藻場 藻場の分布状況をみると、糸魚川市を除く沿岸域に分布しているが、特に能生町に多く集中している。 (図-1.2.19 富山湾沿岸における藻場の分布状況)</p> <p>⑥ 海岸景観 新潟県エリアには、長さ1km余りの砂浜を持ち、沖合に大きな岩礁と島が浮かぶ能生海岸と、北アルプスの山々が日本海に没する高さ300~400mの断崖がそそり立ち、海食洞穴・岩礁が散在するとともに、奇景を呈し名勝とされる親不知海岸が存在する。 (図-1.2.20 富山湾沿岸における良好な海岸景観の分布状況)</p>	<p>2) 動物</p> <p>① 哺乳類 第6回自然環境保全基礎調査(環境庁)の対象となっている9種の哺乳類(ニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、マングース)の富山湾沿岸域における分布状況は、新潟県の他の地域と比べて多くの種類が確認され、哺乳類にとって良好な自然環境が残されていると推測される。 (図-16 富山湾沿岸(新潟県エリア)における哺乳類の分布状況)</p> <p>② その他の貴重な動物 新潟県エリアにおける貴重な動物の分布状況をみると、淡水魚、両生類・爬虫類、昆虫類ともに広い範囲にわたって分布している。 (図-17 富山湾沿岸(新潟県エリア)におけるその他の貴重な動物の分布状況) (資料: レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物- (鳥類)(淡水魚類))</p> <p>3) 藻場 藻場の分布状況をみると、沿岸域に広く分布している。 (図-18 富山湾沿岸(新潟県エリア)における藻場の分布状況)</p> <p>(6) 海岸景観 新潟県エリアには、長さ1km余りの砂浜を持ち、沖合に大きな岩礁と島が浮かぶ能生海岸と、北アルプスの山々が日本海に没する高さ300~400mの断崖がそそり立ち、海食洞穴・岩礁が散在するとともに、奇景を呈し名勝とされる親不知海岸が存在する。 (図-19 富山湾沿岸(新潟県エリア)における良好な海岸景観の分布状況)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>⑦ 自然環境の保全の状況</p> <p>1) 自然公園及び自然環境保全地域 新潟県エリアには、中部山岳国立公園と上信越高原国立公園の2つの山岳高原からなる国立公園と自然公園が3つ位置する。 また、5地域が環境保全地区に指定されている。 (図-1.2.21 富山湾沿岸における自然公園等の指定状況)</p> <p>2) 鳥獣保護区 新潟県エリア市町村には7ヶ所の鳥獣保護区があり、青海町を除く一帯に多く分布している。そのなかで沿岸域には、能生県設鳥獣保護区が位置する。 (図-1.2.22 富山湾沿岸における鳥獣保護区の指定状況)</p> <p>3) 保安林 新潟県エリアに位置する保安林は、主として能生町～青海町の海岸線に沿って細長く分布している。特に、青海町の鬼ヶ鼻～市振海岸にかけては連続して分布している。 (図-1.2.23 富山湾沿岸における保安林の指定状況)</p> <p style="text-align: center;">11</p>	<p>(7) 自然環境の保全の状況</p> <p>1) 自然公園及び自然環境保全地域 新潟県エリアには、中部山岳国立公園と上信越高原国立公園の2つの山岳高原からなる国立公園と自然公園が5つ位置する。 また、3地域が環境保全地区に指定されている。 (図-20 富山湾沿岸(新潟県エリア)における自然公園等の指定状況)</p> <p>2) 鳥獣保護区 新潟県エリアには7ヶ所の鳥獣保護区がある。 (図-21 富山湾沿岸(新潟県エリア)における鳥獣保護区の指定状況)</p> <p>3) 保安林 新潟県エリア沿岸域に位置する保安林は、糸魚川市の西部の海岸線に沿って点在している。 (図-22 富山湾沿岸(新潟県エリア)における保安林の指定状況)</p> <p style="text-align: center;">12</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(2) 富山県エリアの自然特性</p> <p>① 気象・海象</p> <p>1) 気象</p> <p>(a) 気温 富山では1971年から2000年の30年間の平均で13.7℃である。月平均気温が最も高いのは8月の26.1℃、最も低いのは1,2月の2.5℃であり、年較差は約24℃となっている。</p> <p>(b) 降水量 富山における年間降水量は、1971年から2000年までの30年間の平均で2245.1mmである。月平均降水量でみると、1月の255.4mmが最も多く、4月の122.5mmが最も少ない。</p> <p>(c) 風 魚津港近傍の平成元年～5年の風況観測記録によると、全風ではSE及びSW、SSW方向が卓越する。また、強風(8m/s以上)の出現頻度は全風に対し0.8%であるが、SW、SSW方向が卓越している。</p> <p>(d) 水温 富山湾の海面水温は、3月の9～10℃から9月の26～27℃までの幅で変動している。この高温は対馬暖流の流入によって維持されている。</p> <p>2) 海象</p> <p>(a) 波浪 伏木富山港における平成3年～7年の波浪観測結果を見ると、波向は年間を通じてNNE方向の発生頻度が高く、40～55%程度を占める。1.0m以上の波浪は全体の10%程度である。</p> <p>富山湾は、我が国でも有数の深海湾である。とくに、多くの海底谷によって浅海部分とつながり、等深線が複雑な様相を呈する地形は、外から進入してくるうねりに特異な変形作用を与えている。</p> <p>中でも、冬季や台風期に日本海を北上した低気圧により北部で発生したうねりが湾内に侵入してくる波浪は沿岸域に達すると異常に高い波となり「寄り回り波」と呼ばれ、主として新湊、滑川、入善の各海岸で発生し大きな被害を出してきている。</p> <p>(b) 潮位 富山湾内にある富山検潮所(気象庁所管)における平成6～10年の朔望満潮位は</p>	<p>1.2.2 富山県エリアの自然特性</p> <p>(1) 気象・海象</p> <p>1) 気象</p> <p>① 気温 富山では1971年から2000年の30年間の平均で13.7℃である。月平均気温が最も高いのは8月の26.1℃、最も低いのは1,2月の2.5℃であり、年較差は約24℃となっている。</p> <p>② 降水量 富山における年間降水量は、1971年から2000年までの30年間の平均で2245.1mmである。月平均降水量でみると、1月の255.4mmが最も多く、4月の122.5mmが最も少ない。</p> <p>③ 風 魚津港近傍の平成元年～5年の風況観測記録によると、全風ではSE及びSW、SSW方向が卓越する。また、強風(8m/s以上)の出現頻度は全風に対し0.8%であるが、SW、SSW方向が卓越している。</p> <p>④ 水温 富山湾の海面水温は、3月の9～10℃から9月の26～27℃までの幅で変動している。この高温は対馬暖流の流入によって維持されている。</p> <p>2) 海象</p> <p>① 波浪 伏木富山港における平成3年～7年の波浪観測結果を見ると、波向は年間を通じてNNE方向の発生頻度が高く、40～55%程度を占める。1.0m以上の波浪は全体の10%程度である。</p> <p>富山湾は、我が国でも有数の深海湾である。とくに、多くの海底谷によって浅海部分とつながり、等深線が複雑な様相を呈する地形は、外から進入してくるうねりに特異な変形作用を与えている。</p> <p>中でも、冬季や台風期に日本海を北上した低気圧により北部で発生したうねりが湾内に侵入してくる波浪は沿岸域に達すると異常に高い波となり「寄り回り波」と呼ばれ、主として新湊、滑川、入善の各海岸で発生し大きな被害を出してきている。</p> <p>② 潮位 富山湾内にある富山検潮所(気象庁所管)における平成6～10年の朔望満潮位は T.P.+0.48m、朔望干潮位は T.P.+0.05m であり、潮差は43cmと少ない。</p> <p>③ 流況 富山湾の流動については、対馬暖流と日本海固有冷水の消長、河川水の動向等により各年の各季節によって複雑に変化する。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>T.P.+0.48m、朔望干潮位はT.P.+0.05mであり、潮差は43cmと少ない。</p> <p>(c) 流況 富山湾の流動については、対馬暖流と日本海固有冷水の消長、河川水の動向等により各年の各季節によって複雑に変化する。</p> <p>② 地形・地質</p> <p>1) 地形 富山県は、3,000m級の北アルプスをはじめとした山岳地が背後に位置する。この山岳地からは多くの河川が流出しており、富山県内には広大な扇状地や氾濫源を形成している。</p> <p>2) 地質 富山県内の平野部には、堆積岩が広く分布する。</p> <p>3) 海底地形 富山湾は、日本海に突出する能登半島の東側に形成された日本海側最大の湾である。湾奥部西側～南側ではいくらか大陸棚が見られるものの、数多くの海底谷が沿岸近くまで迫っており、日本海側では数少ない急峻で複雑な地形を持つというユニークで珍しい海底地形となっている。この海底谷の谷頭は、古くから漁業者によって「あいがめ」「ふけ」と呼ばれ定置網漁に利用されてきた一方、寄り回り波の来襲の原因にもなっている。</p> <p>4) 海底の底質 富山湾の底質は礫、砂、シルト、粘土、砂質シルト、砂質泥、砂質粘土、シルト質粘土、砂泥互層にわけられる。礫は扇状地が海に面する所に分布するほか、入善沖海底林分布域のように新しい堆積物におおわれることなく古い時代の礫層が遺存して分布している。砂は大陸棚の沿岸部に分布している。シルトは水深20m付近の泥線から大陸棚斜面にそって分布している。粘土は一部が大陸棚に分布するが、大部分は大陸棚斜面と湾床に分布している。</p> <p>③ 水質 富山湾では10地点で水質測定(COD調査)が実施されている。平成6年時には、全地</p>	<p>(2) 地形・地質</p> <p>1) 地形 富山県は、3,000m級の北アルプスをはじめとした山岳地が背後に位置する。この山岳地からは多くの河川が流出しており、富山県内には広大な扇状地や氾濫源を形成している。</p> <p>2) 地質 富山県内の平野部には、堆積岩が広く分布する。</p> <p>3) 海底地形 富山湾は、日本海に突出する能登半島の東側に形成された日本海側最大の湾である。湾奥部西側～南側ではいくらか大陸棚が見られるものの、数多くの海底谷が沿岸近くまで迫っており、日本海側では数少ない急峻で複雑な地形を持つというユニークで珍しい海底地形となっている。この海底谷の谷頭は、古くから漁業者によって「あいがめ」「ふけ」と呼ばれ定置網漁に利用されてきた一方、寄り回り波の来襲の原因にもなっている。</p> <p>4) 海底の底質 富山湾の底質は礫、砂、シルト、粘土、砂質シルト、砂質泥、砂質粘土、シルト質粘土、砂泥互層にわけられる。礫は扇状地が海に面する所に分布するほか、入善沖海底林分布域のように新しい堆積物におおわれることなく古い時代の礫層が遺存して分布している。砂は大陸棚の沿岸部に分布している。シルトは水深20m付近の泥線から大陸棚斜面にそって分布している。粘土は一部が大陸棚に分布するが、大部分は大陸棚斜面と湾床に分布している。</p> <p>(3) 水質 富山湾では10地点で水質測定(COD調査)が実施されている。平成6年時には、全地点で環境基準を満たしているが、近年では水域類型Aの地点で満たさない箇所が多くなっている。</p> <p>(4) 流入河川 富山県には34水系ある。このうち、一級河川は、小矢部川、庄川、神通川、常願寺川、黒部川の5水系である。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>点で環境基準を満たしているが、近年では水域類型 A の地点で満たさない箇所が多くなっている。</p> <p>④ 流入河川</p> <p>富山県には 34 水系ある。このうち、一級河川は、小矢部川、庄川、神通川、常願寺川、黒部川の5水系である。</p> <p>⑤ 生物相</p> <p>1) 植生</p> <p>沿岸域には、対馬海流の影響によりスダジイ、アカガシ、タブノキ、ヤブツバキ、カラスザンショウ、イイギリ等の温暖帯の常緑樹が分布する。中でも、宮崎鹿島樹叢は、温暖帯の巨樹がうっそうと茂る原始林で、その広大さと自然のままに保存されている事は富山湾沿岸随一で、日本海沿岸における顕著な暖温性樹叢の北限であり、そのため、国の天然記念物として保護されている。</p> <p>また、氷見市の虻が島は自然海岸と自然植生を持った県内では唯一のものであり、立地条件から南方系海岸植物と北方系海岸植物の両方が見られる。</p> <p>2) 動物</p> <p>(a) 哺乳類</p> <p>環境庁自然環境保全基礎調査の対象となっている8種の哺乳類(ニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンジカ、カモシカ)の沿岸市町内における分布状況を見ると、背後が山地となっている朝日町周辺で多くの種が確認されている。</p> <p>(b) その他の貴重な動物</p> <p>貴重な動物の分布状況を見ると、環境省カテゴリーで準絶滅危惧種に指定されたシロウオが生息・生育し、イトヨ、イバラトミヨ等の淡水魚が黒部川河口付近の沿岸に多く分布している。また、両生類・爬虫類や昆虫類は、氷見市、高岡市等広い範囲にわたって分布している。</p> <p>3) 藻場</p> <p>藻場の分布状況を見ると、沿岸域に分布しているが、特に入善町、魚津市、氷見市に多く集中している。</p>	<p>(5) 生物相</p> <p>1) 植生</p> <p>沿岸域には、対馬海流の影響によりスダジイ、アカガシ、タブノキ、ヤブツバキ、カラスザンショウ、イイギリ等の温暖帯の常緑樹が分布する。中でも、宮崎鹿島樹叢は、温暖帯の巨樹がうっそうと茂る原始林で、その広大さと自然のままに保存されている事は富山湾沿岸随一で、日本海沿岸における顕著な暖温性樹叢の北限であり、そのため、国の天然記念物として保護されている。</p> <p>また、氷見市の虻が島は自然海岸と自然植生を持った県内では唯一のものであり、立地条件から南方系海岸植物と北方系海岸植物の両方が見られる。</p> <p>2) 動物</p> <p>①哺乳類</p> <p>環境庁自然環境保全基礎調査の対象となっている8種の哺乳類(ニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンジカ、カモシカ)の沿岸市町内における分布状況を見ると、背後が山地となっている朝日町周辺で多くの種が確認されている。</p> <p>②その他の貴重な動物</p> <p>貴重な動物の分布状況を見ると、環境省カテゴリーで準絶滅危惧種に指定されたシロウオが生息・生育し、イトヨ、イバラトミヨ等の淡水魚が黒部川河口付近の沿岸に多く分布している。また、両生類・爬虫類や昆虫類は、氷見市、高岡市等広い範囲にわたって分布している。</p> <p>3) 藻場</p> <p>藻場の分布状況を見ると、沿岸域に分布しているが、特に入善町、魚津市、氷見市に多く集中している。</p> <p>(6) 海岸景観</p> <p>富山湾は能登半島が突出したことによって、その東側に形成された湾である。また、その丘陵性の能登半島と北アルプスに囲まれた富山湾を背景とした景観は国際的にも有名である。</p> <p>また、風も弱く穏やかな春や冬の日には、富山湾に蜃気楼が現れる。魚津の蜃気楼が特に有名であるが、新湊その他の海岸でも見られる。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>⑥ <u>海岸景観</u></p> <p>富山湾は能登半島が突出したことによって、その東側に形成された湾である。また、その丘陵性の能登半島と北アルプ스에 囲まれた富山湾を背景とした景観は国際的にも有名である。</p> <p>また、風も弱く穏やかな春や冬の日には、富山湾に蜃気楼が現れる。魚津の蜃気楼が特に有名であるが、新湊その他の海岸でも見られる。</p> <p>⑦ <u>自然環境の保全の状況</u></p> <p>1) 自然公園及び自然環境保全地域 沿岸域には、国立公園と能登半島国定公園及び朝日県立自然公園が位置している。また、2地域が環境保全地域に指定されている。</p> <p>2) 鳥獣保護区 沿岸域には、朝日町、黒部川河口及び氷見市の沿岸部に3つの鳥獣保護区が設定されている。</p> <p>3) 保安林 保安林は、氷見・高岡市にまたがる雨晴海岸、常願寺川河口西側、滑川漁港付近、黒部市～朝日町に分布している。特に、黒部市～朝日町にかけては連続して分布している。</p> <p style="text-align: center;">15</p>	<p>(7) <u>自然環境の保全の状況</u></p> <p>1) 自然公園及び自然環境保全地域 沿岸域には、国立公園と能登半島国定公園及び朝日県立自然公園が位置している。また、2地域が環境保全地域に指定されている。</p> <p>2) 鳥獣保護区 沿岸域には、朝日町、黒部川河口及び氷見市の沿岸部に3つの鳥獣保護区が設定されている。</p> <p>3) 保安林 保安林は、氷見・高岡市にまたがる雨晴海岸、常願寺川河口西側、滑川漁港付近、黒部市～朝日町に分布している。特に、黒部市～朝日町にかけては連続して分布している。</p> <p style="text-align: center;">16</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<div data-bbox="388 478 1314 520" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1.3 社会的特性</div> <p>(1) 新潟県エリアの社会的特性</p> <p>① 人口</p> <p>新潟県エリア4市町の人口は、糸魚川市が平成12年度に約3万人で、次いで能生町、青海町が約1万人、名立町が約3千人の順となっている。</p> <p>人口の推移をみると、4市町が減少傾向にあり、昭和60年と比較すると、名立町、能生町の16.9%を始めとし、すべての市町で10%以上の減少が見られる。</p> <p style="text-align: right;">(図-1.3.1 国勢調査人口の推移)</p> <p>② 産業</p> <p>1) 産業構造</p> <p>新潟県エリア4市町の第1次産業就業者比率は、青海町が3.1%と全国平均を大きく下回るほかは、名立町が24.7%、能生町が21.3%と新潟県平均より10ポイント以上も高い。第2次産業比率は、青海町の47.2%をはじめ、4市町すべてで全国平均を上回っているが、第3次産業就業者比率は、新潟県平均及び全国平均よりも低くなっている。</p> <p style="text-align: right;">(図-1.3.2 産業別就業比率)</p> <p>2) 農業</p> <p>新潟県エリアにおける市町村別農業粗生産額は、糸魚川市が約26億円で最も高く、次いで能生町が10億に達しているが、青海町、名立町の2町は極めて低い生産額である。</p> <p style="text-align: right;">(図-1.3.3 農業粗生産額)</p> <p>3) 漁業</p> <p>新潟県エリアの漁港別の平成11年度陸揚量は、能生漁港が最も多く1,394t、次いで筒石漁港の996tであり、能生町に位置する両漁港で沿岸域陸揚量の61%を占めている。</p> <p>平成10年度の陸揚量と比較すると、青海町の二港を除く漁港で減少しており、陸揚量の最も多い能生漁港では32%減少しているが、金額については7%の減少にとどまっている。富山湾沿岸全体をみると、陸揚量が17%、金額が13%減少している。</p> <p style="text-align: right;">(表-1.3.1 漁港別の陸揚量及び金額)</p> <p style="text-align: center;">16</p>	<p>1.3 社会的特性</p> <p>1.3.1 新潟県エリアの社会的特性</p> <p>(1)人口</p> <p>新潟県エリアの糸魚川市の人口は、令和2年度に約4万人となっている。</p> <p>人口の推移をみると、減少傾向にあり、平成12年と比較すると23%程度の減少が見られる。</p> <p style="text-align: right;">(表-7 国勢調査人口の推移) (図-23 国勢調査人口)</p> <p>(2)産業</p> <p>1)産業構造</p> <p>新潟県エリアの糸魚川市の第1次産業就業者比率は5.1%、第2次産業就業者比率は35.6%で全国平均を上回っているが、第3次産業就業者比率は59.3%と、新潟県平均及び全国平均よりも下回っている。</p> <p style="text-align: right;">(図-24 産業別就業比率)</p> <p>2)農業</p> <p>新潟県エリアの糸魚川市における農業粗生産額は、約17億円となっている。</p> <p style="text-align: right;">(図-25 農業粗生産額)</p> <p>3)漁業</p> <p>新潟県エリアの漁港別の令和5年度陸揚量は、能生漁港が最も多く679t、次いで筒石漁港の434tであり、両漁港で沿岸域陸揚量の67%を占めている。</p> <p style="text-align: right;">(表-8 漁港別の陸揚量及び金額)</p> <p style="text-align: center;">17</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>4) 工業</p> <p>新潟県エリアにおける工業については、事業所、従業員数では糸魚川市が最も高いが、製造品出荷額は青海町が約740億円と際立って高く、次いで糸魚川市が410億円と続いている。</p> <p>(図-1.3.4 製造業事業所数) (図-1.3.5 製造業従業員数) (図-1.3.6 製造品出荷額等)</p> <p>5) 商業</p> <p>新潟県エリアにおける商業については、糸魚川市が商店数、従業員数、年間販売額すべてで突出しており、この地域のほとんど大半を占めている。その一方、3町はともに低い数値となっている。</p> <p>(図-1.3.7 商店数) (図-1.3.8 商店従業員数) (図-1.3.9 年間販売額)</p> <p>③ 交通</p> <p>道路交通網は、日本海沿岸に沿って北陸自動車道、国道8号が北陸の各主要都市を結んでいる。また国道148号が、南北軸として長野県松本地方とを結んでいる。</p> <p>鉄道は、日本海沿岸に沿ってJR北陸本線、南北には糸魚川市から長野県大町までをJR大糸線がそれぞれ通っている。</p> <p>また、空路は富山空港及び新潟空港に依存しており、海上交通は存在しない。</p> <p>このように、新潟県エリアは「親不知」に代表される交通の難所を有していることから、公共交通網は密とはいえない。</p> <p>(図-1.3.10 交通網図)</p>	<p>4) 工業</p> <p>新潟県エリアの糸魚川市における工業については、事業所は78事業所、従業員数は3,545人、製造品出荷額は約1,409億円となっている。</p> <p>(図-26 製造業事業所数) (図-27 製造業従業員数) (図-28 製造品出荷額等)</p> <p>5) 商業</p> <p>新潟県エリアの糸魚川市における商業については、商店数461所数、従業員数は2,702人、年間販売額は521億円となっている。</p> <p>(図-29 商店数) (図-30 商店従業員数) (図-31 年間販売額)</p> <p>(3) 交通</p> <p>道路交通網は、日本海沿岸に沿って北陸自動車道、国道8号が北陸の各主要都市を結んでいる。また国道148号が、南北軸として長野県松本地方とを結んでいる。</p> <p>鉄道は、日本海沿岸に沿ってJR北陸本線、南北には糸魚川市から長野県大町までをJR大糸線がそれぞれ通っている。また、北陸新幹線が糸魚川市中央付近より海岸線に沿って通っている。</p> <p>また、空路は富山空港及び新潟空港に依存しており、海上交通は存在しない。</p> <p>このように、新潟県エリアは「親不知」に代表される交通の難所を有していることなどから、公共交通網は密とはいえない。</p> <p>(図-32 幹線道路網図) (図-33 公共交通網図)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>④ <u>歴史</u></p> <p>新潟県エリアの位置する西頸城地方は、古代書物によると、もとは越中国であったが大宝2年越後国に編入されたとある。中世になると、荘園よりも国衙領が勢力を持ち、小規模な郷保が多く成立した。</p> <p>南北朝初期に上杉憲顕が入国すると、越後の政治・経済・文化の中心として繁栄し、近世になると上杉氏に代わって堀氏が春日山藩主となり、村上・新発田領を含む越後全域における同一藩領の統治の中心となった。</p> <p>その後、高田藩から糸魚川藩へと変遷、明治元年柏崎県に所属、明治4年の廃藩置県で高田県となり、同6年新潟県に編入された。</p> <p style="text-align: right;">(資料:日本地名大事典(新潟県) 角川書店)</p> <p>⑤ <u>文化財</u></p> <p>(a) 指定文化財</p> <p>国指定文化財は、名立町を除く3市町に分布しており、最も件数が多い糸魚川市では6件が指定されている。</p> <p>県指定文化財については、糸魚川市に分布が集中しており、その数は10に達している。名立町、能生町には分布は見られず、青海町に2件分布している。</p> <p style="text-align: right;">(図-1.3.11 指定文化財の分布)</p> <p>(b) 埋蔵文化財</p> <p>埋蔵文化財は、糸魚川市と能生町の海岸線に広く分布しており、特に国の史跡である長者ヶ原遺跡を中心とした地域には、10を越える文化財が点在している。</p> <p style="text-align: right;">(図-1.3.12 埋蔵文化財の分布)</p> <p>⑥ <u>土地利用</u></p> <p>新潟県エリアの現況土地利用の地目別面積をみると、ほとんどが山地で占められている。</p> <p>山が海に向かって押し寄せるというこの地方特有の地形により、名立町～青海町へと東西の海岸線に沿って山地の占める割合が高くなり、その逆に、農地の占める割合が低くなっている。</p> <p style="text-align: right;">(図-1.3.13 富山湾沿岸市町村における土地利用の状況)</p>	<p>(4) <u>歴史</u></p> <p>新潟県エリアの位置する西頸城地方は、古代書物によると、もとは越中国であったが大宝2年越後国に編入されたとある。中世になると、荘園よりも国衙領が勢力を持ち、小規模な郷保が多く成立した。</p> <p>南北朝初期に上杉憲顕が入国すると、越後の政治・経済・文化の中心として繁栄し、近世になると上杉氏に代わって堀氏が春日山藩主となり、村上・新発田領を含む越後全域における同一藩領の統治の中心となった。</p> <p>その後、高田藩から糸魚川藩へと変遷、明治元年柏崎県に所属、明治4年の廃藩置県で高田県となり、同6年新潟県に編入された。</p> <p style="text-align: right;">(資料:日本地名大事典(新潟県) 角川書店)</p> <p>(5) <u>文化遺産</u></p> <p>1) 指定文化財</p> <p>国指定文化財は27、県指定文化財は20あり、沿岸部にも数多くの指定文化財が存在する。</p> <p>県指定文化財については、糸魚川市に分布が集中しており、その数は10に達している。上越市名立区には2件分布している。</p> <p style="text-align: right;">(図-34 指定文化財の分布) (表-9 指定文化財一覧)</p> <p>2) 埋蔵文化財</p> <p>埋蔵文化財は、海岸線に広く分布しており、特に国の史跡である長者ヶ原遺跡を中心とした地域には、10を越える文化財が点在している。</p> <p style="text-align: right;">(図-35 埋蔵文化財の分布)</p> <p>(6) <u>土地利用</u></p> <p>新潟県エリアの糸魚川市の現況土地利用の地目別面積をみると、宅地利用率は1.4%と低く、約95%が山林その他で占められている。</p> <p style="text-align: right;">(図-36 富山湾沿岸(新潟県エリア)における土地利用の状況)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>⑦ 海岸災害</p> <p>1) 侵食 新潟県エリアは、海岸侵食が激しい海岸である。 この原因としては、陸域における治山・治水事業の進歩や水資源開発等のためのダム建設が進められたこと、さらには、沿岸域における港湾・漁港等の各種構造物の設置により、土砂の供給と流出のバランスが崩壊したためと考えられる。 また、この海岸侵食に伴って、冬季風浪による越波災害が毎年のように発生している。昭和30年から平成元年までの大きな海岸災害は、構造物に隣接し、しかも侵食が激しい糸魚川海岸、市振海岸に集中している。 全ての市町村で数多くの被害が生じており、新潟県エリアはほぼ全域的に海岸災害の多い沿岸であるといえる。</p> <p>(図-1.3.14 富山湾沿岸における海岸災害)</p> <p>2) 高潮・波浪 冬季は、北西の季節風のため波の高い状況となり、特に北から強い寒気が南下する場合は、有義波高5mを超える「大しけ」となるときがある。このときには、著しい海岸侵食が発生するだけでなく、海岸に併走する道路などへの越波が深刻となる。平均潮位が年間最大となる8～9月は、台風時期と重なりその吸い上げ効果で潮位が高くなるが、潮位の高さのみで災害となることは少なく、台風の通過に伴う波浪が加わることで、沿岸に被害をもたらすことが多い。</p> <p>3) 津波 新潟県沖を含めた日本海東縁部では過去多くの地震とそれに伴う津波が発生し、新潟県も大きな被害を受けてきた。しかしながら、新潟県の津波災害は新潟北沿岸と佐渡沿岸に集中しており、富山湾沿岸(新潟県エリア)には津波は到達するものの、ほとんど津波による被害は発生していない。</p> <p>(表-1.3.2 過去新潟県に被害をもたらした主な地震津波) (図-1.3.15 歴史津波による津波の記録)</p>	<p>(7) 海岸災害</p> <p>1) 侵食 新潟県エリアは、海岸侵食が激しい海岸である。 この原因としては、陸域における治山・治水事業の進歩や水資源開発等のためのダム建設が進められたこと、さらには、沿岸域における港湾・漁港等の各種構造物の設置により、土砂の供給と流出のバランスが崩壊したためと考えられる。 また、この海岸侵食に伴って、冬季風浪による越波災害が発生しているが、近年は減少傾向にある。</p> <p>(図-37 富山湾沿岸(新潟県エリア)における海岸災害) (表-10 富山湾沿岸(新潟県エリア)における海岸災害) (表-11 漁港海岸災害復旧事業費の経年変化)</p> <p>2) 高潮・波浪 冬季は、北西の季節風のため波の高い状況となり、特に北から強い寒気が南下する場合は、有義波高5mを超える「大しけ」となるときがある。このときには、著しい海岸侵食が発生するだけでなく、海岸に併走する道路などへの越波が深刻となる。平均潮位が年間最大となる8～9月は、台風時期と重なりその吸い上げ効果で潮位が高くなるが、潮位の高さのみで災害となることは少なく、台風の通過に伴う波浪が加わることで、沿岸に被害をもたらすことが多い。</p> <p>3) 津波 新潟県沖を含めた日本海東縁部では過去多くの地震とそれに伴う津波が発生し、新潟県も大きな被害を受けてきた。しかしながら、新潟県の津波災害は新潟北沿岸と佐渡沿岸に集中しており、富山湾沿岸(新潟県エリア)には津波は到達するものの、ほとんど津波による被害は発生していない。</p> <p>(表-12 過去新潟県に被害をもたらした主な地震津波)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>⑧ 沿岸域の利用の現況</p> <p>1) 漁業利用の状況</p> <p>(a) 漁港の位置及び種別 新潟県エリアには、第1種漁港が3港、第2種漁港が4港、第3種漁港が1港の計8港の漁港が存在している。なお、第4種漁港は存在しない。 (図-1.3.16 漁港位置図)</p> <p>(b) 漁業権の設定 新潟県エリア一帯が、共同漁業権漁場に設定されており、名立町に区画漁業権漁場が、青海町、糸魚川市に定置漁業権漁場がそれぞれ設定されている。 (図-1.3.17 漁業権の設定状況)</p> <p>(c) 漁場 新潟県エリアの陸に最も近いところでは、カレイ・ヒラメ等の刺網、名立町沖ではマスのひき釣漁業が行われている。 沿岸のやや沖側では、タラ等の底びき網漁業が行われている。 (図-1.3.18 富山湾沿岸の漁場)</p>	<p>(8) 沿岸域の利用の現況</p> <p>1) 漁業利用の状況</p> <p>① 漁港の位置及び種別 新潟県エリアには、第1種漁港が3港、第2種漁港が4港、第3種漁港が1港の計8港の漁港が存在している。なお、第4種漁港は存在しない。 (図-38 漁港位置図)</p> <p>② 漁業権の設定 新潟県エリア一帯が、共同漁業権漁場に設定されており、区画漁業権漁場、定置漁業権漁場も設定されている。 (図-39 漁業権の設定状況)</p> <p>③ 漁場 新潟県エリアの陸に最も近いところでは、カレイ・ヒラメ等の刺網、上越市名立区沖ではマスのひき釣漁業が行われている。 沿岸のやや沖側では、タラ等の底びき網漁業が行われている。 (図-40 富山湾沿岸(新潟県エリア)の漁場)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>2) レクリエーション利用の状況</p> <p>(a) 観光入り込み状況</p> <p>平成 11 年度の新潟県エリア市町村別観光入り込み客数は、糸魚川市と能生町が 100 万人を超えている。その内、糸魚川市では県内客が多いのに対して、能生町では県外客が多い。</p> <p>また、平成 10 年度と比較すると、若干の増減はあるもののほとんど横ばい状態である。</p> <p>目的別の入り込み客数では、入り込み客数の多い糸魚川市と能生町で、産業振興関連の占める割合が極めて高い傾向にある。</p> <p>(図-1.3.19 出発地(県外・県内)別観光入り込み客数) (図-1.3.20 観光入り込み客数の推移) (図-1.3.21 観光入り込み客数の目的構成比)</p> <p>(b) 海水浴客入込状況</p> <p>新潟県エリアには良好な海水浴場が多数位置し、夏季には多数の海水浴客が訪れる。平成 11 年度には能生町に 22 万 5 千人が訪れ、そのうちの 74%が県外からの来訪者である。また各市町村ともに、入込客数は前年を上回っている。</p> <p>(図-1.3.22 市町村別海水浴客入り込み状況)</p> <p>(c) 海岸域における観光地の分布</p> <p>新潟県エリアには全国的に有名な青海町の親不知子不知をはじめとして、自然系資源から「竹のからかい」「けんか祭」等の人文系資源、及びフォッサマグナミュージアムに代表される観光施設のように多種多様な観光資源が分布している。</p> <p>(図-1.3.23 主な観光資源の分布状況)</p> <p>(d) 祭・行事</p> <p>新潟県エリアにおいては、海と関わりを持つ祭・行事として能生町トライアスロン大会、青海町「竹のからかい」などのスポーツイベントや伝統行事、花火大会を主に数多く行われている。</p> <p>(表-1.3.3 主な祭・イベント)</p> <p>(e) 釣り場</p> <p>釣り場は、新潟県エリアの全域にわたり分布している。</p> <p>(図-1.3.24 釣り場の分布)</p>	<p>2)レクリエーション利用の状況</p> <p>① 観光入り込み状況</p> <p>令和 5 年度の新潟県エリア(上越地域)の観光入り込み客数は、県内では 417 万人程度、県外では 587 万人程度である。</p> <p>また、新潟県エリアの糸魚川市の令和 4 年度と比較すると、約 152 万人から約 174 万人に増加している。</p> <p>新潟県エリアの糸魚川市の目的別の入り込み客数では、都市型観光の占める割合が高い。</p> <p>(図-41 出発地(県外・県内)別観光入り込み客数) (図-42 観光入り込み客数の推移) (図-43 観光入り込み客数の目的構成比)</p> <p>② 海水浴客入込状況</p> <p>新潟県エリアには良好な海水浴場が多数位置し、夏季には多数の海水浴客が訪れる。令和 5 年度には約 9 万 9 千人が訪れ、そのうちの 85%が県外からの来訪者である。また、入込客数は前年を上回っている。</p> <p>(表-13 市町村別海水浴客入り込み状況)</p> <p>③ 海岸域における観光地の分布</p> <p>新潟県エリアには、道の駅のマリンドーム能生や、うみてらす名立など沿岸域に観光資源が存在している。また、やや内陸にフォッサマグナミュージアムも存在するなど多種多様な観光資源が分布している。</p> <p>(図-44 主な観光資源の分布状況)</p> <p>④ 祭・行事</p> <p>新潟県エリアにおいては、海と関わりを持つ祭・行事として、糸魚川、上越、妙高の 3 市を舞台とした環境スポーツイベント「SEA TO SUMMIT」、能生ふるさと海上花火大会などのスポーツイベントや伝統行事、花火大会を主に数多く行われている。</p> <p>(表-14 主な祭・イベント)</p> <p>⑤ 釣り場</p> <p>釣り場は、新潟県エリアの全域にわたり分布している。</p> <p>(図-45 釣り場の分布)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>3) 港湾施設の利用状況</p> <p>新潟県エリアとしては、糸魚川市から青海町にわたり姫川港が位置する。姫川港の平成12年海上出入貨物量は、約387万トンとなっている。姫川港の取扱貨物の品目別構成をみると、移出ではセメント、輸移入では石炭及び非金属鉱物の占める割合が高い。</p> <p>(図-1.3.25 姫川港の海上出入貨物量)</p> <p>⑨ 防災</p> <p>1) 海岸保全施設整備</p> <p>新潟県エリアは海岸侵食が激しい海岸であることから、各地で海岸事業による海岸保全施設整備が行われている。沿岸全域で、人家と道路・鉄道などの重要公共施設が集中する区域や、姫川港などの大規模構造物周辺で海岸侵食が急進する恐れの高い区域においては、面的防護の推進により背後に直接被害が及ばない程度の安全性が確保されている。背後に人家がなく道路・鉄道のみ区域では、線的防護のみとなっている区間が多く残っていて、背後が森林・山地など自然のままとなっている区域では、天然海岸のままの区域も多い。</p> <p>2) 地域防災計画</p> <p>新潟県では、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、地域防災計画を策定している。</p> <p>この計画の風水害等対策編の河川・海岸災害予防計画では、計画方針が「(略)高潮又は波浪による浸水や湛水の被害発生を防止するため、(中略)海岸保全施設の整備等を計画的に行う。」としている。具体的には「防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、高潮、波浪等の災害から市街地を守るための、海岸、港湾施設等の整備に努める」「海岸保全区域、災害危険箇所を定期的に点検し、危険箇所の整備計画を策定するとともに、点検結果に基づき緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する」「ゼロメートル地帯の海岸堤防等の防災性の向上を図る」と定めている。</p> <p>震災対策編の津波災害予防計画では、計画方針を「新潟県の海岸線は、630.9kmにも及び、公共施設や集落だけでなく地理や地形に不案内な観光客が多数訪れる施設が点在する。したがって、防災関係機関は津波災害予防計画において、人命の保護を第一目的としてその根幹となる施設の予防と情報の伝達体制・監視体制の整備を図るとともに、一元的な情報システムのうえで避難体制を確立するものとする。」としている。</p> <p>風水害等対策編の個別災害対策には、油流出事故災害対策が位置づけられており、その内容は、主として沿岸住民等の生活の安全を確保するための流出油の防除、環境保全対策となっている。</p>	<p>3) 港湾施設の利用状況</p> <p>新潟県エリアとしては、糸魚川市に姫川港が位置する。姫川港の令和6年海上出入貨物量は、約264万トンとなっている。姫川港の取扱貨物の品目別構成をみると、輸移出ではセメント、輸移入では石炭及び非金属鉱物の占める割合が高い。</p> <p>(図-46 姫川港の海上出入貨物量の推移) (図-47 姫川港の品目別取扱貨物量)</p> <p>(9) 防災</p> <p>1) 海岸保全施設整備</p> <p>新潟県エリアは海岸侵食が激しい海岸であることから、各地で海岸事業による海岸保全施設整備が行われている。沿岸全域で、人家と道路・鉄道などの重要公共施設が集中する区域や、姫川港などの大規模構造物周辺で海岸侵食が急進する恐れの高い区域においては、面的防護の推進により背後に直接被害が及ばない程度の安全性が確保されている。背後に人家がなく道路・鉄道のみ区域では、線的防護のみとなっている区間が多く残っていて、背後が森林・山地など自然のままとなっている区域では、天然海岸のままの区域も多い。</p> <p>2) 地域防災計画</p> <p>新潟県では、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、地域防災計画を策定している。</p> <p>この計画の風水害対策編(令和7年10月修正)の河川・海岸災害予防計画では、計画方針が「(略)高潮又は高波等による浸水や湛水の被害発生を防止するため、(中略)海岸保全施設の整備等を計画的に行う。(後略)」としている。具体的には「海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する」「ゼロメートル地帯の海岸堤防等の防災性の向上を図る」「海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する」と定めている。</p> <p>震災対策編(令和7年10月修正)では、海岸保全区域の整備・改修に関して、「海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性を確保するなど、その効果が十分発揮できるよう適切な維持管理に努める。また、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。」とされている。また、災害危険箇所の調査・整備に関して、「地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、ゼロメートル地帯の海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。災害危険箇所の定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>⑩ 関連する法規制</p> <p>海岸においては、環境保全、国土保全及び利用の観点で関係する様々な法律がある。これらは、環境・利用・防護の調和のとれた総合的な海岸保全を目指す海岸法とは密接な関係にあり、十分な調整を図る必要がある。</p> <p>(表-1.3.4 沿岸域に關係する法律とその概要一覧-環境保全關係) (表-1.3.5 沿岸域に關係する法律とその概要一覧-国土保全關係) (表-1.3.6 沿岸域に關係する法律とその概要一覧-利用關係)</p> <p style="text-align: center;">23</p>	<p>整備に努める。」とされている。</p> <p>津波災害対策編(令和7年10月修正)では、計画の目的は「(前略)県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある津波災害から県土及び県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。(後略)」とされており、対策の方向性として「県内を一律にとらえて、対策を考えることは適切ではなく、地域特性に応じて、ある程度地域を類型化して対策を講じる必要がある。津波災害対策においては、緊急対応、応急対策、復旧対策、予防活動、啓発活動等の対策を考える際に、対策を考える際に、それぞれの地域特性における被害の様子を具体的に想起しながら、対策を検討する」とされている。</p> <p>個別災害対策編(令和7年10月修正)には、油流出事故災害対策が位置づけられており、その内容は、主として沿岸住民等の生活の安全を確保するための流出油の防除、環境保全対策となっている。</p> <p>(10)関連する法規制</p> <p>海岸においては、環境保全、国土保全及び利用の観点で関係する様々な法律がある。これらは、環境・利用・防護の調和のとれた総合的な海岸保全を目指す海岸法とは密接な関係にあり、十分な調整を図る必要がある。</p> <p>(表-15 沿岸域に關係する法律とその概要一覧-環境保全關係) (表-16 沿岸域に關係する法律とその概要一覧-国土保全關係) (表-17 沿岸域に關係する法律とその概要一覧-利用關係)</p> <p style="text-align: center;">24</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>⑪ 関連する諸計画</p> <p>1) 新潟県長期総合計画 新潟県長期総合計画には、海岸保全について施策体系「ゆうゆう・くらしづくり」のなかで次のように位置づけられている。</p> <p>○地球にやさしい環境共生の社会づくり 水をリサイクルし、自然に返すという観点で、豊かな水環境の保全に努めます。(中略)生態系の保全や自然との共生に配慮し、水と親しめる環境の整備を進めます。</p> <p>○安全で安心できる県土とくらしづくり 本県は、日本海に面する長い海岸線、信濃川、阿賀野川といった全国規模の大河や中小河川、急峻な地形とそれにつながる広い低平地を有し、昔から多くの土石流、地すべりや海岸侵食などの災害に見舞われてきました。(中略)依然として、災害の少ない安全で安心できる県土づくりが、県民の願いとなっています。(中略)波浪や津波による災害から県土を守るため、海岸侵食の防護対策を計画的に進めます。</p> <p>2) 新潟県環境基本計画 新潟県環境基本計画には、海岸環境について施策の方針「緑あふれる快適な環境づくり」のなかで次のように位置づけられている。</p> <p>○身近な緑と水辺の保全・形成：ふれあえる水辺の形成 海岸や河川、湖沼、湿地といった本県の特徴である豊富な水辺を生かし、それぞれの特性や利用形成を踏まえた身近にふれあえる水辺を形成します。 水辺の形成にあたっては、安全性などに十分留意しつつ、水辺の自然、親水性、水質や水量を総合的にとらえ、生態系に十分配慮して整備します。また、既にコンクリート護岸が整備されたような場所についても、周辺環境の状況に応じて、自然性の高いふれあえる水辺の形成を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生態系に配慮した水辺環境の保全・形成 ● ふれあえる水辺の形成事業の推進 	<p>(11) 関連する諸計画</p> <p>1) 新潟県総合計画(令和7年3月) 本計画は、新潟県の更なる発展と将来にわたり持続可能な地域社会の実現に向け、中長期的な視点から、今後、新潟県が取り組む政策全般の方向性を明らかにするもので、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とした新潟県の最上位の行政計画として、令和7年3月に策定された。 海岸保全については次のように位置づけられている。</p> <p>○災害から県民の命と暮らしを守るハード対策等の強化 被害の防止・軽減を図るための事前防災の対策と災害からの速やかな復旧・復興を図るための事前復興の対策を両輪で取り組む。 頻発・激甚化する大規模災害を踏まえ、犠牲者を出さない、社会経済活動を途絶させないため、被害を防止・軽減する治水・湛水防除・治山・土砂災害対策・海岸保全等の事前防災対策を強化するとともに、既存施設等の活用により流域の貯留機能の拡大(ダムの事前放流や田んぼダムの取組等)を図る。</p> <p>○確実な避難行動につなげる住民目線のソフト対策の強化 激甚化する豪雨・地震・津波・豪雪・火山噴火等の自然災害や、それらが複合して発生する複合災害については、ハード整備だけでは防ぎきれない命の危機に直結する災害であり、必ず発生するとの考えに立ち、国、県、市町村等からなる流域治水協議会等により連携体制を構築・強化し、相手に伝わる情報発信など住民目線に立ったソフト対策を、ハード対策と両輪で推進する。 洪水、土砂災害及び津波等のハザードマップ作成や要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援、防災情報提供など市町村が行う避難情報発令や地域防災力の向上に資する取組を支援する。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>2)新潟県国土強靱化地域計画(令和2年10月改定)</p> <p>新潟県では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づきを策定しており、本県のこれまでの被災経験や取組等を踏まえ、防災・危機管理体制の充実と日本海国土軸の強化を目指すことを理念とし、大規模自然災害全般に備え、防災・減災対策や老朽化対策、本県の拠点性向上に資する対策をハード・ソフトの両面から着実に推進することとしている。</p> <p>強靱化の推進方針として下記の項目に海岸に関するものが位置付けられている。</p> <p>1 一段加速した防災・減災対策の推進</p> <p>(1) 県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広い県土と長大な河川や海岸線を有し、また、脆弱な山地が多くを占めるなか、近年、気候変動により豪雨が激甚化・頻発化し、現行施設の能力を上回る災害により甚大な被害が広範囲で発生していることを踏まえ、災害を未然に防ぐ治山・海岸保全施設などの着実なハード整備と避難等のソフト対策を一体的・総合的に組み合わせ、県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策を推進する。 ・被害を未然に防止・軽減するための事前対応として、砂浜の養浜や海岸保全施設の整備等のハード整備を着実に進める。 <p>2 安全・安心な地域を支える基盤づくり</p> <p>(1) インフラ施設及び公共施設の安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設や海岸保全施設の維持管理、補修及び更新を計画的に行うことで、維持管理費用の抑制、予算の平準化及び施設の長寿命化を図り、予防保全型維持管理を推進する。 ・海岸における養浜や護岸の補修などを行うことにより、施設機能の保全・向上を図る。 ・港湾区域内の海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する。 ・漁港区域内の施設や海岸保全施設は、老朽化が進行するとともに、発生頻度の高い地震・津波に対する耐震・耐津波機能が不足している施設があることから、長寿命化と防災・減災機能の強化を計画的に取り組む。

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>3)新潟県環境基本計画 2017-2028</p> <p>新潟県環境基本計画には、基本目標「人と自然が共生する暮らし」及び「資源循環型社会の形成」のなかで、海岸環境について次のように位置づけられている。</p> <p>○人と自然が共生する暮らし—水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・多様な生物の生息・生育・繁殖環境を保全し、多様な河川景観と調和した河川整備（多自然川づくり）や、砂浜を守り、水辺の快適性と利用しやすさに配慮した海岸整備を推進し、水辺の保全を図ります。・港湾緑地の整備により快適で潤いのある港湾環境の創出を図ります。・沿岸域の環境や漁場の保全に向け、上流域における森づくり（魚の森づくり）を推進します。 <p>○資源循環型社会の形成—廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策</p> <ul style="list-style-type: none">・新潟県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、県、海岸管理者、市町村が連携した海岸漂着物の回収・処理を進めるとともに、発生抑制の取組を推進します。

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>3) 新潟県水環境保全基本方針</p> <p>新潟県では、健全で恵み豊かな水環境を確保し、これを良好な状態で将来に継承していくため、「新潟県生活環境の保全等に関する条例(平成8年10月全面改正)」において、県が水環境保全基本方針を策定すると定めている。これに基づき、「新潟県水環境保全基本方針(平成12年2月策定)」を定めており、その概要は次のとおりとなっている。</p> <p>○方針の性格</p> <p>この方針は、新潟県の水環境の保全にむけた総合的かつ長期的な取組の方向と具体的な計画を示すものであり、県民、事業者、行政が連携・協力して、水環境保全対策を進めていくために策定するものである。また、「新潟県環境保全基本計画」の水環境保全分野の個別の方針・計画と位置づけられるものである。</p> <p>○方針の対象</p> <p>この方針が対象とする水域等は、河川、湖沼、沿岸海域の水域、地下水、水辺地及びその関連する周辺地域とし、対象とする分野は、水質、水量、生物、水辺環境及び周辺環境と親水性とする。</p> <p>○方針の基本理念</p> <p>この方針の中では、「豊かな自然に恵まれた水環境を保全し創出する」の基本理念のもと、次の5つを大きな指針として施策を実施していくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指針1: 清らかな水と多様な生物をはぐくむ水域を確保する ● 指針2: 豊かな水の流れと健全な水環境を確保する ● 指針3: きれいで安全な水を確保する ● 指針4: 自然豊かで親しみのある水辺環境を保全し創出する ● 指針5: 水環境保全に向け共同参画による取組を進める <p>4) 海岸に関する諸計画等</p> <p>沿岸には、海岸と関わりの深い様々な計画・事業がある。</p> <p>(表-1.3.7 新潟県沿岸域における海岸に関する諸計画一覧表)</p>	<p>4)新潟県水環境保全基本方針</p> <p>新潟県では、健全で恵み豊かな水環境を確保し、これを良好な状態で将来に継承していくため、「新潟県生活環境の保全等に関する条例(平成8年10月全面改正)」において、県が水環境保全基本方針を策定すると定めている。これに基づき、「新潟県水環境保全基本方針」(平成12年2月策定、令和3年3月最終改訂)を定めており、その概要は次のとおりとなっている。</p> <p>○方針の位置付け</p> <p>この方針は、新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づき策定するもので、新潟県総合計画の基本理念である「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を目指すために水環境の面からの取組を示すものです。また、新潟県環境基本計画の水環境保全分野の個別の方針・計画として、県民、事業者、民間団体、市町村及び県の参加と連携、協働により将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を引き継いでいくための指針となるものです。</p> <p>○方針の対象</p> <p>(1) 対象とする水環境</p> <p>この方針の対象は、河川、湖沼、沿岸海域等の水域、地下水、水辺地及び水源かん養域としての森林等とし、対象とする分野は、水質、水の循環、水とのふれあい、水辺環境とその生物多様性とします。</p> <p>(2) 対象主体及び対象地域</p> <p>対象主体は県民、事業者、民間団体、市町村及び県とし、対象地域は県内全域とします。</p> <p>○方針の基本理念</p> <p>新潟県の豊かな水環境を保全・創造し、活用を図りつつ次の世代へ継承していくため、基本理念を『豊かな自然に恵まれた水環境を保全し創出する』とし、これに基づいて引き続き水環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。</p> <p>5)海岸に関する諸計画等</p> <p>沿岸には、海岸と関わりの深い様々な計画・事業がある。</p> <p>(表-18 新潟県沿岸域における海岸に関する諸計画一覧表)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>⑫ 海岸への要請</p> <p>1) 県民意識調査</p> <p>新潟県水環境保全基本方針の策定にむけて、平成9年度に県が全県域を対象に行った水環境保全についての意識調査によると、身近な海岸としては、上位から寺泊海岸、柏崎海岸、新潟海岸となっているように、良好な砂浜を有し海水浴利用などの利用頻度が多い海岸が上位となっている。</p> <p>海岸に対する満足度では、「水辺のきれいさ、ゴミの少なさ」が「やや不満」と「非常に不満」をあわせると67.1%と不満の割合が高くなっている。他の全ての項目では「普通」という回答が最も多く、「満足」や「不満」をあまり感じていない結果となっている。</p> <p>現在海岸で行っていることと、将来海岸でやりたいことでは、現状では「水泳」「魚釣り・魚とり」等の自然的環境を利用した行為とともに、「景色眺望」「ドライブ」「散歩」も多い。将来的には、「魚釣り・魚とり」「散歩」「バーベキュー・キャンプ」等が現状に比べて大きく増加している。</p> <p>海岸の環境保全上重要なこととしては、「家庭からの汚濁を軽減」63.5%、「工場排水による汚濁を軽減」58.7%と、汚濁負荷削減対策が重要との回答が最も多く、ついで「侵食防止対策」40.5%、「海生生物の生息環境保全」40.1%となっている。</p> <p>(図-1.3.26 身近な海岸(上位20海岸)) (図-1.3.27 海岸に対する満足度) (図-1.3.28 現在海岸で行っていること、将来海岸でやりたいこと) (図-1.3.29 海岸の環境保全上重要なこと)</p>	<p>(12) 海岸への要請</p> <p>1) 県民意識調査</p> <p>新潟県水環境保全基本方針の策定にむけて、令和元年度に県が全県域を対象に行った水環境保全についての意識調査によると、海岸に対する満足度では、「海岸のゴミの少なさ」が「やや不満」と「非常に不満」をあわせると60%近くと不満の割合が高くなっている。他の全ての項目では「普通」という回答が最も多く、「満足」や「不満」をあまり感じていない結果となっている。</p> <p>現在海岸で行っていることと、将来海岸でやりたいことでは、現状では「景色を楽しむ」「ドライブ」「散歩」等の自然的環境を利用した行為とともに、「水遊び」「花火、花火見物」「水泳」などのレクリエーションも多い。将来的には、「水遊び」「バーベキュー・キャンプ」等が現状に比べて大きく増加している。</p> <p>海岸の環境保全上重要なこととしては、「工場排水による汚濁を軽減」「家庭からの汚濁を軽減」がともに45%を超えており、汚濁負荷削減対策が重要との回答が最も多く、ついで「侵食防止対策」が40%を越え、「樹林の保全による海の動植物の生息環境の保全」は30%を越えている。</p> <p>(図-46 海岸に対する満足度) (図-49 海岸の環境保全上重要なこと) (図-50 現在海岸で行っていること、将来海岸でやりたいこと)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>2) 住民説明会での住民意見</p> <p>海岸保全基本計画策定にあたり、平成13年8月から平成14年2月の間に、県下全域の海岸関係30市町村において住民説明会を開催した。説明会では、海岸法改正の趣旨や海岸保全基本計画策定の背景を説明し、各地域における海岸保全施設整備の現状や今後の計画について意見聴取を行った。住民説明会は、概ね市町村を単位とした33会場で開催し、住民参加人数は県下全域で694人であった。</p> <p>富山湾沿岸の新潟エリアの説明会では、次のような住民意見があった。</p> <p>(防護面に関する要請)</p> <p>激しい冬期風浪に脅かされてきた歴史のある地域であるため、深刻な海岸侵食により失われてしまった砂浜に対し、人為的に土砂を供給するなどし、防災のみならず、環境・利用面からも回復が必要との強い要請があった。その中で、現状の海岸保全施設整備が、防災面では効果を発揮していることに対し評価する声もあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「離岸堤が整備されても、砂浜の回復が進まないの、高波の時には越波が心配」 ・ 「土砂供給の減少による侵食被害の発生は明白であり、これに対しては積極的な対応をすべき」 ・ 「海岸侵食により失われた砂浜の回復は、地元住民にとっても悲願であり、海水浴利用の多い隣接長野県からも要請がある」 ・ 「砂浜の回復には至っていないが、人工リーフの設置後は、越波被害が治まり、かつ護岸に波がぶつかる震動に悩まされることもなくなった」 <p>(環境面に関する要請)</p> <p>環境や景観面では、住民が、海岸侵食と共に、歴史ある景観が失われたり、懐かしい風景が様変わりしてしまったことを、非常に無念に感じているとの意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「“天下の険”と呼ばれる親不知海岸の砂浜は、昔は街道であり、観光名所でもあったが、今はその面影もない」 ・ 「昔は糸魚川の砂浜では、雪が積もるとスキーができたし、塩田として塩づくりも行われていた」 	<p>2) 住民説明会での住民意見</p> <p>海岸保全基本計画策定にあたり、平成13年8月から平成14年2月の間に、県下全域の海岸関係30市町村において住民説明会を開催した。説明会では、海岸法改正の趣旨や海岸保全基本計画策定の背景を説明し、各地域における海岸保全施設整備の現状や今後の計画について意見聴取を行った。住民説明会は、概ね市町村を単位とした33会場で開催し、住民参加人数は県下全域で694人であった。</p> <p>富山湾沿岸の新潟エリアの説明会では、次のような住民意見があった。</p> <p>(防護面に関する要請)</p> <p>激しい冬期風浪に脅かされてきた歴史のある地域であるため、深刻な海岸侵食により失われてしまった砂浜に対し、人為的に土砂を供給するなどし、防災のみならず、環境・利用面からも回復が必要との強い要請があった。その中で、現状の海岸保全施設整備が、防災面では効果を発揮していることに対し評価する声もあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「離岸堤が整備されても、砂浜の回復が進まないの、高波の時には越波が心配」 ・ 「土砂供給の減少による侵食被害の発生は明白であり、これに対しては積極的な対応をすべき」 ・ 「海岸侵食により失われた砂浜の回復は、地元住民にとっても悲願であり、海水浴利用の多い隣接長野県からも要請がある」 ・ 「砂浜の回復には至っていないが、人工リーフの設置後は、越波被害が治まり、かつ護岸に波がぶつかる震動に悩まされることもなくなった」 <p>(環境面に関する要請)</p> <p>環境や景観面では、住民が、海岸侵食と共に、歴史ある景観が失われたり、懐かしい風景が様変わりしてしまったことを、非常に無念に感じているとの意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「“天下の険”と呼ばれる親不知海岸の砂浜は、昔は街道であり、観光名所でもあったが、今はその面影もない」 ・ 「昔は糸魚川の砂浜では、雪が積もるとスキーができたし、塩田として塩づくりも行われていた」

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>(利用面に関する要請)</p> <p>海岸背後に狭隘な平坦地しかない地区が多いため、利用空間の増大を求める声があった。また、他県からも非常に多くの海水浴客が訪れる土地柄らしく、貴重な自然としての海岸の大切さや、自然の中にある危険について、理解を深めることが重要との意見があった。また、伝統行事に配慮するよう要請もあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「海岸沿いに国道が走り海水浴場と近いのだが、駐車場が不足している」 ・ 「ゴミの放置に悩まされている。ゴミの持ち帰りなど、マナー向上の啓発は隣の海岸利用者にも広く必要」 ・ 「釣り客などが、消波ブロックの上など危険なところ上がっているが、事故が起きないか心配だ」 ・ 「青海町の竹のからかいに支障がないよう、施設の計画には配慮してほしい」 <p>(その他)</p> <p>関係住民や利用者が、海岸と積極的にかかわってゆく意識が高いことがうかがえた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「具体的な事業の実施についても、事前に住民の意見を聴いてほしい」 ・ 「海岸のことをより理解できるように、写真で昔の海岸と現在の海岸を比較したり、全国の海岸の様子などを勉強するための資料を作って住民に提示してほしい」

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(2) 富山県エリアの社会的特性</p> <p>① <u>人口</u></p> <p>沿岸市町の人口は、平成 12 年度の国勢調査結果によれば、富山市が 32.5 万人で最も多く、次いで高岡市の 17.2 万人となっている。</p> <p>人口の推移をみると、昭和 60 年以降、富山市で 11,589 人増(3.7%増)、滑川市で 2,483 人増(4.8%増)、黒部市で 396 人増(0.3%増)のほかは、いずれも減少傾向にある。</p> <p>② <u>産業</u></p> <p>1) <u>産業構造</u></p> <p>沿岸における高岡市から富山市にかけての都市部では、第三次産業の比率が高く、新湊市では沿岸市町で唯一、全国平均を上回っている。</p> <p>2) <u>農業</u></p> <p>沿岸における市町村別農業粗生産額は、富山市が約 103 億円で最も高く、次いで高岡市の約 65 億円となっている。</p> <p>3) <u>漁業</u></p> <p>富山湾は、大陸棚の幅が狭く、急深で、「あいがめ」と呼ばれる海底谷が複雑に発達している。さらに、このような海底地形に加え、対馬暖流と日本海固有冷水塊(海洋深層水)がごく沿岸まで接近するという好漁場としての条件が揃っている。このため、古くから定置網漁業を中心とした沿岸漁業が発達している。富山県の定置網による漁獲量は、県内漁獲量の 7 割以上を占めている。市町村別の平成 12 年度漁獲高は、氷見市が最も多く約 8,000t、次いで新湊市の約 6,700t である。</p> <p>4) <u>工業</u></p> <p>沿岸の工業は、豊かな水と安価な電力によって、大正時代以降工場の立地が進み、繊維・紙・パルプ・鉄鋼・化学を中心に発達してきた。昭和 40 年代に富山新港周辺にアルミ関連企業を中心とした臨海工業地帯が建設されると、金属、非鉄金属工業のウエイトが急激に高まり、現在では日本海側屈指の工業集積を形成しており、アルミ工業は全国一のシェアを誇っている。平成 11 年度の製造品出荷額は、富山市が約 6,700 億円、高岡市が約 5,500 億円となっている。</p>	<p>1. 3. 2 富山県エリアの社会的特性</p> <p>(1) <u>人口</u></p> <p>沿岸市町の人口は、平成 12 年度の国勢調査結果によれば、富山市が 32.5 万人で最も多く、次いで高岡市の 17.2 万人となっている。</p> <p>人口の推移をみると、昭和 60 年以降、富山市で 11,589 人増(3.7%増)、滑川市で 2,483 人増(4.8%増)、黒部市で 396 人増(0.3%増)のほかは、いずれも減少傾向にある。</p> <p>(2) <u>産業</u></p> <p>1) <u>産業構造</u></p> <p>沿岸における高岡市から富山市にかけての都市部では、第三次産業の比率が高く、新湊市では沿岸市町で唯一、全国平均を上回っている。</p> <p>2) <u>農業</u></p> <p>沿岸における市町村別農業粗生産額は、富山市が約 103 億円で最も高く、次いで高岡市の約 65 億円となっている。</p> <p>3) <u>漁業</u></p> <p>富山湾は、大陸棚の幅が狭く、急深で、「あいがめ」と呼ばれる海底谷が複雑に発達している。さらに、このような海底地形に加え、対馬暖流と日本海固有冷水塊(海洋深層水)がごく沿岸まで接近するという好漁場としての条件が揃っている。このため、古くから定置網漁業を中心とした沿岸漁業が発達している。富山県の定置網による漁獲量は、県内漁獲量の 7 割以上を占めている。市町村別の平成 12 年度漁獲高は、氷見市が最も多く約 8,000 t、次いで新湊市の約 6,700t である。</p> <p>4) <u>工業</u></p> <p>沿岸の工業は、豊かな水と安価な電力によって、大正時代以降工場の立地が進み、繊維・紙・パルプ・鉄鋼・化学を中心に発達してきた。昭和 40 年代に富山新港周辺にアルミ関連企業を中心とした臨海工業地帯が建設されると、金属、非鉄金属工業のウエイトが急激に高まり、現在では日本海側屈指の工業集積を形成しており、アルミ工業は全国一のシェアを誇っている。平成 11 年度の製造品出荷額は、富山市が約 6,700 億円、高岡市が約 5,500 億円となっている。</p> <p>5) <u>商業</u></p> <p>沿岸における商業については、都市部の富山市、高岡市に集中しており、</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>5) 商業 沿岸における商業については、都市部の富山市、高岡市に集中しており、商店数、従業員数、年間販売額すべてで突出している。</p> <p>③ 交通 富山県の道路交通は、日本海沿岸に沿って北陸自動車道、国道8号が北陸の各主要都市を結んでいる。国道41号、156号、160号といった一般国道が南北にのびている。近年では、東海北陸自動車道や能越自動車道の整備が進行しており、東海地方とのアクセスが向上しつつある。 富山県の鉄道は、日本海沿岸に沿うJR北陸本線、名古屋と富山を結ぶJR高山本線が軸となっており、その他、沿岸市町間を結ぶ地方鉄道も整備されている。平成13年4月には北陸新幹線上越・富山間の工事が認可され、鉄道網のさらなる発展が期待されている。 空路は富山空港から国内及び対岸諸国の主要都市へ定期便が就航しており、海上交通としては、夏季に伏木富山港伏木地区より、ロシアのウラジオストクとの間に、旅客定期船が運航されている。</p> <p>④ 歴史 沿岸には米見市の大境洞窟や入善町のじょうべのま遺跡など、縄文時代をはじめとした多くの遺跡が発見されており、この地域に早くから文明が開けていたことが分かっている。また、史跡をはじめとする国指定、県指定の文化財が数多く残されている。 現在の富山県は、もと越中の国とよばれた地域を占めている。1581年に織田信長の命を受けた佐々成政が入国し、越中の支配に努めた。その後、越中4郡(礪波・射水・婦負・新川)は加賀前田氏の領国となり、幕藩体制が敷かれた後の1639年には、婦負郡と新川郡の一部が富山藩10万石となった。江戸時代を通じて藩は前田氏の治世下におかれたが、前田氏は藩政の確立に努め、農業生産力の向上、鉱山の開発、商工業の振興を積極的に行った。『越中富山の葉売り』として有名な売葉業は、2代目正甫公が領民の生活を豊かにするために奨励したものといわれる。 1871年(明治4年)に廃藩置県が行われると、越中のうち、旧富山藩領は富山県、旧加賀藩領は金沢県の一部となった。1872年(明治5年)には、越中全域が新川県に、さらに1876年(明治9年)にはこれを廃し、石川県に合併されている。しかし、加賀・能登側と越中との間で分県運動が高まり、1883年(明治16年)に越中は富山県として石川県から分離独立し、現在に至っている。</p>	<p>商店数、従業員数、年間販売額すべてで突出している。</p> <p>(3) 交通 富山県の道路交通は、日本海沿岸に沿って北陸自動車道、国道8号が北陸の各主要都市を結んでいる。国道41号、156号、160号といった一般国道が南北にのびている。近年では、東海北陸自動車道や能越自動車道の整備が進行しており、東海地方とのアクセスが向上しつつある。 富山県の鉄道は、日本海沿岸に沿うJR北陸本線、名古屋と富山を結ぶJR高山本線が軸となっており、その他、沿岸市町間を結ぶ地方鉄道も整備されている。平成13年4月には北陸新幹線上越・富山間の工事が認可され、鉄道網のさらなる発展が期待されている。 空路は富山空港から国内及び対岸諸国の主要都市へ定期便が就航しており、海上交通としては、夏季に伏木富山港伏木地区より、ロシアのウラジオストクとの間に、旅客定期船が運航されている。</p> <p>(4) 歴史 沿岸には米見市の大境洞窟や入善町のじょうべのま遺跡など、縄文時代をはじめとした多くの遺跡が発見されており、この地域に早くから文明が開けていたことが分かっている。また、史跡をはじめとする国指定、県指定の文化財が数多く残されている。 現在の富山県は、もと越中の国とよばれた地域を占めている。1581年に織田信長の命を受けた佐々成政が入国し、越中の支配に努めた。その後、越中4郡(礪波・射水・婦負・新川)は加賀前田氏の領国となり、幕藩体制が敷かれた後の1639年には、婦負郡と新川郡の一部が富山藩10万石となった。江戸時代を通じて藩は前田氏の治世下におかれたが、前田氏は藩政の確立に努め、農業生産力の向上、鉱山の開発、商工業の振興を積極的に行った。『越中富山の葉売り』として有名な売葉業は、2代目正甫公が領民の生活を豊かにするために奨励したものといわれる。 1871年(明治4年)に廃藩置県が行われると、越中のうち、旧富山藩領は富山県、旧加賀藩領は金沢県の一部となった。1872年(明治5年)には、越中全域が新川県に、さらに1876年(明治9年)にはこれを廃し、石川県に合併されている。しかし、加賀・能登側と越中との間で分県運動が高まり、1883年(明治16年)に越中は富山県として石川県から分離独立し、現在に至っている。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>⑤ 文化財</p> <p>(f) 指定文化財 国指定文化財は、沿岸の9市町に分布しており、最も件数が高岡市では37件が指定されている。 県指定文化財については、高岡市及び富山市に分布が集中しており、それぞれ26件と21件である。</p> <p>(g) 埋蔵文化財 沿岸には氷見市の大境洞窟や入善町のじょうべのま遺跡など14件の埋蔵文化財が分布しており、この地域に早くから文明が開けていたことが分かっている。</p> <p>⑥ 土地利用</p> <p>沿岸の現況土地利用の地目別面積をみると、朝日町、魚津市、氷見市では、山地の占める割合が多くなっている。また、富山市周辺の都市部では、農地、宅地、山林が同程度となっている。また、入善町では町の半分以上が農地となっている。</p> <p>⑦ 海岸災害</p> <p>1) 侵食 富山県の海岸は、急峻な海底勾配と冬季風浪、湾内に見られる寄り回り波等の厳しい海象条件とあいまって、全国でもまれにみる侵食海岸となっており、ほぼ全域に渡って侵食傾向にある。漂砂機構の特徴としては、海底谷が海岸近くまで迫っていることから、沖合への土砂損失があげられる。中でも侵食の激しい黒部市、入善町の黒部川の河口に位置する下新川海岸は、昭和35年より国が直轄海岸工事を実施している。 また、侵食によって後退した浜に冬季風浪や寄り回り波等の高波が来襲することによる越波災害も頻発している状況にある。特に湾奥部の富山市周辺及び朝日町、入善町等での発生頻度が高い。</p> <p>2) 高潮・波浪 富山県の海岸では、侵食によって後退した浜に冬季風浪や寄り回り波等の高波が来襲することによる越波災害も頻発している状況にある。特に湾奥部の富山市周辺、朝日町、入善町等での発生頻度が高い。</p>	<p>(5) 文化財</p> <p>1) 指定文化財 国指定文化財は、沿岸の9市町に分布しており、最も件数が高岡市では37件が指定されている。 県指定文化財については、高岡市及び富山市に分布が集中しており、それぞれ26件と21件である。</p> <p>2) 埋蔵文化財 沿岸には氷見市の大境洞窟や入善町のじょうべのま遺跡など14件の埋蔵文化財が分布しており、この地域に早くから文明が開けていたことが分かっている。</p> <p>(6) 土地利用</p> <p>沿岸の現況土地利用の地目別面積をみると、朝日町、魚津市、氷見市では、山地の占める割合が多くなっている。また、富山市周辺の都市部では、農地、宅地、山林が同程度となっている。また、入善町では町の半分以上が農地となっている。</p> <p>(7) 海岸災害</p> <p>1) 侵食 富山県の海岸は、急峻な海底勾配と冬季風浪、湾内に見られる寄り回り波等の厳しい海象条件とあいまって、全国でもまれにみる侵食海岸となっており、ほぼ全域に渡って侵食傾向にある。漂砂機構の特徴としては、海底谷が海岸近くまで迫っていることから、沖合への土砂損失があげられる。中でも侵食の激しい黒部市、入善町の黒部川の河口に位置する下新川海岸は、昭和35年より国が直轄海岸工事を実施している。 また、侵食によって後退した浜に冬季風浪や寄り回り波等の高波が来襲することによる越波災害も頻発している状況にある。特に湾奥部の富山市周辺及び朝日町、入善町等での発生頻度が高い。</p> <p>2) 高潮・波浪 富山県の海岸では、侵食によって後退した浜に冬季風浪や寄り回り波等の高波が来襲することによる越波災害も頻発している状況にある。特に湾奥部の富山市周辺、朝日町、入善町等での発生頻度が高い。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>⑧ 沿岸域の利用の現況</p> <p>1) 漁業利用の状況</p> <p>(a) 漁港の位置及び種別 沿岸には、第1種漁港が10港、第2種漁港が4港、第3種漁港が2港の計16港の漁港が存在している。なお、第4種漁港は存在しない。</p> <p>(b) 漁業権の設定 沿岸一帯が、共同漁業権漁場に設定されている。区画漁業権は18箇所が設定されており、ワカメ、魚類の養殖が行われている。定置漁業権は79箇所設定されており、イワシ、ホタルイカ、ブリ漁が盛んである。</p> <p>(c) 漁場 スルメイカのいか釣り、シロエビ・ホッコクアカエビ等の小型底びき網、ベニズワイ・バイ類等のかごなわ漁業が行われている。</p> <p style="text-align: center;">32</p>	<p>(8) 沿岸域の利用の現況</p> <p>1) 漁業利用の状況</p> <p>① 漁港の位置及び種別 沿岸には、第1種漁港が10港、第2種漁港が4港、第3種漁港が2港の計16港の漁港が存在している。なお、第4種漁港は存在しない。</p> <p>② 漁業権の設定 沿岸一帯が、共同漁業権漁場に設定されている。区画漁業権は18箇所が設定されており、ワカメ、魚類の養殖が行われている。定置漁業権は79箇所設定されており、イワシ、ホタルイカ、ブリ漁が盛んである。</p> <p>③ 漁場 スルメイカのいか釣り、シロエビ・ホッコクアカエビ等の小型底びき網、ベニズワイ・バイ類等のかごなわ漁業が行われている。</p> <p style="text-align: center;">35</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>2) レクリエーション利用の状況</p> <p>(a) 観光入り込み状況 平成11年度の富山県の海洋性レクリエーションの入り込み客数は、187万人であった。</p> <p>(b) 海岸域における観光地の分布 沿岸には、魚津市の蟹気楼、埋没林、入善沖の海底林、滑川市水橋より魚津市にいたるホタルイカの群遊海面、北アルプスの景観等をはじめとする自然系資源から、黒部市の「えびすまつり」、滑川市の「ネブタ流し」等の人文系資源及び「ほたるいかミュージアム」に代表される観光施設のように多種多様な観光資源が分布している。</p> <p>(c) 祭・行事 沿岸では、黒部市の「えびすまつり」、滑川市の「ネブタ流し」等海にまつわる数多くの行祭事が現在に伝えられている。これらは主に海で生活する漁民にかかわるものが多いのが特徴的である。近年では、スポーツイベントや花火大会が数多く行われている。</p> <p>(d) 釣り場 釣り場は沿岸の全域にわたり分布している。</p>	<p>2)レクリエーション利用の状況</p> <p>①観光入り込み状況 平成11年度の富山県の海洋性レクリエーションの入り込み客数は、187万人であった。</p> <p>②海岸域における観光地の分布 沿岸には、魚津市の蟹気楼、埋没林、入善沖の海底林、滑川市水橋より魚津市にいたるホタルイカの群遊海面、北アルプスの景観等をはじめとする自然系資源から、黒部市の「えびすまつり」、滑川市の「ネブタ流し」等の人文系資源及び「ほたるいかミュージアム」に代表される観光施設のように多種多様な観光資源が分布している。</p> <p>③祭・行事 沿岸では、黒部市の「えびすまつり」、滑川市の「ネブタ流し」等海にまつわる数多くの行祭事が現在に伝えられている。これらは主に海で生活する漁民にかかわるものが多いのが特徴的である。近年では、スポーツイベントや花火大会が数多く行われている。</p> <p>④釣り場 釣り場は沿岸の全域にわたり分布している。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画 (H28 公表)	今回改定内容
<p>3) 港湾施設の利用状況</p> <p>高岡市、新湊市、富山市の沿岸部に位置する伏木富山港は特定重要港湾として日本海沿岸を代表する港湾ともなっている(日本海側の特定重要港湾は伏木富山港と新潟港のみである。)。この他に地方港湾として魚津港(魚津市)がある。伏木富山港の取扱貨物は、輸出、移出とも化学工業品の占める割合が高い。また、輸入では林産品、鉱産品、移入では化学工業品が最も高い。魚津港の取扱貨物は、輸移入は水産品、輸移出については砂利等の石材にほぼ限定されている。</p> <p>⑨ 防災</p> <p>1) 海岸保全施設整備</p> <p>沿岸は古くから海岸侵食、越波と闘ってきたところである。海岸侵食は、住民生活、農業、漁業、地域交通に大きな影響を与えてきた。とくに、県東部にあたる下新川海岸の侵食状況は著しいことから、昭和 35 年度に直轄海岸工事施行区域に指定され、直轄海岸事業が展開されている。また、その他の海岸部についても順次、護岸、離岸堤、消波工などの様々な保全施設の整備が展開され、侵食、越波に対して充実しつつあるが、依然として海岸防災の必要性は高いものになっている。</p> <p>一方、現在では海岸利用や自然環境保全、景観保全などの多様で高度な要望に対応するため、人工リーフ、養浜やサンドバイパス等の工法を積極的に導入した面的防護方式による保全施設事業が進められている。</p>	<p>3) 港湾施設の利用状況</p> <p>高岡市、新湊市、富山市の沿岸部に位置する伏木富山港は特定重要港湾として日本海沿岸を代表する港湾ともなっている(日本海側の特定重要港湾は伏木富山港と新潟港のみである。)。この他に地方港湾として魚津港(魚津市)がある。伏木富山港の取扱貨物は、輸出、移出とも化学工業品の占める割合が高い。また、輸入では林産品、鉱産品、移入では化学工業品が最も高い。魚津港の取扱貨物は、輸移入は水産品、輸移出については砂利等の石材にほぼ限定されている。</p> <p>(9) 防災</p> <p>1) 海岸保全施設整備</p> <p>沿岸は古くから海岸侵食、越波と闘ってきたところである。海岸侵食は、住民生活、農業、漁業、地域交通に大きな影響を与えてきた。とくに、県東部にあたる下新川海岸の侵食状況は著しいことから、昭和 35 年度に直轄海岸工事施行区域に指定され、直轄海岸事業が展開されている。また、その他の海岸部についても順次、護岸、離岸堤、消波工などの様々な保全施設の整備が展開され、侵食、越波に対して充実しつつあるが、依然として海岸防災の必要性は高いものになっている。</p> <p>一方、現在では海岸利用や自然環境保全、景観保全などの多様で高度な要望に対応するため、人工リーフ、養浜やサンドバイパス等の工法を積極的に導入した面的防護方式による保全施設事業が進められている。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>⑩ 関連する諸計画</p> <p>1) 富山県民新世紀計画（平成13年4月）</p> <p>富山県では21世紀を迎え、これまでの県づくりの成果とこれからの時代潮流を見定め、21世紀初頭における県づくりの目指すべき方向とその実現のための方策を明らかにするものとして、平成13年4月に『水と緑といのちが輝く 元気とやま』を基本目標とする「富山県民新世紀計画」を策定している。</p> <p>富山県民新世紀計画では、基本目標の実現に向けて施策を総合的に展開するための政策の柱として、「人材立県」「生活立県」「環境立県」「産業立県」と並んで「国際立県」を掲げている。</p> <p>このうち、「環境立県」の項目において、沿岸域に係わる施策を以下のように設定している。</p> <p>○ 海洋・沿岸域の保全と活用 (施策の方向)</p> <div data-bbox="557 1024 1311 1140" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>富山湾をはじめとする日本海及びその沿岸域について、その保全と開発利用を進めるとともに、日本海学の確立・普及等、日本海ミュージアム構想を推進します。</p> </div> <p>□海洋・沿岸域の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然海岸の保全 ・ 面的防護方式による海岸整備 ・ 緩傾斜護岸等による親水空間の創出 ・ 港湾緑地の整備 ・ 人工ビーチの整備 ・ 白砂青松の美しい海岸保全林の整備 <p>□日本海ミュージアム構想の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伏木富山港新湊地区の旅客ふ頭の整備 ・ 西埋立地緑地の整備 ・ 日本海学の確立・普及 ・ 日本海博物館(仮称)構想の推進 	<p>(10) 関連する諸計画</p> <p>1) 富山県民新世紀計画（平成13年4月）</p> <p>富山県では21世紀を迎え、これまでの県づくりの成果とこれからの時代潮流を見定め、21世紀初頭における県づくりの目指すべき方向とその実現のための方策を明らかにするものとして、平成13年4月に『水と緑といのちが輝く 元気とやま』を基本目標とする「富山県民新世紀計画」を策定している。</p> <p>富山県民新世紀計画では、基本目標の実現に向けて施策を総合的に展開するための政策の柱として、「人材立県」「生活立県」「環境立県」「産業立県」と並んで「国際立県」を掲げている。</p> <p>このうち、「環境立県」の項目において、沿岸域に係わる施策を以下のように設定している。</p> <p>○ 海洋・沿岸域の保全と活用 (施策の方向)</p> <div data-bbox="1846 1014 2576 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>富山湾をはじめとする日本海及びその沿岸域について、その保全と開発利用を進めるとともに、日本海学の確立・普及等、日本海ミュージアム構想を推進します。</p> </div> <p>□海洋・沿岸域の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然海岸の保全 ・ 面的防護方式による海岸整備 ・ 緩傾斜護岸等による親水空間の創出 ・ 港湾緑地の整備 ・ 人工ビーチの整備 ・ 白砂青松の美しい海岸保全林の整備 <p>□日本海ミュージアム構想の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伏木富山港新湊地区の旅客ふ頭の整備 ・ 西埋立地緑地の整備 ・ 日本海学の確立・普及 ・ 日本海博物館(仮称)構想の推進

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>2) 富山県環境基本計画（平成10年4月）</p> <p>環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、富山県環境基本条例の基本理念を実現することを目的として、平成10年4月1日に施行された富山県における環境の保全と創造に関する最も基本となる計画である。</p> <p>このうち、沿岸域に係わる項目として以下のように設定している。</p> <p>○ 心地よい水辺環境の創造 （目標）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>清く豊かな水に恵まれた富山</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和を図り、水や緑、魚などの自然とふれあうことができ、散策できる憩いの場を確保する。 </div> <p>（施策の方向）</p> <p>ア. 個々の水辺に求められる本来の機能との整合を図りつつ、クリーンウォーター計画において示している快適な環境に親しむ場としての水辺空間の創出、自然性の確保を図るとともに、名水等の保全を推進する。</p> <p>イ. 河川、海岸等の身近な水辺については、豊かな自然と調和したふれあいの場を創出する。特に海辺については、海岸延長に占める自然海岸及び半自然海岸の比率をおおむね現在の水準に維持するとともに、自然海岸に近い景観を維持、回復するため構造物や工法等に工夫した海岸整備を進める。</p> <p>ウ. 県土美化推進県民会議等の取組みにより、河川、海岸等の水辺やその周辺においては、県民総ぐるみで地域の清掃や美化活動を行う。</p>	<p>2) 富山県環境基本計画（平成10年4月）</p> <p>環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、富山県環境基本条例の基本理念を実現することを目的として、平成10年4月1日に施行された富山県における環境の保全と創造に関する最も基本となる計画である。</p> <p>このうち、沿岸域に係わる項目として以下のように設定している。</p> <p>○ 心地よい水辺環境の創造 （目標）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>清く豊かな水に恵まれた富山</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和を図り、水や緑、魚などの自然とふれあうことができ、散策できる憩いの場を確保する。 </div> <p>（施策の方向）</p> <p>ア. 個々の水辺に求められる本来の機能との整合を図りつつ、クリーンウォーター計画において示している快適な環境に親しむ場としての水辺空間の創出、自然性の確保を図るとともに、名水等の保全を推進する。</p> <p>イ. 河川、海岸等の身近な水辺については、豊かな自然と調和したふれあいの場を創出する。特に海辺については、海岸延長に占める自然海岸及び半自然海岸の比率をおおむね現在の水準に維持するとともに、自然海岸に近い景観を維持、回復するため構造物や工法等に工夫した海岸整備を進める。</p> <p>ウ. 県土美化推進県民会議等の取組みにより、河川、海岸等の水辺やその周辺においては、県民総ぐるみで地域の清掃や美化活動を行う。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>3) とやま 21 世紀海ビジョン（平成 6 年 3 月）</p> <p>とやま 21 世紀海ビジョンは、富山湾及び沿岸域において既に取り組みられている多くの施策を体系化するとともに、海洋に対する新しい時代の要請を取りこみながら、21 世紀に向けて富山湾及び沿岸域の特性をふまえつつ、その可能性を最大限に生かした海の利用構想を示すことを目的として、県及び沿岸 9 市町が協力して策定したものである。</p> <p>このビジョンの役割は、①県及び沿岸市町が富山湾及び沿岸域で行う各種海洋関連施策の総合性及び計画性を確保するとともに、②県民や民間企業等の自主的活動を促進・誘導し、併せて、③国等の事業に対して要望すべき事項を明らかにしたものである。</p> <p>○ ビジョンの基本目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>きれいで豊かな富山湾を守り育てるとともに、その可能性を最大限に活かして、海の科学・文化の拠点形成、海の産業の拠点形成、海に親しむ余暇活動の拠点形成を通じて、恵み豊かな富山湾の利用を進める。これにより、人々がうるおいを感じ、いきいきと活動する沿岸域を創造し、さらに、富山から日本海へと大きくはばたき、環日本海地域に発信していく。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1. きれいで豊かな富山湾を守り育てる 2. 恵み豊かな富山湾の利用を進める 3. 富山から環日本海地域に発信する <p>○ 21 世紀に向けた富山湾の保全・利用構想</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.きれいで豊かな富山湾を守り育てる <ul style="list-style-type: none"> ・ 富山湾の水質環境の保全 ・ 安全で人と自然にやさしい海岸の形成 2.恵み豊かな富山湾の利用を進める <ol style="list-style-type: none"> I.海の科学・文化の拠点形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋科学研究の推進 ・ 海洋文化の継承と創造 II.海の産業の拠点形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水産業の活性化 ・ 深層水を活用した新しい産業の振興 III.海に親しむ余暇空間の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海のレジャー・レクリエーションの振興 ・ 観光レクリエーションルートの整備拡充 3.富山から環日本海地域に発信する <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本海国土軸の形成 ・ 対岸地域交流の推進 ・ 日本海に関する総合的な調査研究の推進 	<p>3)とやま 21 世紀海ビジョン（平成 6 年 3 月）</p> <p>とやま 21 世紀海ビジョンは、富山湾及び沿岸域において既に取り組みられている多くの施策を体系化するとともに、海洋に対する新しい時代の要請を取りこみながら、21 世紀に向けて富山湾及び沿岸域の特性をふまえつつ、その可能性を最大限に生かした海の利用構想を示すことを目的として、県及び沿岸 9 市町が協力して策定したものである。</p> <p>このビジョンの役割は、①県及び沿岸市町が富山湾及び沿岸域で行う各種海洋関連施策の総合性及び計画性を確保するとともに、②県民や民間企業等の自主的活動を促進・誘導し、併せて、③国等の事業に対して要望すべき事項を明らかにしたものである。</p> <p>○ ビジョンの基本目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>きれいで豊かな富山湾を守り育てるとともに、その可能性を最大限に活かして、海の科学・文化の拠点形成、海の産業の拠点形成、海に親しむ余暇活動の拠点形成を通じて、恵み豊かな富山湾の利用を進める。これにより、人々がうるおいを感じ、いきいきと活動する沿岸域を創造し、さらに、富山から日本海へと大きくはばたき、環日本海地域に発信していく。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1. きれいで豊かな富山湾を守り育てる 2. 恵み豊かな富山湾の利用を進める 3. 富山から環日本海地域に発信する <p>○ 21 世紀に向けた富山湾の保全・利用構想</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.きれいで豊かな富山湾を守り育てる <ul style="list-style-type: none"> ・ 富山湾の水質環境の保全 ・ 安全で人と自然にやさしい海岸の形成 2.恵み豊かな富山湾の利用を進める <ol style="list-style-type: none"> I.海の科学・文化の拠点形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋科学研究の推進 ・ 海洋文化の継承と創造 II.海の産業の拠点形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水産業の活性化 ・ 深層水を活用した新しい産業の振興 III.海に親しむ余暇空間の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海のレジャー・レクリエーションの振興 ・ 観光レクリエーションルートの整備拡充 3.富山から環日本海地域に発信する <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本海国土軸の形成

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<ul style="list-style-type: none">・ 対岸地域交流の推進・ 日本海に関する総合的な調査研究の推進

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>4) 富山県景観条例（平成14年9月）</p> <p>富山県民新世紀計画(平成13年6月策定)では、「水と緑といのちが輝く元気とやま」を目標とした県土づくりを目指しており、このような県民意識の変化や社会の動向に的確に対応し、かつ、計画の中で掲げる「環境と調和した美しい地域づくり」を実現するためにも、より一層の景観施策の推進が期待されている。</p> <p>このような背景のもと、平成14年9月に景観条例が制定された。</p> <p>○ 基本理念（条例第3条）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 景観づくりは、優れた景観が県民にとって貴重な財産であることにかんがみ、優れた景観が次代に適切に継承されることを旨として、行われなければならない。 ● 景観づくりは、本県のかげがえのない美しく豊かな自然を守り、地域の歴史、文化等の個性を生かし、水と緑で彩られ、魅力あふれる景観を創ることを旨として、行われなければならない。 ● 景観づくりは、県民の景観づくりの心を基本として、県民の主体的かつ積極的な取組を通じて、行われなければならない。 ● 景観づくりは、景観が人の社会的経済的活動の展開の中で形成されていくものであることにかんがみ、県、市町村、県民及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。 </div> <p>このうち、沿岸に係わるものとして、以下のような項目が定められている。</p> <p>○ 水辺の景観づくり（条例第15条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県は、水辺の景観づくりを推進するため、多様な生態系に配慮しながら、水に親しむ施設の整備、水辺の緑化、浄化用水の導入その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2. 知事は、水辺の景観づくりのために必要があると認めるときは、県以外の当該水辺を管理する者に対し、必要な協力を要請するものとする。 <p>○ 公共事業等における配慮（条例第20条）</p> <p>公共事業並びに県民及び事業者の建築物等の建築、土地の区画形質の変更その他の行為は、地域の自然、歴史、文化等の特性、周辺の町並みとの調和及び 県民に親しまれる山岳、海岸、田園等の景観に配慮して行われるものとする。</p>	<p>4)富山県景観条例（平成14年9月）</p> <p>富山県民新世紀計画（平成13年6月策定）では、「水と緑といのちが輝く元気とやま」を目標とした県土づくりを目指しており、このような県民意識の変化や社会の動向に的確に対応し、かつ、計画の中で掲げる「環境と調和した美しい地域づくり」を実現するためにも、より一層の景観施策の推進が期待されている。</p> <p>このような背景のもと、平成14年9月に景観条例が制定された。</p> <p>○ 基本理念（条例第3条）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 景観づくりは、優れた景観が県民にとって貴重な財産であることにかんがみ、優れた景観が次代に適切に継承されることを旨として、行われなければならない。 ● 景観づくりは、本県のかげがえのない美しく豊かな自然を守り、地域の歴史、文化等の個性を生かし、水と緑で彩られ、魅力あふれる景観を創ることを旨として、行われなければならない。 ● 景観づくりは、県民の景観づくりの心を基本として、県民の主体的かつ積極的な取組を通じて、行われなければならない。 ● 景観づくりは、景観が人の社会的経済的活動の展開の中で形成されていくものであることにかんがみ、県、市町村、県民及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。 </div> <p>このうち、沿岸に係わるものとして、以下のような項目が定められている。</p> <p>○ 水辺の景観づくり（条例第15条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県は、水辺の景観づくりを推進するため、多様な生態系に配慮しながら、水に親しむ施設の整備、水辺の緑化、浄化用水の導入その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2. 知事は、水辺の景観づくりのために必要があると認めるときは、県以外の当該水辺を管理する者に対し、必要な協力を要請するものとする。 <p>○ 公共事業等における配慮（条例第20条）</p> <p>公共事業並びに県民及び事業者の建築物等の建築、土地の区画形質の変更その他の行為は、地域の自然、歴史、文化等の特性、周辺の町並みとの調和及び 県民に親しまれる山岳、海岸、田園等の景観に配慮して行われるものとする。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>⑪ 海岸への要請</p> <p>1) 富山県住民アンケート結果</p> <p>平成14年3～4月に、沿岸市町を対象に実施した海岸に関する住民アンケート結果を以下に整理する。アンケートの返信総数は606通であった。(アンケート回収率 約40%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が持つ県内の海岸のイメージとしては、「テトラポッド等のブロックの多い場所」、「魚釣り等ができる磯や防波堤」と答える人が多く、いずれも全体の4割程度を占めた。 ・ 「自然なままの砂浜」をイメージする人は、全体の3割程度を占め、海岸侵食によって失われた砂浜や自然環境を昔のように戻して欲しいとの要望が多かった。 ・ 「波が高く危険なところ」をイメージする人は全体の3割弱程度を占めた。また、既設の堤防や消波ブロックをどのように考えているか?との問いには、景観や自然環境を悪化させている、まだ安全でない、海辺に近づく妨げになっている等の理由により、「改良すべき」と考える人が、全体の7割を占めた。一方、「このままで良い」と考える人は、3割弱であった。 ・ 海辺のゴミ問題を指摘する回答も多く、約6割の人が「ゴミ拾い等の海岸愛護のボランティアに参加している、もしくは機会があれば参加したい」と返答しており、地域住民の海岸に対する意識の強さがうかがえた。一方、海岸利用者のマナーの徹底や、河川から流出するゴミへの対応に対する要望が強かった。 ・ 海岸の利用目的としては、散歩、ジョギング等の日常の利用や、海水浴、釣り、花火大会、祭事等のイベントといったレジャーの場としての利用が多数を占めた。そのため、今後の海岸整備の要望に対する項目でも、公園、緑地、遊歩道と言った日常的な利用に資する施設や、人工ビーチ、釣り桟橋、展望施設といったレジャー施設の整備の要望が強かった。また、海岸周辺の道路、駐車場の整備など、海岸へのアクセス、利便性の向上に関する要望も見られた。 ・ 将来、海岸をどのようにしていくべきか?との項目では、「海岸にゴミを捨てないなどのモラル向上の啓発に努める。」が全体の6割で最も多く、次いで、災害を防止するための堤防等の整備、生物の生育環境の保全、利用に配慮した公園や緩傾斜堤防等の整備など、防護面、環境面、利用面の多岐にわたった結果となった。 	<p>(11) 海岸への要請</p> <p>1) 富山県住民アンケート結果</p> <p>平成14年3～4月に、沿岸市町を対象に実施した海岸に関する住民アンケート結果を以下に整理する。アンケートの返信総数は606通であった。(アンケート回収率 約40%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が持つ県内の海岸のイメージとしては、「テトラポッド等のブロックの多い場所」、「魚釣り等ができる磯や防波堤」と答える人が多く、いずれも全体の4割程度を占めた。 ・ 「自然なままの砂浜」をイメージする人は、全体の3割程度を占め、海岸侵食によって失われた砂浜や自然環境を昔のように戻して欲しいとの要望が多かった。 ・ 「波が高く危険なところ」をイメージする人は全体の3割弱程度を占めた。また、既設の堤防や消波ブロックをどのように考えているか?との問いには、景観や自然環境を悪化させている、まだ安全でない、海辺に近づく妨げになっている等の理由により、「改良すべき」と考える人が、全体の7割を占めた。一方、「このままで良い」と考える人は、3割弱であった。 ・ 海辺のゴミ問題を指摘する回答も多く、約6割の人が「ゴミ拾い等の海岸愛護のボランティアに参加している、もしくは機会があれば参加したい」と返答しており、地域住民の海岸に対する意識の強さがうかがえた。一方、海岸利用者のマナーの徹底や、河川から流出するゴミへの対応に対する要望が強かった。 ・ 海岸の利用目的としては、散歩、ジョギング等の日常の利用や、海水浴、釣り、花火大会、祭事等のイベントといったレジャーの場としての利用が多数を占めた。そのため、今後の海岸整備の要望に対する項目でも、公園、緑地、遊歩道と言った日常的な利用に資する施設や、人工ビーチ、釣り桟橋、展望施設といったレジャー施設の整備の要望が強かった。また、海岸周辺の道路、駐車場の整備など、海岸へのアクセス、利便性の向上に関する要望も見られた。 ・ 将来、海岸をどのようにしていくべきか?との項目では、「海岸にゴミを捨てないなどのモラル向上の啓発に努める。」が全体の6割で最も多く、次いで、災害を防止するための堤防等の整備、生物の生育環境の保全、利用に配慮した公園や緩傾斜堤防等の整備など、防護面、環境面、利用面の多岐にわたった結果となった。

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>2) 富山県の住民懇談会の開催</p> <p>平成14年3月～4月にかけて、富山県の沿岸市町村(9市町、10地区)において、海岸保全施設整備に関する住民懇談会を開催した。</p> <p>この会では、海岸法の改正、海岸保全基本計画に関する説明のほか、地域住民の方々が普段から思っている意見を交わす場として設けられたものであり、今後も引き続き開催して欲しいとの要望が強く、住民の方々の海岸に対する意識の高さがうかがえた。</p> <p>懇談会で出された意見の概要を以下にまとめる。</p> <p>(防護面に関する要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境面、利用面への配慮も大事ではあるが、災害防止を最優先して欲しい。 ・ 既設離岸堤に副堤を設置して消波効果を増進して欲しい。 ・ 老朽化施設の点検、改修を徹底して欲しい。 ・ 事業の実施順序はどのようになっているのか？ ・ 河川の河口部に土砂が堆積しており、対策を施して欲しい。 ・ 背後地の塩害対策、背後道路への石の飛散対策を実施して欲しい。 ・ 施設にあたる波の音が大きい。 <p>(環境面に関する要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昔のような自然な海岸・砂浜を復元して欲しい。 ・ 背後の松並木を復元して欲しい。新たに海岸林を整備して欲しい。 ・ 保全施設の整備によって、周辺の漁業や藻場に影響が出ている。 ・ ゴミ問題に対し、利用者のマナーの改善・啓発やゴミの処理の対応を、行政主体でやって欲しい。 ・ これ以上、浜に手をつけて欲しくない。 <p>(利用面に関する要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸でのレクリエーション施設を整備して欲しい。 ・ 周辺の観光に役立つ海岸整備を行って欲しい。 ・ アクセスに配慮した階段護岸だけではなく、子供が遊べる磯場などを造成して欲しい。 ・ 砂浜に人が入りやすくするのは良いが、このために浜が荒らされるのは困る。利用者のマナー啓発を図るなど、整備後の環境保全もあわせて考慮して欲しい。 ・ プレジャーボートの不法係留の対策をとって欲しい。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施する際には、事前説明の場を設けて欲しい。 	<p>2) 富山県の住民懇談会の開催</p> <p>平成14年3月～4月にかけて、富山県の沿岸市町村(9市町、10地区)において、海岸保全施設整備に関する住民懇談会を開催した。</p> <p>この会では、海岸法の改正、海岸保全基本計画に関する説明のほか、地域住民の方々が普段から思っている意見を交わす場として設けられたものであり、今後も引き続き開催して欲しいとの要望が強く、住民の方々の海岸に対する意識の高さがうかがえた。</p> <p>懇談会で出された意見の概要を以下にまとめる。</p> <p>(防護面に関する要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境面、利用面への配慮も大事ではあるが、災害防止を最優先して欲しい。 ・ 既設離岸堤に副堤を設置して消波効果を増進して欲しい。 ・ 老朽化施設の点検、改修を徹底して欲しい。 ・ 事業の実施順序はどのようになっているのか？ ・ 河川の河口部に土砂が堆積しており、対策を施して欲しい。 ・ 背後地の塩害対策、背後道路への石の飛散対策を実施して欲しい。 ・ 施設にあたる波の音が大きい。 <p>(環境面に関する要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昔のような自然な海岸・砂浜を復元して欲しい。 ・ 背後の松並木を復元して欲しい。新たに海岸林を整備して欲しい。 ・ 保全施設の整備によって、周辺の漁業や藻場に影響が出ている。 ・ ゴミ問題に対し、利用者のマナーの改善・啓発やゴミの処理の対応を、行政主体でやって欲しい。 ・ これ以上、浜に手をつけて欲しくない。 <p>(利用面に関する要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸でのレクリエーション施設を整備して欲しい。 ・ 周辺の観光に役立つ海岸整備を行って欲しい。 ・ アクセスに配慮した階段護岸だけではなく、子供が遊べる磯場などを造成して欲しい。 ・ 砂浜に人が入りやすくするのは良いが、このために浜が荒らされるのは困る。利用者のマナー啓発を図るなど、整備後の環境保全もあわせて考慮して欲しい。 ・ プレジャーボートの不法係留の対策をとって欲しい。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施する際には、事前説明の場を設けて欲しい。

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<div data-bbox="388 443 1314 478" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1.4 沿岸の長期的な在り方</div> <p>(1) 沿岸の課題</p> <p>① 海岸の防護に関する課題</p> <p>富山湾沿岸は、複雑な海底地形と冬季風浪等の厳しい波浪、富山湾特有の寄り回り波といった海象条件のもと、古くから海岸侵食や越波被害と闘ってきた海岸であり、これまでも護岸、消波工、離岸堤等の様々な海岸保全施設が整備されてきた。しかし、依然として海岸侵食及び越波災害といった海岸災害は後を絶たないのが現状であり、災害に強い安全な海岸づくりが最重要課題となっている。</p> <p>今後は、海岸保全基本方針にも取り上げられたように、安全な海岸の整備に加え、自然と共生する海岸環境の保全、多様なニーズに対応した海岸の実現も配慮し、より高い次元での調和を図っていく必要がある。このためにも、堤防・護岸・砂浜・離岸堤等の海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し、それらの複合機能により海岸背後地域の人命財産を高波・侵食等の災害からより粘り強く防護するとともに、良好な海岸空間を創出することが課題となる。</p> <p>その他、富山湾沿岸域の厳しい海象条件下において、防護・環境・利用の調和のとれた快適な海岸を整備していくためにも、面的防護のさらなる推進や、サンドバイパス、サンドリサイクルの推進、必要に応じ有脚式離岸堤等の新しい保全工法の採用、総合的な土砂管理の推進に取り組むことが課題となっている。</p> <p>また、施設整備というハード面での対策と同時に、地震津波が来襲した場合の海水浴客等の海岸利用者の人身被害など、海岸保全施設整備では防ぎきれない被害の発生や、施設の防護水準を超える波浪の来襲による被害も想定されるため、それらに対処するための避難経路と避難場所の確保、災害発生時の迅速な情報伝達、地域と連携した防災体制の確立等といった、ソフト面での防災システムの構築も検討課題となっている。</p> <p>また、地球温暖化の影響による海面上昇が現実のものとなった場合、砂浜の消失や来襲波浪の増大による陸地への浸水など、深刻な影響が予測される。このため、潮位や波浪について継続的な観測とデータの蓄積・共有・検証を行い、必要に応じ防護水準を見直すなど、各海岸管理者が連携して監視を継続し、状況変化に応じた対策に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>1. 4 沿岸の長期的な在り方</p> <p>1. 4. 1 新潟県エリアの沿岸の長期的な在り方</p> <p>(1) 沿岸の課題</p> <p>1) 海岸の防護に関する課題</p> <p>富山湾沿岸は、複雑な海底地形と冬季風浪等の厳しい波浪、富山湾特有の寄り回り波といった海象条件のもと、古くから海岸侵食や越波被害と闘ってきた海岸であり、これまでも護岸、消波工、離岸堤等の様々な海岸保全施設が整備されてきた。しかし、依然として海岸侵食及び越波災害といった海岸災害は後を絶たないのが現状であり、災害に強い安全な海岸づくりが最重要課題となっている。</p> <p>今後は、海岸保全基本方針にも取り上げられたように、安全な海岸の整備に加え、自然と共生する海岸環境の保全、多様なニーズに対応した海岸の実現も配慮し、より高い次元での調和を図っていく必要がある。このためにも、堤防・護岸・砂浜・離岸堤等の海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し、それらの複合機能により海岸背後地域の人命財産を高波・侵食等の災害からより粘り強く防護するとともに、良好な海岸空間を創出することが課題となる。</p> <p>その他、富山湾沿岸域の厳しい海象条件下において、防護・環境・利用の調和のとれた快適な海岸を整備していくためにも、面的防護のさらなる推進や、サンドバイパス、サンドリサイクルの推進、必要に応じ有脚式離岸堤等の新しい保全工法の採用、総合的な土砂管理の推進に取り組むことが課題となっている。</p> <p>津波については、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震などを踏まえ、平成 23 年 12 月に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定・施行され、平成 25 年 1 月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成 26 年 8 月に新たな知見による津波断層モデル(60 断層)が公表された。新潟県では、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定を平成 29 年 11 月に作成した。これによるとこれまでの想定を上回る津波水位が示されている箇所もあり、ハード・ソフト両面からの対策が急務となっている。</p> <p>また、比較的発生頻度の高い津波については、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>保全施設等の整備を進めていくことが求められる。</p> <p>気候変動の影響については、気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇により海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮や波浪による被害の激甚化等のおそれがある。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>② 環境の整備と保全に関する課題</p> <p>新潟県エリアと富山県エリアの海岸に関する共通点としては、海岸にみられるヒスイと海沿いの街道があげられる。</p> <p>両エリアにまたがる海岸での広域なヒスイの分布は、新潟県エリアの天然記念物指定ヒスイ原産地がある姫川・青海川流域から、土砂とともにヒスイが海岸に流れ出て、海岸沿いに漂砂として広域に移動し富山県エリアまで到達したためと考えられる。このような流砂系の働きにより、古来より旅人にとっても最大の難所とされてきた、天下の険「親不知・子不知」においても、海浜が形成され海岸沿いの街道となっていた。しかし、自然のバランスが崩れ流砂系が変化したため、海岸侵食が著しく進行し海岸街道は消滅してしまった。</p> <p>このようなことから、近年では、海岸を非常に大きな自然系としてとらえ、海岸侵食と広域的な流砂系の関係解明と、その効果的な制御を図ることが重要視されており、富山湾沿岸全域においても、広域的な流砂系を考慮した海岸保全の推進が課題となっている。</p> <p>このほか、新潟県エリアでは、奇岩の点在する岩礁海岸や砂浜海岸、天下の険「親不知・子不知」といった崖海岸が、変化に富んで連なっており、それぞれが貴重な自然環境・景観となっている。</p> <p>また、富山湾は、能登半島と広大な扇状地平野に縁取られた日本海側最大の湾であり、その雄大な景観は国内でも有数のものとなっている。そこには、蜃気楼や天然記念物にも指定されているホタルイカの群遊海面など特有の現象が見られるほか、埋没林や海底林といった貴重なものも多く、『不思議の海、神秘の海』としても知られている。また、富山湾沿岸には、「雨晴海岸・松田江の長浜」と、「宮崎・境海岸」の2箇所が「日本の渚・百選」に選定されている。</p> <p>富山湾沿岸には、これらの貴重な自然環境・景観を含め、能登半島国立公園や久比岐、親不知・子不知、朝日の3つ県立自然公園が位置し、優れた海岸環境・景観は、いずれも貴重な観光資源となっている。</p> <p>しかし、富山湾沿岸のほぼ全域が侵食傾向にあるため、災害に対する防災面の強化がなされた一方で、消波ブロックに覆われる海岸がここ数十年の間で急増しており、これらの貴重な自然的海岸景観が失われつつある。また、海岸侵食による変化は、生物、海浜植生等の生息場の消失や著しい変化、砂浜やそこに生育する生物による海水の浄化機能の低下など、環境面に与える影響が大きいと考えられる。</p> <p>このような海岸では、喪失した自然の復元や、景観の保全に配慮した自然と共生する海岸環境の保全と整備に努める必要がある。特に、名勝や自然公園等の優れた景観、天然記念物等の貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の優れた自然を有する海岸については、その保全に十分な配慮が必要となっている。</p>	<p>2) 環境の整備と保全に関する課題</p> <p>新潟県エリアと富山県エリアの海岸に関する共通点としては、海岸にみられるヒスイと海沿いの街道があげられる。</p> <p>両エリアにまたがる海岸での広域なヒスイの分布は、新潟県エリアの天然記念物指定ヒスイ原産地がある姫川・青海川流域から、土砂とともにヒスイが海岸に流れ出て、海岸沿いに漂砂として広域に移動し富山県エリアまで到達したためと考えられる。このような流砂系の働きにより、古来より旅人にとっても最大の難所とされてきた、天下の険「親不知・子不知」においても、海浜が形成され海岸沿いの街道となっていた。しかし、自然のバランスが崩れ流砂系が変化したため、海岸侵食が著しく進行し海岸街道は消滅してしまった。</p> <p>このようなことから、近年では、海岸を非常に大きな自然系としてとらえ、海岸侵食と広域的な流砂系の関係解明と、その効果的な制御を図ることが重要視されており、富山湾沿岸全域においても、広域的な流砂系を考慮した海岸保全の推進が課題となっている。</p> <p>このほか、新潟県エリアでは、奇岩の点在する岩礁海岸や砂浜海岸、天下の険「親不知・子不知」といった崖海岸が、変化に富んで連なっており、それぞれが貴重な自然環境・景観となっている。</p> <p>また、富山湾は、能登半島と広大な扇状地平野に縁取られた日本海側最大の湾であり、その雄大な景観は国内でも有数のものとなっている。そこには、蜃気楼や天然記念物にも指定されているホタルイカの群遊海面など特有の現象が見られるほか、埋没林や海底林といった貴重なものも多く、『不思議の海、神秘の海』としても知られている。また、富山湾沿岸には、「雨晴海岸・松田江の長浜」と、「宮崎・境海岸」の2箇所が「日本の渚・百選」に選定されている。</p> <p>富山湾沿岸には、これらの貴重な自然環境・景観を含め、能登半島国立公園や久比岐、親不知・子不知、朝日の3つ県立自然公園が位置し、優れた海岸環境・景観は、いずれも貴重な観光資源となっている。</p> <p>しかし、富山湾沿岸のほぼ全域が侵食傾向にあるため、災害に対する防災面の強化がなされた一方で、消波ブロックに覆われる海岸がここ数十年の間で急増しており、これらの貴重な自然的海岸景観が失われつつある。また、海岸侵食による変化は、生物、海浜植生等の生息場の消失や著しい変化、砂浜やそこに生育する生物による海水の浄化機能の低下など、環境面に与える影響が大きいと考えられる。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画 (H28 公表)	今回改定内容
<p>また、貴重種の分布など環境情報の把握に努め、海岸保全施設を整備する上で環境保護にも配慮が必要となっている。</p> <p>富山湾沿岸には、古くから開けた地域の歴史を示す遺跡や史跡のほか、人々の暮らしを示す文化財なども多く分布している。また、これまで人々が海岸災害に対して携わってきた防護に関する歴史資料や施設も、貴重な海岸環境の保全と同様に後世に伝えていくべきものとして、可能な限り残していくことが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">43</p>	<p>このような海岸では、喪失した自然の復元や、景観の保全に配慮した自然と共生する海岸環境の保全と整備に努める必要がある。特に、名勝や自然公園等の優れた景観、天然記念物等の貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の優れた自然を有する海岸については、その保全に十分な配慮が必要となっている。</p> <p>また、貴重種の分布など環境情報の把握に努め、海岸保全施設を整備する上で環境保護にも配慮が必要となっている。</p> <p>富山湾沿岸には、古くから開けた地域の歴史を示す遺跡や史跡のほか、人々の暮らしを示す文化財なども多く分布している。また、これまで人々が海岸災害に対して携わってきた防護に関する歴史資料や施設も、貴重な海岸環境の保全と同様に後世に伝えていくべきものとして、可能な限り残していくことが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">48</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>③ 公衆の海岸の適正な利用に関する課題</p> <p>富山湾沿岸は、漁業や交易からもたらされた海の文化、河川による沖積平野や扇状地に発達した陸の文化の融合地であり、糸魚川市のけんか祭り、青海町の竹のからかい、黒部市の生地えびす祭りや滑川市のねぶた流しなど、地域に伝わる行事や祭りの場としても盛んに利用されてきた。また、当沿岸は古くから北前船の寄港地として栄え、様々な文化を運び育んできた。</p> <p>現在では、高速道路網等の整備に伴い、列島を縦横断的に物流と人の流れが拡大し、内陸側の温泉地、スキー場等とタイアップするなどの面的な連携により、海岸利用の増進が図られており、これにともない利用の種類の多様化も進んでいる。</p> <p>また、地域産業及び物流の拠点として発展してきた姫川港、伏木富山港をはじめとする港湾や、カレイ・ヒラメ、タラ、ブリ、ホタルイカ、シロエビに代表される盛んな水産業を支える多くの漁港が存在している。</p> <p>富山湾沿岸の海岸は、従来の散策、釣り、海水浴等に加え、近年では人々のニーズの高度化・多様化に伴って、様々なスポーツや健康増進、憩いの場としての利用や、野外学習や環境教育、育成活動の場としても利用されてきている。また、多様化したレジャーに対応した、海浜公園、公共マリーナやオートキャンプ場、地域の自然環境を活かした学習施設、博物館等が海岸と連携して整備されてきており、既存の海岸保全施設に関しても、海辺への近づきやすさの改善や、砂浜面積の確保などの要請が強まっている。</p> <p>海岸背後の平坦地が狭隘な地域では、観光拠点や下水道終末処理施設などの整備に必要な公共用地に乏しいため、名立町の「うみてらす名立」や能生町の「マリンドリーム能生」のように、海面を陸地化し、地域の観光・公共施設拠点整備を行っている例がある。このような地域では、地域活性化のための貴重な空間を海岸が提供しており、海岸と地域の結びつきや、海岸が地域の中で果たす役割が、非常に大きなものとなっている。</p> <p>海岸では、このほかにも、水産活動、海洋性レクリエーション、港湾・漁港など、多種多様な利用がなされているが、利用・開発と環境保全の調整や、利用者間のトラブルへの対応等に対し、要請が高まってきているため、今後は、海岸に関する関係者等が、相互に意志疎通を密にし、開発と環境保全や利用者同士など、相互の調整を図りつつ、より快適で豊かな海岸の保全を目指していく必要がある。</p> <p>地域住民を中心とした海岸愛護活動は、富山湾沿岸全体で大変盛んであり、ほとんど全ての海水浴場で、毎年“海開き”前の海岸清掃が実施されている。特に、新潟県では、平成12年度における海水浴場の指定数が全国2位(日本観光協会「数字でみる観光」)と非常に多く、海岸清掃も各地で実施されており、地域住民の“自分たちの海岸”に対する</p>	<p>3) 公衆の海岸の適正な利用に関する課題</p> <p>富山湾沿岸は、漁業や交易からもたらされた海の文化、河川による沖積平野や扇状地に発達した陸の文化の融合地であり、糸魚川市のけんか祭り、糸魚川市青海の竹のからかい、黒部市の生地えびす祭りや滑川市のねぶた流しなど、地域に伝わる行事や祭りの場としても盛んに利用されてきた。また、当沿岸は古くから北前船の寄港地として栄え、様々な文化を運び育んできた。</p> <p>現在では、高速道路網等の整備に伴い、列島を縦横断的に物流と人の流れが拡大し、内陸側の温泉地、スキー場等とタイアップするなどの面的な連携により、海岸利用の増進が図られており、これにともない利用の種類の多様化も進んでいる。</p> <p>また、地域産業及び物流の拠点として発展してきた姫川港、伏木富山港をはじめとする港湾や、カレイ・ヒラメ、タラ、ブリ、ホタルイカ、シロエビに代表される盛んな水産業を支える多くの漁港が存在している。</p> <p>富山湾沿岸の海岸は、従来の散策、釣り、海水浴等に加え、近年では人々のニーズの高度化・多様化に伴って、様々なスポーツや健康増進、憩いの場としての利用や、野外学習や環境教育、育成活動の場としても利用されてきている。また、多様化したレジャーに対応した、海浜公園、公共マリーナやオートキャンプ場、地域の自然環境を活かした学習施設、博物館等が海岸と連携して整備されてきており、既存の海岸保全施設に関しても、海辺への近づきやすさの改善や、砂浜面積の確保などの要請が強まっている。</p> <p>海岸背後の平坦地が狭隘な地域では、観光拠点や下水道終末処理施設などの整備に必要な公共用地に乏しいため、上越市名立区名立大町の「うみてらす名立」や糸魚川市能生小泊の「マリンドリーム能生」のように、海面を陸地化し、地域の観光・公共施設拠点整備を行っている例がある。このような地域では、地域活性化のための貴重な空間を海岸が提供しており、海岸と地域の結びつきや、海岸が地域の中で果たす役割が、非常に大きなものとなっている。</p> <p>海岸では、このほかにも、水産活動、海洋性レクリエーション、港湾・漁港など、多種多様な利用がなされているが、利用・開発と環境保全の調整や、利用者間のトラブルへの対応等に対し、要請が高まってきているため、今後は、海岸に関する関係者等が、相互に意志疎通を密にし、開発と環境保全や利用者同士など、相互の調整を図りつつ、より快適で豊かな海岸の保全を目指していく必要がある。</p> <p>地域住民を中心とした海岸愛護活動は、富山湾沿岸全体で大変盛んであり、ほとんど全ての海水浴場で、毎年“海開き”前の海岸清掃が実施されている。特</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>る愛着の深さがうかがえる。</p> <p>しかし、冬季風浪後等に打ち上げられる漂着ゴミや人為的なゴミ投棄の問題、船舶の不法係留や不法投棄、海水汚染の問題も発生してきており、これらに対処するために海岸愛護、美化に関する啓発活動を通じ、海岸利用のマナー向上や地域住民による海岸清掃等の海岸愛護活動を、より一層推進していく必要がある。</p> <p>また、海岸は、観光資源として広域的に利用されているため、隣接県とも連携した海岸愛護の啓発方法などを検討する必要がある。</p> <p>今後も、海岸における公衆の適正な利用を確保することを目的として、地域の自然を活かし、親水性の向上を目的とした施設整備のほか、多様化する海岸利用の増進に資する施設整備の推進や周辺の観光資源・地域拠点との連携が必要とされる。</p> <p>また、地域の活性化に向け、周辺の地域計画との整合を図り、かつ長期的展望をふまえた総合的な海岸の利活用を図っていくことが望まれている。</p> <p style="text-align: center;">45</p>	<p>に、新潟県では、令和6年12月末時点における海水浴場の指定数が全国1位（日本観光協会「2024年度版数字でみる観光」）と非常に多く、海岸清掃も各地で実施されており、地域住民の“自分たちの海岸”に対する愛着の深さがうかがえる。</p> <p>しかし、冬季風浪後等に打ち上げられる漂着ゴミや人為的なゴミ投棄の問題、船舶の不法係留や不法投棄、海水汚染の問題も発生してきており、これらに対処するために海岸愛護、美化に関する啓発活動を通じ、海岸利用のマナー向上や地域住民による海岸清掃等の海岸愛護活動を、より一層推進していく必要がある。</p> <p>また、海岸は、観光資源として広域的に利用されているため、隣接県とも連携した海岸愛護の啓発方法などを検討する必要がある。</p> <p>今後も、海岸における公衆の適正な利用を確保することを目的として、地域の自然を活かし、親水性の向上を目的とした施設整備のほか、多様化する海岸利用の増進に資する施設整備の推進や周辺の観光資源・地域拠点との連携が必要とされる。</p> <p>また、地域の活性化に向け、周辺の地域計画との整合を図り、かつ長期的展望をふまえた総合的な海岸の利活用を図っていくことが望まれている。</p> <p style="text-align: center;">50</p>

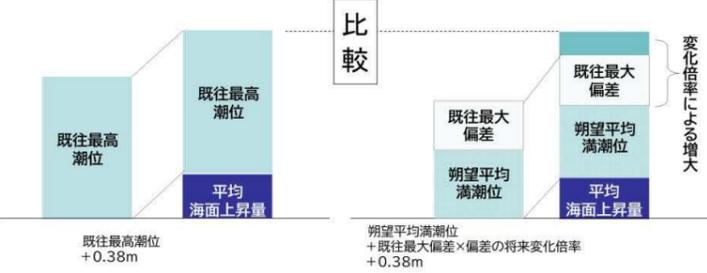
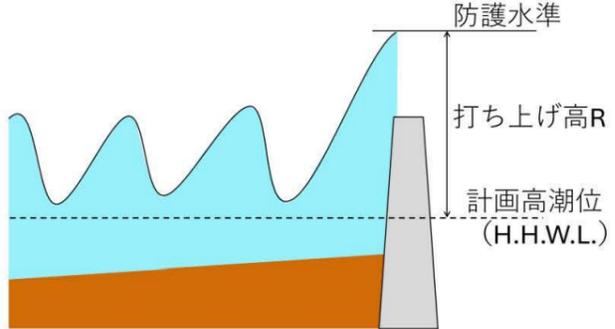
■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(2)海岸保全の目標</p> <p>① 富山湾沿岸の長期的な在り方</p> <p>沿岸における課題点及び関連する諸計画を踏まえ、防護、環境、利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を図っていくために、本沿岸の長期的な在り方を以下のように設定する。</p> <p>1) 防護 ～ 安全な海岸づくりを目指す ～</p> <p>厳しい海象条件に対して、安全で快適な海岸づくりを進めることを目的とし、面的防護を中心とした海岸保全施設の整備を行う。</p> <p>海岸保全施設の設計外力を上回る波浪や、施設では防ぎきれない地震津波被害などに対しては、避難などのソフト面の対応を強化し、また海面上昇の監視や広域的・総合的な土砂管理などの長期的な防災課題に対しても、調査や研究に努めることとする。</p> <p>2) 環境 ～ 豊かな自然環境や景観と地域の歴史を大切に作る ～</p> <p>優れた海岸景観、自然環境、生物相及び漁場環境を、地域の開発と調整を図りながら保全を図るとともに、地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承する。また、必要に応じ自然環境の復元に努めるとともに、潤いと安らぎをもった沿岸域の形成を図るものとする。また、ゴミ対策など、清潔な海岸環境の維持については、現在積極的に行われている海岸愛護活動のさらなる推進を目指すとともに、美しい海岸は国民共有の財産であるとの観点から、海岸利用者に対するマナー向上啓発については、県内外を問わず広域的に取り組むを進めるものとする。</p> <p>3) 利用 ～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する ～</p> <p>多様化する海岸利用への対応や、周辺の産業、観光資源、地域拠点施設と連携を図るとともに、地域計画等との整合を図るなど、地域の活性化、個性ある地域の形成、地域の文化の創出等に貢献するため、総合的な海岸の利活用を目指す。</p>	<p>(2)海岸保全の目標</p> <p>1)富山湾沿岸の長期的な在り方</p> <p>沿岸における課題点及び関連する諸計画を踏まえ、防護、環境、利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を図っていくために、本沿岸の長期的な在り方を以下のように設定する。</p> <p>①防護 ～ 安全な海岸づくりを目指す ～</p> <p>厳しい海象条件に対して、安全で快適な海岸づくりを進めることを目的とし、面的防護を中心とした海岸保全施設の整備を行う。</p> <p>海岸保全施設の設計外力を上回る波浪や、施設では防ぎきれない地震津波被害などに対しては、ハード面の整備に加えて、避難などのソフト面の対応を強化し、また海面上昇の監視や広域的・総合的な土砂管理などの長期的な防災課題に対しても、調査や研究に努めることとする。</p> <p>②環境 ～ 豊かな自然環境や景観と地域の歴史を大切に作る ～</p> <p>優れた海岸景観、自然環境、生物相及び漁場環境を、地域の開発と調整を図りながら保全を図るとともに、地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承する。また、必要に応じ自然環境の復元に努めるとともに、潤いと安らぎをもった沿岸域の形成を図るものとする。また、ゴミ対策など、清潔な海岸環境の維持については、現在積極的に行われている海岸愛護活動のさらなる推進を目指すとともに、美しい海岸は国民共有の財産であるとの観点から、海岸利用者に対するマナー向上啓発については、県内外を問わず広域的に取り組むを進めるものとする。</p> <p>③利用 ～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する ～</p> <p>多様化する海岸利用への対応や、周辺の産業、観光資源、地域拠点施設と連携を図るとともに、地域計画等との整合を図るなど、地域の活性化、個性ある地域の形成、地域の文化の創出等に貢献するため、総合的な海岸の利活用を目指す。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>② 海岸全体の目標</p> <p>海岸保全においては、施設が海岸に与える影響の大きさを十分認識し、その計画・整備にあたるとともに、絶滅の恐れのある希少な生物などの保全すべき貴重な自然環境や景観、海岸に関する歴史的背景・遺物及び地域の要請や利用状況など、海岸に関する情報について、有形・無形を問わず広く把握に努め、海上や空からの景観美を損なわないよう配慮するなど、より一層の調和を図ることで、後世に継承すべき共有の財産としての海岸の価値を、さらに高めてゆくことを目標とする。</p> <p>1) 海岸の防護に関する施策</p> <p>ア) 防護すべき地域とその防護水準を次のように定める。</p> <p>(a) 防護すべき地域</p> <p>高潮、波浪等による災害や海岸侵食等の災害から、背後の人命や財産を保護するため、各海岸管理者が適切に設定する計画波浪に対して、海岸保全施設の機能が十分確保されていない海岸、または、海岸保全施設が未整備の海岸を防護すべき区域として設定する。</p> <p>(b) 防護水準</p> <p>高潮・越波からの防護が必要な海岸については、計画高潮位に計画波浪の影響を加え、これに対して背後地を防護することを目標とする。海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持することを目標としつつ、海浜の確保が必要な海岸については、汀線の回復を図ることを目標とする。</p> <p>ここで、計画高潮位及び計画波浪は以下のいずれかの方法により設定するものとする。</p> <p>(計画高潮位の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往最高規模の潮位 ・朔望平均満潮位＋既往最大潮位偏差 <p>(計画波浪の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往最大規模の実測波浪 ・実測、または気象資料に基づく推算により得た統計資料に、確率処理を施して求めた確率波浪 	<p>2) 海岸全体の目標</p> <p>海岸保全においては、施設が海岸に与える影響の大きさを十分認識し、その計画・整備にあたるとともに、絶滅の恐れのある希少な生物などの保全すべき貴重な自然環境や景観、海岸に関する歴史的背景・遺物及び地域の要請や利用状況など、海岸に関する情報について、有形・無形を問わず広く把握に努め、海上や空からの景観美を損なわないよう配慮するなど、より一層の調和を図ることで、後世に継承すべき共有の財産としての海岸の価値を、さらに高めてゆくことを目標とする。</p> <p>①海岸の防護に関する施策</p> <p>ア)気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による第5次評価報告書で用いられた代表的濃度経路(RCP)シナリオにおける、2℃上昇シナリオ(RCP2.6)の将来予測結果を踏まえた外力の長期的な変化を考慮し、防護すべき地域とその防護水準を次のように定める。</p> <p>a)防護すべき地域</p> <p>高潮・波浪、津波等による災害や海岸侵食等の災害から、背後の人命や財産を保護するため、各海岸管理者が適切に設定する計画波浪または設計津波に対して、海岸保全施設が所要の機能を確保できていない海岸または、海岸保全施設が未整備の海岸を防護すべき地域として設定する。</p> <p>b)防護水準</p> <p>○高潮・波浪に対する防護水準</p> <p>高潮・越波からの防護が必要な海岸については、計画高潮位に計画波浪の影響を加え、これに対して背後地を防護することを目標とする。海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持することを目標としつつ、海浜の確保が必要な海岸については、汀線の回復を図ることを目標とする。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画 (H28 公表)	今回改定内容
	<p>(計画高潮位の設定)</p> <p>下記の 2 値を比較し高い値を採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既往最高潮位 + 平均海面上昇量 ・ 朔望平均満潮位 + 気候変動を考慮した潮位偏差 + 平均海面上昇量  <p>図 1-3 計画高潮位の設定イメージ</p> <p>(波浪による打ち上げ高の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画波浪は「新潟県沿岸波浪推算業務換算沖波算出マニュアル」(平成 20 年 4 月、新潟県農林水産部漁港課) の値 (50 年確率波) を採用し、波浪の長期変化等の影響分を見込む。 ・ 各地区海岸の代表断面と計画波浪から打ち上げ高を算出する。  <p>図 1-4 高潮・波浪に対する防護水準の設定イメージ</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>○津波に対する防護水準</p> <p>津波からの防護が必要な海岸については、設計津波（レベル1津波）に対して防護することを目標とする。</p> <p>また、津波に対する防護水準は、断層モデルによる広域地盤沈下の影響を考慮する。</p> <p>（設計津波水位の設定）</p> <p>新潟県設計津波に関する連絡調整会議にて検討した新潟地震津波、日本海中部地震津波、北海道南西沖地震津波を対象とする。</p> <p>ゾーン区分ごとに、朔望平均満潮位に気候変動の影響による平均海面上昇量（0.38m）を加えた潮位を初期潮位として津波シミュレーションを実施し算出する。</p> <p style="text-align: right;">（表-19 防護水準一覧）</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>イ) 施設の整備にあたっては、護岸等の整備に加え、沖合施設や必要に応じて砂浜等も組み合わせることにより、環境面や利用面からも優れた面的防護方式による整備を一層推進する。</p> <p>ウ) 海岸保全施設においては、防護水準を満足する施設の整備率を向上させ、海岸背後の安全度を高める。</p> <p>エ) 海岸背後の資産や人口、貴重な自然環境、海岸の利活用の状況など、防護すべき保全対象を勘案しつつ投資の重点化を行うとともに、新たな技術の導入などによるコスト縮減に努め、投資効率を向上させ、防護効果の早期発現を図る。</p> <p>オ) 侵食対策として、離岸堤や人工リーフなどの沖合波浪制御構造物や突堤工やヘッドランドなどの漂砂制御構造物を用いた面的防護のさらなる推進により、砂浜そのものの保全・復元を目指す。</p> <p>カ) 海岸への土砂供給が著しく減少し海浜の回復が望めない侵食海岸では、保全対象を勘案しつつ、重点投資により突堤工と人工養浜を組み合わせる等、静的安定海浜としての整備を図る。</p> <p>キ) 土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって海岸侵食が発生した海岸では、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、海岸への土砂供給源となる河川流域全体から海岸、さらには広く沿岸域まで、一貫して土砂が運ばれる領域を「流砂系」という概念で捉え、砂防、ダム、河川、海岸が連携し、バランスのとれた総合的な土砂管理を推進する。</p> <p>ク) 津波については、震源と被害想定範囲の相関や、被害が発生する状況の想定など、危険判定や対策検討に必要な情報等の把握に努める。</p> <p>ケ) 越波、津波などによる浸水被害に対して、十分な防災体制が必要な地域については、関係機関と連携し、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、ソフト面での対策を講じるとともに、避難路、避難所などの施設整備を図る。</p> <p>コ) 地球温暖化に伴う海面上昇や海象変化を監視するとともに、広域的な沿岸漂砂の解明などに努める。</p> <p>サ) 老朽化施設の点検・補修を行い、施設寿命の増進を図るとともに、必要に応じて施設の更新・改築を行う。</p>	<p>イ)施設の整備にあたっては、護岸等の整備に加え、沖合施設や必要に応じて砂浜等も組み合わせることにより、環境面や利用面からも優れた面的防護方式による整備を一層推進する。また、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の海岸保全施設の整備を推進していく。</p> <p>ウ)海岸保全施設においては、防護水準を満足する施設の整備率を向上させ、海岸背後の安全度を高める。</p> <p>エ)海岸背後の資産や人口、貴重な自然環境、海岸の利活用の状況など、防護すべき保全対象を勘案しつつ投資の重点化を行うとともに、新たな技術の導入などによるコスト縮減に努め、投資効率を向上させ、防護効果の早期発現を図る。</p> <p>オ)侵食対策として、離岸堤や人工リーフなどの沖合波浪制御構造物や突堤工やヘッドランドなどの漂砂制御構造物を用いた面的防護のさらなる推進により、砂浜そのものの保全・復元を目指す。</p> <p>カ)海岸への土砂供給が著しく減少し海浜の回復が望めない侵食海岸では、保全対象を勘案しつつ、重点投資により突堤工と人工養浜を組み合わせる等、静的安定海浜としての整備を図る。</p> <p>キ)土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって海岸侵食が発生した海岸では、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、海岸への土砂供給源となる河川流域全体から海岸、さらには広く沿岸域まで、一貫して土砂が運ばれる領域を「流砂系」という概念で捉え、砂防、ダム、河川、海岸が連携し、バランスのとれた総合的な土砂管理を推進する。</p> <p>ク)津波については、震源と被害想定範囲の相関や、被害が発生する状況の想定など、危険判定や対策検討に必要な情報等の把握に努める。</p> <p>ケ)越波、津波などによる浸水被害に対して、十分な防災体制が必要な地域については、ハード面での整備に加えて、関係機関と連携し、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、ソフト面での対策を講じるとともに、避難路、避難所などの施設整備を図る。</p> <p>コ)地球温暖化に伴う海面上昇や海象変化を監視するとともに、広域的な沿岸漂砂の解明などに努める。</p> <p>サ)老朽化施設の点検・補修を行い、施設寿命の増進を図るとともに、計画的に施設の更新・改築を行う。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>2) 環境の整備と保全に関する施策</p> <p>ア) 当沿岸は、多くの優れた景観や自然環境を有しているが、その中でも、砂浜は重要な要素となっていることから、海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、可能な限りその原風景を取り戻すこととし、養浜等によって砂浜の復元を図るとともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を推進する。</p> <p>イ) 絶滅の恐れのある希少なものも含め、多様な生物の生息・生育や産卵の場となっている海岸の自然環境保全のため、生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう配慮するとともに、海岸保全施設の整備にあたっては、その生息・生育の場となりえる工法を積極的に採用するなど、自然環境に配慮しつつ進めるものとする。</p> <p>ウ) 海岸保全施設整備においては、沿岸漁業の様々な漁法に配慮し、藻場の造成や魚礁機能を有した施設を採用するなど、良好な漁場環境の保全に努める。</p> <p>エ) 景観面の配慮に当たっては、周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望の確保に努めるほか、近接する施設との一体性に配慮し、圧迫感や閉鎖感を与えないような施設配置を行うことにより、良好な海岸空間の形成に努める。</p> <p>オ) 地域の歴史ある行事や祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸環境に対する意識の向上を図る。また、地域住民やボランティアが主体となり取り組まれている海岸清掃活動などの支援・連携を図り、海岸環境の保全に努める。</p> <p>カ) 環境整備事業等を拠点的に展開するとともに、「白砂青松の創出」などのような海岸部における様々な事業との連携を推進することで、整備効果のさらなる向上を図る。</p> <p>キ) 海浜砂は有限なものとして認識し、各海岸管理者が連携し、サンドバイパス、ならびにサンドリサイクルを推進する。また、安価な公共残土の有効活用など、海岸への供給可能な土砂量の増加を目指すとともに、コストの削減を図る。</p>	<p>②環境の整備と保全に関する施策</p> <p>ア) 当沿岸は、多くの優れた景観や自然環境を有しているが、その中でも、砂浜は重要な要素となっていることから、海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、可能な限りその原風景を取り戻すこととし、養浜等によって砂浜の復元を図るとともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を推進する。</p> <p>イ) 絶滅の恐れのある希少なものも含め、多様な生物の生息・生育や産卵の場となっている海岸の自然環境保全のため、生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう配慮するとともに、海岸保全施設の整備にあたっては、その生息・生育の場となりえる工法を積極的に採用するなど、自然環境に配慮しつつ進めるものとする。</p> <p>ウ) 海岸保全施設整備においては、沿岸漁業の様々な漁法に配慮し、藻場の造成や魚礁機能を有した施設を採用するなど、良好な漁場環境の保全に努める。</p> <p>エ) 景観面の配慮に当たっては、周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望の確保に努めるほか、近接する施設との一体性に配慮し、圧迫感や閉鎖感を与えないような施設配置を行うことにより、良好な海岸空間の形成に努める。</p> <p>オ) 地域の歴史ある行事や祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸環境に対する意識の向上を図る。また、地域住民やボランティアが主体となり取り組まれている海岸清掃活動などの支援・連携を図り、海岸環境の保全に努める。</p> <p>カ) 環境整備事業等を拠点的に展開するとともに、「白砂青松の創出」などのような海岸部における様々な事業との連携を推進することで、整備効果のさらなる向上を図る。</p> <p>キ) 海浜砂は有限なものとして認識し、各海岸管理者が連携し、サンドバイパス、ならびにサンドリサイクルを推進する。また、安価な公共残土の有効活用など、海岸への供給可能な土砂量の増加を目指すとともに、コストの削減を図る。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>3) 公衆の適正な利用に関する施策</p> <p>ア) 各地域の利用実態に合わせた施設整備に努めるとともに、多様化する海岸利用の形態にも対応するため、関係機関が連携して周辺の地域計画等との整合を図るとともに、既存の観光資源や拠点施設とも連携を図るなど、総合的な海岸の利活用を図っていく。</p> <p>イ) 沿岸域の利用環境整備と一体化した、海洋性レクリエーション・観光の拠点の創設を目指し、県内外からの観光客の観光スポット、ならびに地域住民の憩いの場として利用頻度の高い海岸域は、重点的に利便性や快適性に配慮した整備を図る。</p> <p>ウ) 利用者が海岸環境に与える影響の大きさを重視し、海岸利用のマナーの向上などについて県内外を問わず広く啓発に努める。また、青少年の海岸における環境学習・育成活動等を通じ、海岸環境保全の認識を高めてゆく。</p> <p>エ) 環境保護のために利用の制限が必要となる区域においては、海岸法による禁止措置等を講じるものとする。ただし、事前に利用者との調整や地域における議論を行うなどし、社会的な理解を得るとともに、他の法令による規制との調整を図るものとする。</p> <p>オ) 海岸保全施設の整備や更新・改築にあたっては、消波ブロック等で海辺へのアクセスが分断されている地域では、安全に配慮しながら、必要に応じて、ブロックの転用や階段等の設置を図る。</p>	<p>③公衆の適正な利用に関する施策</p> <p>ア)各地域の利用実態に合わせた施設整備に努めるとともに、多様化する海岸利用の形態にも対応するため、関係機関が連携して周辺の地域計画等との整合を図るとともに、既存の観光資源や拠点施設とも連携を図るなど、総合的な海岸の利活用を図っていく。</p> <p>イ)沿岸域の利用環境整備と一体化した、海洋性レクリエーション・観光の拠点の創設を目指し、県内外からの観光客の観光スポット、ならびに地域住民の憩いの場として利用頻度の高い海岸域は、重点的に利便性や快適性に配慮した整備を図る。</p> <p>ウ)利用者が海岸環境に与える影響の大きさを重視し、海岸利用のマナーの向上などについて県内外を問わず広く啓発に努める。また、青少年の海岸における環境学習・育成活動等を通じ、海岸環境保全の認識を高めてゆく。</p> <p>エ)海岸協力団体制度を活用し、市民が自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、海岸の管理に関する調査研究等の活動を行うことを積極的に支援する。</p> <p>オ)環境保護のために利用の制限が必要となる区域においては、海岸法による禁止措置等を講じるものとする。ただし、事前に利用者との調整や地域における議論を行うなどし、社会的な理解を得るとともに、他の法令による規制との調整を図るものとする。</p> <p>カ)海岸保全施設の整備や更新・改築にあたっては、消波ブロック等で海辺へのアクセスが分断されている地域では、安全に配慮しながら、必要に応じて、ブロックの転用や階段等の設置を図る。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>1. 4. 2 富山県エリアの沿岸の長期的な在り方 (1) 沿岸の課題</p> <p>1) 海岸の防護に関する課題</p> <p>富山湾沿岸は、複雑な海底地形と冬季風浪等の厳しい波浪、富山湾特有の寄り回り波といった海象条件のもと、古くから海岸侵食や越波被害と闘ってきた海岸であり、これまでも護岸、消波工、離岸堤等の様々な海岸保全施設が整備されてきた。しかし、依然として海岸侵食及び越波災害といった海岸災害は後を絶たないのが現状であり、災害に強い安全な海岸づくりが最重要課題となっている。</p> <p>今後は、海岸保全基本方針にも取り上げられたように、安全な海岸の整備に加え、自然と共生する海岸環境の保全、多様なニーズに対応した海岸の実現も配慮し、より高い次元での調和を図っていく必要がある。このためにも、堤防・護岸・砂浜・離岸堤等の海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し、それらの複合機能により海岸背後地域の人命財産を高波・侵食等の災害からより粘り強く防護するとともに、良好な海岸空間を創出することが課題となる。</p> <p>その他、富山湾沿岸域の厳しい海象条件下において、防護・環境・利用の調和のとれた快適な海岸を整備していくためにも、面的防護のさらなる推進や、サンドバイパス、サンドリサイクルの推進、必要に応じ有脚式離岸堤等の新しい保全工法の採用、総合的な土砂管理の推進に取り組むことが課題となっている。</p> <p>また、施設整備というハード面での対策と同時に、地震津波が来襲した場合の海水浴客等の海岸利用者の人身被害など、海岸保全施設整備では防ぎきれない被害の発生や、施設の防護水準を超える波浪の来襲による被害も想定されるため、それらに対処するための避難経路と避難場所の確保、災害発生時の迅速な情報伝達、地域と連携した防災体制の確立等といった、ソフト面での防災システムの構築も検討課題となっている。</p> <p>また、地球温暖化の影響による海面上昇が現実のものとなった場合、砂浜の消失や来襲波浪の増大による陸地への浸水など、深刻な影響が予測される。このため、潮位や波浪について継続的な観測とデータの蓄積・共有・検証を行い、必要に応じ防護水準を見直すなど、各海岸管理者が連携して監視を継続し、状況変化に応じた対策に取り組んでいく必要がある。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>2)環境の整備と保全に関する課題</p> <p>新潟県エリアと富山県エリアの海岸に関する共通点としては、海岸にみられるヒスイと海沿いの街道があげられる。</p> <p>両エリアにまたがる海岸での広域なヒスイの分布は、新潟県エリアの天然記念物指定ヒスイ原産地がある姫川・青海川流域から、土砂とともにヒスイが海岸に流れ出て、海岸沿いに漂砂として広域に移動し富山県エリアまで到達したためと考えられる。このような流砂系の働きにより、古来より旅人にとっても最大の難所とされてきた、天下の険「親不知・子不知」においても、海浜が形成され海岸沿いの街道となっていた。しかし、自然のバランスが崩れ流砂系が変化したため、海岸侵食が著しく進行し海岸街道は消滅してしまった。</p> <p>このようなことから、近年では、海岸を非常に大きな自然系としてとらえ、海岸侵食と広域的な流砂系の関係解明と、その効果的な制御を図ることが重要視されており、富山湾沿岸全域においても、広域的な流砂系を考慮した海岸保全の推進が課題となっている。</p> <p>このほか、新潟県エリアでは、奇岩の点在する岩礁海岸や砂浜海岸、天下の険「親不知・子不知」といった崖海岸が、変化に富んで連なっており、それぞれが貴重な自然環境・景観となっている。</p> <p>また、富山湾は、能登半島と広大な扇状地平野に縁取られた日本海側最大の湾であり、その雄大な景観は国内でも有数のものとなっている。そこには、蜃気楼や天然記念物にも指定されているホタルイカの群遊海面など特有の現象が見られるほか、埋没林や海底林といった貴重なものも多く、『不思議の海、神秘の海』としても知られている。また、富山湾沿岸には、「雨晴海岸・松田江の長浜」と、「宮崎・境海岸」の2箇所が「日本の渚・百選」に選定されている。</p> <p>富山湾沿岸には、これらの貴重な自然環境・景観を含め、能登半島国定公園や久比岐、親不知・子不知、朝日の3つ県立自然公園が位置し、優れた海岸環境・景観は、いずれも貴重な観光資源となっている。</p> <p>しかし、富山湾沿岸のほぼ全域が侵食傾向にあるため、災害に対する防災面の強化がなされた一方で、消波ブロックに覆われる海岸がここ数十年の間で急増しており、これらの貴重な自然的海岸景観が失われつつある。また、海岸侵食による変化は、生物、海浜植生等の生息場の消失や著しい変化、砂浜やそこに生育する生物による海水の浄化機能の低下など、環境面に与える影響が大きいと考えられる。</p> <p>このような海岸では、喪失した自然の復元や、景観の保全に配慮した自然と共生する海岸環境の保全と整備に努める必要がある。特に、名勝や自然公園等の</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>優れた景観、天然記念物等の貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の優れた自然を有する海岸については、その保全に十分な配慮が必要となっている。</p> <p>また、貴重種の分布など環境情報の把握に努め、海岸保全施設を整備する上で環境保護にも配慮が必要となっている。</p> <p>富山湾沿岸には、古くから開けた地域の歴史を示す遺跡や史跡のほか、人々の暮らしを示す文化財なども多く分布している。また、これまで人々が海岸災害に対して携わってきた防護に関する歴史資料や施設も、貴重な海岸環境の保全と同様に後世に伝えていくべきものとして、可能な限り残していくことが望ましい。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>3) 公衆の海岸の適正な利用に関する課題</p> <p>富山湾沿岸は、漁業や交易からもたらされた海の文化、河川による沖積平野や扇状地に発達した陸の文化の融合地であり、糸魚川市のけんか祭り、青海町の竹のからかい、黒部市の生地えびす祭りや滑川市のねぶた流しなど、地域に伝わる行事や祭りの場としても盛んに利用されてきた。また、当沿岸は古くから北前船の寄港地として栄え、様々な文化を運び育んできた。</p> <p>現在では、高速道路網等の整備に伴い、列島を縦横断的に物流と人の流れが拡大し、内陸側の温泉地、スキー場等とタイアップするなどの面的な連携により、海岸利用の増進が図られており、これにともない利用の種類の多様化も進んでいる。</p> <p>また、地域産業及び物流の拠点として発展してきた姫川港、伏木富山港をはじめとする港湾や、カレイ・ヒラメ、タラ、ブリ、ホタルイカ、シロエビに代表される盛んな水産業を支える多くの漁港が存在している。</p> <p>富山湾沿岸の海岸は、従来の散策、釣り、海水浴等に加え、近年では人々のニーズの高度化・多様化に伴って、様々なスポーツや健康増進、憩いの場としての利用や、野外学習や環境教育、育成活動の場としても利用されてきている。また、多様化したレジャーに対応した、海浜公園、公共マリーナやオートキャンプ場、地域の自然環境を活かした学習施設、博物館等が海岸と連携して整備されてきており、既存の海岸保全施設に関しても、海辺への近づきやすさの改善や、砂浜面積の確保などの要請が強まっている。</p> <p>海岸背後の平坦地が狭隘な地域では、観光拠点や下水道終末処理施設などの整備に必要な公共用地に乏しいため、名立町の「うみてらす名立」や能生町の「マリンドリーム能生」のように、海面を陸地化し、地域の観光・公共施設拠点整備を行っている例がある。このような地域では、地域活性化のための貴重な空間を海岸が提供しており、海岸と地域の結びつきや、海岸が地域の中で果たす役割が、非常に大きなものとなっている。</p> <p>海岸では、このほかにも、水産活動、海洋性レクリエーション、港湾・漁港など、多種多様な利用がなされているが、利用・開発と環境保全の調整や、利用者間のトラブルへの対応等に対し、要請が高まってきているため、今後は、海岸に関する関係者等が、相互に意志疎通を密にし、開発と環境保全や利用者同士など、相互の調整を図りつつ、より快適で豊かな海岸の保全を目指していく必要がある。</p> <p>地域住民を中心とした海岸愛護活動は、富山湾沿岸全体で大変盛んであり、ほとんど全ての海水浴場で、毎年“海開き”前の海岸清掃が実施されている。特に、</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>新潟県では、平成12年度における海水浴場の指定数が全国2位(日本観光協会「数字でみる観光」)と非常に多く、海岸清掃も各地で実施されており、地域住民の“自分たちの海岸”に対する愛着の深さがうかがえる。</p> <p>しかし、冬季風浪後等に打ち上げられる漂着ゴミや人為的なゴミ投棄の問題、船舶の不法係留や不法投棄、海水汚染の問題も発生してきており、これらに対処するために海岸愛護、美化に関する啓発活動を通じ、海岸利用のマナー向上や地域住民による海岸清掃等の海岸愛護活動を、より一層推進していく必要がある。</p> <p>また、海岸は、観光資源として広域的に利用されているため、隣接県とも連携した海岸愛護の啓発方法などを検討する必要がある。</p> <p>今後も、海岸における公衆の適正な利用を確保することを目的として、地域の自然を活かし、親水性の向上を目的とした施設整備のほか、多様化する海岸利用の増進に資する施設整備の推進や周辺の観光資源・地域拠点との連携が必要とされる。</p> <p>また、地域の活性化に向け、周辺の地域計画との整合を図り、かつ長期的展望をふまえた総合的な海岸の利活用を図っていくことが望まれている。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>(2) 海岸保全の目標</p> <p>1) 富山湾沿岸の長期的な在り方</p> <p>沿岸における課題点及び関連する諸計画を踏まえ、防護、環境、利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を図っていくために、本沿岸の長期的な在り方を以下のように設定する。</p> <p>①防護 ～ 安全な海岸づくりを目指す ～</p> <p>厳しい海象条件に対して、安全で快適な海岸づくりを進めることを目的とし、面的防護を中心とした海岸保全施設の整備を行う。</p> <p>海岸保全施設の設計外力を上回る波浪や、施設では防ぎきれない地震津波被害などに対しては、避難などのソフト面の対応を強化し、また海面上昇の監視や広域的・総合的な土砂管理などの長期的な防災課題に対しても、調査や研究に努めることとする。</p> <p>②環境 ～ 豊かな自然環境や景観と地域の歴史を大切にする ～</p> <p>優れた海岸景観、自然環境、生物相及び漁場環境を、地域の開発と調整を図りながら保全を図るとともに、地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承する。また、必要に応じ自然環境の復元に努めるとともに、潤いと安らぎをもった沿岸域の形成を図るものとする。また、ゴミ対策など、清潔な海岸環境の維持については、現在積極的に行われている海岸愛護活動のさらなる推進を目指すとともに、美しい海岸は国民共有の財産であるとの観点から、海岸利用者に対するマナー向上啓発については、県内外を問わず広域的に取り組みを進めるものとする。</p> <p>③利用 ～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する ～</p> <p>多様化する海岸利用への対応や、周辺の産業、観光資源、地域拠点施設と連携を図るとともに、地域計画等との整合を図るなど、地域の活性化、個性ある地域の形成、地域の文化の創出等に貢献するため、総合的な海岸の利活用を目指す。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>2) 海岸全体の目標</p> <p>海岸保全においては、施設が海岸に与える影響の大きさを十分認識し、その計画・整備にあたるとともに、絶滅の恐れのある希少な生物などの保全すべき貴重な自然環境や景観、海岸に関係する歴史的背景・遺物及び地域の要請や利用状況など、海岸に関する情報について、有形・無形を問わず広く把握に努め、海上や空からの景観美を損なわないよう配慮するなど、より一層の調和を図ることで、後世に継承すべき共有の財産としての海岸の価値を、さらに高めてゆくことを目標とする。</p> <p>① 海岸の防護に関する施策</p> <p>ア) 防護すべき地域とその防護水準を次のように定める。</p> <p>(a) 防護すべき地域</p> <p>高潮、波浪等による災害や海岸侵食等の災害から、背後の人命や財産を保護するため、各海岸管理者が適切に設定する計画波浪に対して、海岸保全施設の機能が十分確保されていない海岸、または、海岸保全施設が未整備の海岸を防護すべき区域として設定する。</p> <p>(b) 防護水準</p> <p>高潮・越波からの防護が必要な海岸については、計画高潮位に計画波浪の影響を加え、これに対して背後地を防護することを目標とする。海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持することを目標としつつ、海浜の確保が必要な海岸については、汀線の回復を図ることを目標とする。</p> <p>ここで、計画高潮位及び計画波浪は以下のいずれかの方法により設定するものとする。</p> <p>(計画高潮位の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往最高規模の潮位 ・朔望平均満潮位＋既往最大潮位偏差 <p>(計画波浪の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往最大規模の実測波浪 ・実測、または気象資料に基づく推算により得た統計資料に、確率処理を施して求めた確率波浪

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>イ) 施設の整備にあたっては、護岸等の整備に加え、沖合施設や必要に応じて砂浜等も組み合わせることにより、環境面や利用面からも優れた面的防護方式による整備を一層推進する。</p> <p>ウ) 海岸保全施設においては、防護水準を満足する施設の整備率を向上させ、海岸背後の安全度を高める。</p> <p>エ) 海岸背後の資産や人口、貴重な自然環境、海岸の利活用の状況など、防護すべき保全対象を勘案しつつ投資の重点化を行うとともに、新たな技術の導入などによるコスト縮減に努め、投資効率を向上させ、防護効果の早期発現を図る。</p> <p>オ) 侵食対策として、離岸堤や人工リーフなどの沖合波浪制御構造物や突堤工やヘッドランドなどの漂砂制御構造物を用いた面的防護のさらなる推進により、砂浜そのものの保全・復元を目指す。</p> <p>カ) 海岸への土砂供給が著しく減少し海浜の回復が望めない侵食海岸では、保全対象を勘案しつつ、重点投資により突堤工と人工養浜を組み合わせる等、静的安定海浜としての整備を図る。</p> <p>キ) 土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって海岸侵食が発生した海岸では、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、海岸への土砂供給源となる河川流域全体から海岸、さらには広く沿岸域まで、一貫して土砂が運ばれる領域を「流砂系」という概念で捉え、砂防、ダム、河川、海岸が連携し、バランスのとれた総合的な土砂管理を推進する。</p> <p>ク) 津波については、震源と被害想定範囲の相関や、被害が発生する状況の想定など、危険判定や対策検討に必要な情報等の把握に努める。</p> <p>ケ) 越波、津波などによる浸水被害に対して、十分な防災体制が必要な地域については、関係機関と連携し、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、ソフト面での対策を講じるとともに、避難路、避難所などの施設整備を図る。</p> <p>コ) 地球温暖化に伴う海面上昇や海象変化を監視するとともに、広域的な沿岸漂砂の解明などに努める。</p> <p>サ) 老朽化施設の点検・補修を行い、施設寿命の増進を図るとともに、必要に応じ施設の更新・改築を行う。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>②環境の整備と保全に関する施策</p> <p>ア) 当沿岸は、多くの優れた景観や自然環境を有しているが、中でも、砂浜は重要な要素となっていることから、海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、可能な限りその原風景を取り戻すこととし、養浜等によって砂浜の復元を図るとともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を推進する。</p> <p>イ) 絶滅の恐れのある希少なものも含め、多様な生物の生息・生育や産卵の場となっている海岸の自然環境保全のため、生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう配慮するとともに、海岸保全施設の整備にあたっては、その生息・生育の場となりえる工法を積極的に採用するなど、自然環境に配慮しつつ進めるものとする。</p> <p>ウ) 海岸保全施設整備においては、沿岸漁業の様々な漁法に配慮し、藻場の造成や魚礁機能を有した施設を採用するなど、良好な漁場環境の保全に努める。</p> <p>エ) 景観面の配慮に当たっては、周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望の確保に努めるほか、近接する施設との一体性に配慮し、圧迫感や閉鎖感を与えないような施設配置を行うことによって、良好な海岸空間の形成に努める。</p> <p>オ) 地域の歴史ある行事や祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸環境に対する意識の向上を図る。また、地域住民やボランティアが主体となり取り組まれている海岸清掃活動などの支援・連携を図り、海岸環境の保全に努める。</p> <p>カ) 環境整備事業等を拠点的に展開するとともに、「白砂青松の創出」などのような海岸部における様々な事業との連携を推進することで、整備効果のさらなる向上を図る。</p> <p>キ) 海浜砂は有限なものと認識し、各海岸管理者が連携し、サンドパイパス、ならびにサンドリサイクルを推進する。また、安価な公共残土の有効活用など、海岸への供給可能な土砂量の増加を目指すとともに、コストの縮減を図る。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>③公衆の適正な利用に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 各地域の利用実態に合わせた施設整備に努めるとともに、多様化する海岸利用の形態にも対応するため、関係機関が連携して周辺の地域計画等との整合を図るとともに、既存の観光資源や拠点施設とも連携を図るなど、総合的な海岸の利活用を図っていく。 イ) 沿岸域の利用環境整備と一体化した、海洋性レクリエーション・観光の拠点の創設を目指し、県内外からの観光客の観光スポット、ならびに地域住民の憩いの場として利用頻度の高い海岸域は、重点的に利便性や快適性に配慮した整備を図る。 ウ) 利用者が海岸環境に与える影響の大きさを重視し、海岸利用のマナーの向上などについて県内外を問わず広く啓発に努める。また、青少年の海岸における環境学習・育成活動等を通じ、海岸環境保全の認識を高めてゆく。 エ) 環境保護のために利用の制限が必要となる区域においては、海岸法による禁止措置等を講じるものとする。ただし、事前に利用者との調整や地域における議論を行うなどし、社会的な理解を得るとともに、他の法令による規制との調整を図るものとする。 オ) 海岸保全施設の整備や更新・改築にあたっては、消波ブロック等で海辺へのアクセスが分断されている地域では、安全に配慮しながら、必要に応じて、ブロックの転用や階段等の設置を図る。

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 1 沿岸のゾーニング

現行計画 (H28 公表)

2 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

2.1 沿岸のゾーニング

海岸の保全にあたっては、前述した、地域の自然的、社会的特性及び海岸環境や海岸利用の状況等といった、地域の特性に十分考慮しつつ、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、総合的な対策を推進していく必要がある。このため、富山湾沿岸では、地形条件及び自然特性、社会特性等、類似した性格を有する一連の区域ごとに図 2-1 のようにゾーン区分した。

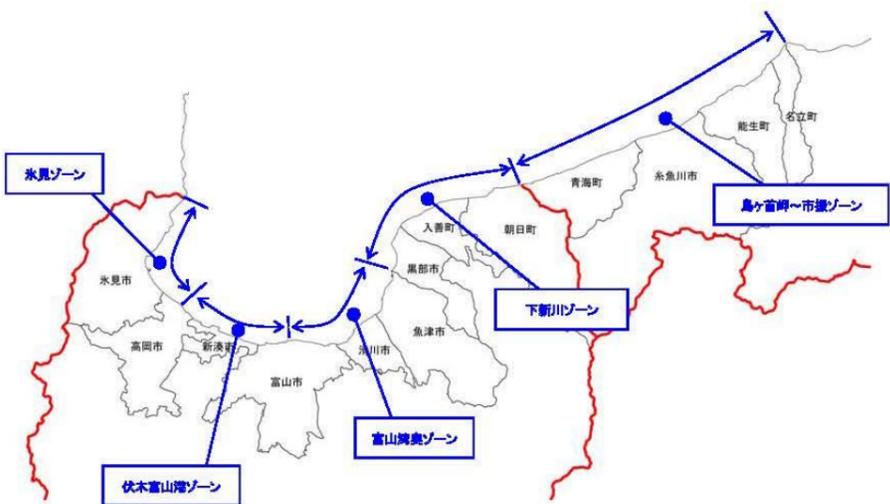


図 2-1 沿岸のゾーン区分

表 2-1 ゾーン特性

ゾーン名 ゾーンの区域 (図 2-1 参照)	水見ゾーン 富山・石川県境 ～ 高岡市伏木	伏木富山港ゾーン 高岡市伏木 ～ 富山市岩瀬	富山湾奥ゾーン 富山市岩瀬 ～ 魚津市経田	下新川ゾーン 黒部市石田 ～ 富山・新潟県境	鳥ヶ首岬～市振ゾーン 富山・新潟県境 ～ 上越市名立区
背後地特性	扇状地と丘陵地	扇状地	扇状地	扇状地と丘陵地	沖積平野と丘陵地
海岸形状特性	城ヶ崎以北 岩礁海岸 城ヶ崎以南 砂浜海岸 が主体	港湾の人工海岸が主体	消波ブロックで覆われた人工 海岸が主体 常願寺川西は砂浜海岸	磯浜海岸及び消波ブロックで 覆われた人工海岸が主体	岩礁海岸、砂浜・磯浜海岸、 崖海岸が変化に富んで混在 する海岸 侵食により、人工海岸が主体
地域特性	・仏生寺川、上庄川、余川 川等の河口に形成された 平野部に資産が集中 ・漁港が多く、ブリ漁が盛ん である。 ・海水浴場が多い、南側の 砂浜海岸ではキャンプ場 がある。 ・能登国定公園を含む。 ・背後には国道 160 号が平 行する。	・神通川、庄川の供給土砂 によって形成された低平 地に、市街地が形成され、 沿岸内でも特に資産が集中 する。 ・寄り回り波が見られる。 ・砂浜部は侵食傾向が強い。 ・伏木富山港の港湾利用が 主体。 ・東の砂浜海岸では海水浴 利用がある。 ・新湊、岩瀬付近ではシロ エビ漁が盛んである。	・西部は常願寺川の供給土 砂により扇状地が形成。 東部は、背後に丘陵地が 迫り、片貝川、早月川など の急流河川によって、沿 岸部に平地が形成されて いる。 ・寄り回り波の常襲地帯と なっている。 ・かつて見られた砂浜は、 大部分が消失している。 ・ホタルイカ群遊海面、蟹 掻等が有名。 ・能登半島と佐渡島の遮蔽 がなく、激しい冬期風浪の 常襲地帯となっている。 ・漁港が多く、陸地近くでは 刺網、沖合では底引き網 漁が盛んである。	・小川、黒部川等の供給土 砂により扇状地が形成。 ・宮崎以東では、境川や新 潟県側からの供給土砂に よって、磯浜が形成されて いる。 ・冬季風浪の影響が強く、 海岸侵食が激しい。 ・寄り回り波の常襲地帯と なっている。 ・漁港が多い。 ・朝日県立自然公園を含 む。 ・ヒスイ海岸が有名。	・海水浴場、観光名所が多 く分布 ・名立川、能生川、姫川、青 海川など、急流河川から の供給土砂により形成さ れたわずかな平地に、人 家・交通の要所等の資産 が集中 ・姫川、青海川では天然記 念物のヒスイ原産地から 海岸に繋がる流砂系あり ・国道 8 号、日本海のすい ライクが海岸背後に並行 ・能登半島と佐渡島の遮蔽 がなく、激しい冬期風浪 の常襲地帯となっている。 ・漁港が多く、陸地近くでは 刺網、沖合では底引き網 漁が盛んである。

今回改定内容

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

2.1 沿岸のゾーニング

海岸の保全にあたっては、前述した、地域の自然的、社会的特性及び海岸環境や海岸利用の状況等といった、地域の特性に十分考慮しつつ、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、総合的な対策を推進していく必要がある。このため、富山湾沿岸では、地形条件及び自然特性、社会特性等、類似した性格を有する一連の区域ごとに図 2-1 のようにゾーン区分した。

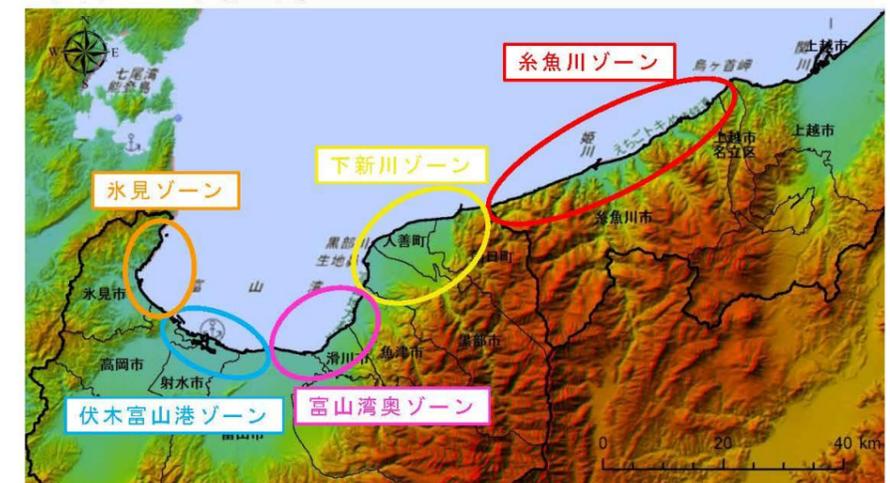


図 2-1 沿岸のゾーン区分

表 2-1 ゾーン特性

ゾーン名 ゾーンの区域 (図 2-1 参照)	水見ゾーン 富山・石川県境 ～ 高岡市伏木	伏木富山港ゾーン 高岡市伏木 ～ 富山市岩瀬	富山湾奥ゾーン 富山市岩瀬 ～ 魚津市経田	下新川ゾーン 黒部市石田 ～ 富山・新潟県境	糸魚川ゾーン 富山・新潟県境 ～ 上越市名立区
背後地特性	扇状地と丘陵地	扇状地	扇状地	扇状地と丘陵地	沖積平野と丘陵地
海岸形状特性	城ヶ崎以北 岩礁海岸 城ヶ崎以南 砂浜海岸 が主体	港湾の人工海岸が主体	消波ブロックで覆われた人工 海岸が主体 常願寺川西は砂浜海岸	磯浜海岸及び消波ブロックで 覆われた人工海岸が主体	岩礁海岸、砂浜・磯浜海岸、 崖海岸が変化に富んで混在 する海岸 侵食により、人工海岸が主体
地域特性	・仏生寺川、上庄川、余川 川等の河口に形成された 平野部に資産が集中 ・漁港が多く、ブリ漁が盛ん である。 ・海水浴場が多い、南側の 砂浜海岸ではキャンプ場 がある。 ・能登国定公園を含む。 ・背後には国道 160 号が平 行する。	・神通川、庄川の供給土砂 によって形成された低平 地に、市街地が形成され、 沿岸内でも特に資産が集中 する。 ・寄り回り波が見られる。 ・砂浜部は侵食傾向が強い。 ・伏木富山港の港湾利用が 主体。 ・東の砂浜海岸では海水浴 利用がある。 ・新湊、岩瀬付近ではシロ エビ漁が盛んである。	・西部は常願寺川の供給土 砂により扇状地が形成。 東部は、背後に丘陵地が 迫り、片貝川、早月川など の急流河川によって、沿 岸部に平地が形成されて いる。 ・寄り回り波の常襲地帯と なっている。 ・かつて見られた砂浜は、 大部分が消失している。 ・ホタルイカ群遊海面、蟹 掻等が有名。 ・能登半島と佐渡島の遮蔽 がなく、激しい冬期風浪の 常襲地帯となっている。 ・漁港が多く、陸地近くでは 刺網、沖合では底引き網 漁が盛んである。	・小川、黒部川等の供給土 砂により扇状地が形成。 ・宮崎以東では、境川や新 潟県側からの供給土砂に よって、磯浜が形成されて いる。 ・冬季風浪の影響が強く、 海岸侵食が激しい。 ・寄り回り波の常襲地帯と なっている。 ・漁港が多い。 ・朝日県立自然公園を含 む。 ・ヒスイ海岸が有名。	・海水浴場、観光名所が多 く分布 ・名立川、能生川、姫川、青 海川など、急流河川から の供給土砂により形成さ れたわずかな平地に、人 家・交通の要所等の資産 が集中 ・姫川、青海川では天然記 念物のヒスイ原産地から 海岸に繋がる流砂系あり ・国道 8 号、日本海のすい ライクが海岸背後に並行 ・能登半島と佐渡島の遮蔽 がなく、激しい冬期風浪 の常襲地帯となっている。 ・漁港が多く、陸地近くでは 刺網、沖合では底引き網 漁が盛んである。

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p data-bbox="388 478 1314 520">2.2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策</p> <p data-bbox="439 537 1302 642">ゾーン毎の特性と沿岸における課題点(海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、公衆の海岸の適正な利用)及び沿岸の長期的な在り方を踏まえ、ゾーン毎の今後の海岸保全の施策を表 2-2 に示す。</p> <p data-bbox="834 1885 866 1913">52</p>	<p data-bbox="1659 415 2139 443">2.2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策</p> <p data-bbox="1659 453 2564 558">ゾーン毎の特性と沿岸における課題点(海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、公衆の海岸の適正な利用)及び沿岸の長期的な在り方を踏まえ、ゾーン毎の今後の海岸保全の施策を表 2-2 に示す。</p> <p data-bbox="2101 1934 2133 1961">69</p>

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<div data-bbox="329 415 1374 449" data-label="Section-Header"> <p>2.3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定</p> </div> <div data-bbox="371 470 1374 575" data-label="Text"> <p>「海岸保全施設の整備に関する区域」は、各海岸管理者が、関係住民の意見聴取結果等を踏まえ、以下に示す項目のいずれかに該当し、防護対策が新たに必要とされ施設整備の基本的な事項・計画概要が定まっている海岸と、既に防護対策としての施設が存する海岸を対象とし設定した。</p> </div> <div data-bbox="486 581 1258 690" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ① 防護水準で定めた高潮・波浪によって背後地の被害が想定される区域 ② 現在進行中の海岸侵食によって背後地の被害が想定される区域 ③ 現況の海岸保全施設が老朽化等によって所要の機能を有していない区域 </div> <div data-bbox="329 764 1374 798" data-label="Section-Header"> <p>2.4 海岸保全施設の諸元の整理</p> </div> <div data-bbox="371 821 1368 890" data-label="Text"> <p>沿岸内の海岸において、海岸保全施設を整備していくにあたっての基本的な事項として、以下の項目を、表 2-3 及び基本計画添付図により示す。</p> </div> <div data-bbox="329 896 1368 1383" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 沿岸内の区域の整理 海岸保全施設の整備に関する区域を対象に、海岸名、地区名及び区域の延長、代表堤防高(保全の目標となる堤防、護岸等の天端高)、現況の海岸保全施設を示す。 (2) 海岸保全施設の種類及び規模 海岸保全施設の整備に関する区域毎に、計画施設の種類、規模等を示す。 なお、対象施設の詳細な配置及び諸元については、工事の実施段階において検討の上決定するものとし、施設の規模としては、区域の延長及び代表堤防高を記載している。 (3) 受益の地域とその状況 受益の地域は、新設及び改築される海岸保全施設及び現況の海岸保全施設により、越波による浸水被害や海岸侵食等の海岸災害から防護される地域とし、海岸背後の地盤高及び地形条件等を考慮し設定した。また、受益の地域の状況として、その土地の利用状況をあわせて示す。 (4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 海岸保全施設の整備に関する区域毎に、維持又は修繕の考え方を示す。 </div> <div data-bbox="825 1875 869 1906" data-label="Page-Footer"> <p>54</p> </div>	<div data-bbox="1647 415 2234 449" data-label="Section-Header"> <p>2.3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定</p> </div> <div data-bbox="1647 487 2264 520" data-label="Section-Header"> <p>(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域</p> </div> <div data-bbox="1647 564 2579 672" data-label="Text"> <p>各海岸管理者が、関係住民の意見聴取結果等を踏まえ、以下に示す項目のいずれかに該当し、防護対策が新たに必要とされ施設整備の基本的な事項・計画概要が定まっている海岸を対象とし設定した。</p> </div> <div data-bbox="1765 678 2579 863" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ① 防護水準で定めた高潮・波浪、設計津波によって背後地の被害が想定される区域 ② 現在進行中の海岸侵食によって背後地の被害が想定される区域 ③ 現況の海岸保全施設が老朽化等によって所要の機能を有していない区域 </div> <div data-bbox="1647 907 2059 940" data-label="Section-Header"> <p>(2) 海岸保全施設の存する区域</p> </div> <div data-bbox="1647 982 2579 1127" data-label="Text"> <p>海岸保全施設は、背後地を高潮・波浪等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保することが重要であり、適切な維持又は修繕を行うことが必要であることから、維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域を設定した。</p> </div> <div data-bbox="1668 1211 2279 1245" data-label="Text"> <p>各区域の範囲を「海岸保全基本計画添付図」に示す。</p> </div> <div data-bbox="2077 1919 2131 1953" data-label="Page-Footer"> <p>71</p> </div>

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>2. 4 海岸保全施設の諸元の整理</p> <p>2. 4. 1 新潟県エリアの海岸保全施設の諸元の整理</p> <p>沿岸内の海岸において、海岸保全施設を整備していくにあたっての基本的な事項として、以下の項目を、表 2-4 及び基本計画添付図により示す。</p> <p>(1)沿岸内の区域の整理</p> <p>海岸保全施設の整備に関する区域を対象に、海岸名、地区名及び区域の延長、目安高（沖合施設等を考慮しない場合に想定される堤防、護岸等の天端高）、現況の海岸保全施設を示す。</p> <p>(2)海岸保全施設の種類及び規模</p> <p>海岸保全施設の整備に関する区域毎に、計画施設の種類、規模等を示す。 なお、対象施設の詳細な配置及び諸元については、工事の実施段階において検討の上決定するものとし、施設の規模としては、区域の延長及び海岸保全施設の目安高を記載している。 海岸保全施設の目安高は、「高潮・波浪に対する防護水準」と「津波に対する防護水準」のうち高い値を設定する。なお、計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。</p> <p>(3)受益の地域とその状況</p> <p>受益の地域は、新設及び改築される海岸保全施設及び現況の海岸保全施設により、越波及び津波による浸水被害や海岸侵食等の海岸災害から防護される地域とし、海岸背後の地盤高及び地形条件等を考慮し設定した。また、受益の地域の状況として、その土地の利用状況をあわせて示す。</p> <p>(4)海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</p> <p>海岸保全施設の整備に関する区域毎に、維持又は修繕の考え方を示す。</p>

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

表 2-3 (1) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿 岸 区 分	区 域 号	区 域	配 置	現 場		主要な施設の概要		受益の地域		状 況	維持又は修繕に要する事項	備 考
				延長 (m)	代表埋防高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	地 域			
1	1	名立海岸(名立小泊地区)	上越市名立区名立小泊	440	TP+6.5	護岸	上越市の一部	公共用地	国道8号が近接しており、緊急対策施設が整備されている。当該区間は新潟県河川川海浜遊歩道に準ずるため、年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園		
2	2	名立海岸(名立小泊地区)	上越市名立区名立小泊(名立漁港)	1,390	TP+6.0~8.2	護岸、消波堤、護岸堤	上越市の一部	住宅地	緊急対策施設に準ずるため、年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園		
3	3	名立海岸(名立小泊地区)	上越市名立区名立小泊	2,280	TP+6.0~6.5	護岸、護岸堤	上越市の一部	住宅地	緊急対策施設に準ずるため、年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。			
4	4	能生海岸(能生地区)	糸魚川市能生	1,080	TP+6.0	護岸	糸魚川市の一部	公共用地	国道8号が近接しており、緊急対策施設が整備されている。当該区間は新潟県河川川海浜遊歩道に準ずるため、年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。			
5	5	能生海岸(能生地区)	糸魚川市能生(能生漁港)	1,410	TP+6.0~6.5	護岸、消波堤、護岸堤	糸魚川市の一部	住宅地	緊急対策施設に準ずるため、年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。			
6	6	能生海岸(能生地区)	糸魚川市能生(能生小泊)	2,290	TP+6.0~6.5	護岸、護岸堤	糸魚川市の一部	住宅地	緊急対策施設に準ずるため、年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園 能生海水浴場		
7	7	能生海岸(能生地区)	糸魚川市能生(能生小泊)	2,800	TP+6.0~7.5	人工リーフ	糸魚川市の一部	住宅地	緊急対策施設に準ずるため、年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園 能生海水浴場		
8	8	能生海岸(能生地区)	糸魚川市能生(能生小泊)	1,340	TP+6.5~7.5	護岸、護岸堤、突堤、消波工	糸魚川市の一部	住宅地	緊急対策施設に準ずるため、年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園		

現行計画(H28公表)

今回改定内容

表 2-4 (1) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿 岸 区 分	区 域 号	区 域	配 置	地 区	地 域	計画施設	現況施設	構 造		地 域	状 況	備 考
								延長 (m)	代表埋防高 (m)			
1	1	名立海岸(名立小泊地区)	上越市名立区名立小泊	891	TP+7.5	護岸等※1、護岸堤等※2	護岸等※1、護岸堤等※2	延長 891 代表埋防高 TP+7.5	上越市の一部	公共用地	国道8号が近接しており、緊急対策施設が整備されている。当該区間は新潟県河川川海浜遊歩道に準ずるため、年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園
2	2	名立海岸(名立小泊地区)	上越市名立区名立小泊(名立漁港)	1,399	TP+9.0	護岸等※1、護岸堤等※2	護岸等※1、護岸堤等※2	延長 1,399 代表埋防高 TP+9.0	上越市の一部	住宅地	緊急対策施設に準ずるため、年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園
3	3	能生海岸(能生地区)	上越市名立区能生小泊	2,127	TP+5.0	護岸等※1、護岸堤等※2	護岸等※1、護岸堤等※2	延長 2,127 代表埋防高 TP+5.0	上越市の一部	住宅地	緊急対策施設に準ずるため、年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。	
4	4	能生海岸(能生地区)	糸魚川市能生	1,083	TP+5.2			延長 1,083 代表埋防高 TP+5.2	糸魚川市能生			
5	5	能生海岸(能生地区)	糸魚川市能生(能生漁港)	1,410	TP+5.0	護岸等※1、護岸堤等※2	護岸等※1、護岸堤等※2	延長 1,410 代表埋防高 TP+5.0	糸魚川市能生(能生漁港)			
6	6	能生海岸(能生地区)	糸魚川市能生(能生小泊)	5,131	TP+4.8	護岸等※1、護岸堤等※2	護岸等※1、護岸堤等※2	延長 5,131 代表埋防高 TP+4.8	糸魚川市能生(能生小泊)	住宅地	緊急対策施設に準ずるため、年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園 能生海水浴場 能生漁港
7	7	能生海岸(能生地区)	糸魚川市能生小泊(能生漁港)	1,343	TP+7.0	護岸等※1、護岸堤等※2	護岸等※1、護岸堤等※2	延長 1,343 代表埋防高 TP+7.0	糸魚川市能生(能生漁港)	住宅地	緊急対策施設に準ずるため、年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園
8	8	能生海岸(能生地区)	糸魚川市能生(能生小泊)	1,320	TP+4.8	護岸等※1、護岸堤等※2	護岸等※1、護岸堤等※2	延長 1,320 代表埋防高 TP+4.8	糸魚川市能生(能生小泊)	住宅地	緊急対策施設に準ずるため、年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。	

※1:施設の種別等は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは埋防、護岸等を指す。
 ※2:施設の種別等は事業実施時に検討する。なお、護岸堤等は埋防堤、消波堤、人工リーフ等を指す。
 ※3:計画埋防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地高、護岸・埋防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

表 2-3 (3) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	配置		主要な施設の種別		受容の地域		維持又は修繕に要する事項	備考	
		区域	地区	延長(m)	代表堤防高(m)	計画施設	現況施設			地域
山形県沿岸	18	浪川港海岸(田海・須京地区)	糸魚川市田海~須京(松山港)	2,020	DL+75	護岸、堤防	人工リーフ	糸魚川市の一部	住宅地、公共用地	背後に国道8号、住宅地を擁していることから、防護機能等の確保、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。
		浪川港海岸(青海・寺地地区)	糸魚川市青海~寺地(松山港)	1,810	DL+74	護岸、堤防、人工リーフ		糸魚川市の一部	市街地、住宅地	背後に国道8号、住宅地を擁していることから、防護機能等の確保、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。
		青海海岸(青海地区)	糸魚川市青海	1,530	TP+55~73	護岸、人工リーフ、護岸工		糸魚川市の一部	公共用地、住宅地	背後に国道8号、住宅地を擁していることから、防護機能等の確保、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。
		青海海岸(観不知地区)	糸魚川市外遊	1,870	TP+60~68	護岸、消波工、護岸工		糸魚川市の一部	住宅地	背後に国道8号、住宅地を擁していることから、防護機能等の確保、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。
		観不知海岸	糸魚川市外遊(観不知港)	610	TP+62	護岸、人工リーフ		糸魚川市の一部	住宅地、公共用地	背後に国道8号、住宅地を擁していることから、防護機能等の確保、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。
		市高瀬海岸	糸魚川市市高(市高港)	1,180	TP+65	護岸、消波工、護岸工、人工リーフ		糸魚川市の一部	住宅地、公共用地	背後に国道8号、住宅地を擁していることから、防護機能等の確保、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。
		青海海岸(市高地区)	糸魚川市玉ノ木	1,440	TP+62~89	護岸、消波工、人工リーフ	護岸堤	糸魚川市の一部	農地	背後に国道8号、住宅地を擁していることから、防護機能等の確保、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。

現行計画(H28公表)

今回改定内容

表 2-4 (3) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区 域	地 区	地 域	計画施設	現況施設	構 造		配 置	主要な施設の種別	受容の地域	維持又は修繕の方法	備 考
							延長(m)	目安高(m)					
山形県沿岸	17	浪川港海岸(青海・寺地地区)	糸魚川市青海~寺地(松山港)	1,810	TP+48	護岸、堤防、人工リーフ	護岸、消波工、護岸工、人工リーフ	1.810	TP+48	護岸、堤防、人工リーフ	糸魚川市の一部	市街地、住宅地	背後に国道8号、住宅地を擁していることから、防護機能等の確保、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。
		浪川港海岸(青海地区)	糸魚川市青海	1,409	TP+11	護岸、人工リーフ		1,409	TP+11	護岸、人工リーフ	糸魚川市の一部	公共用地、住宅地	背後に国道8号、住宅地を擁していることから、防護機能等の確保、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。
		浪川港海岸(観不知海岸)	糸魚川市外遊(観不知港)	406	TP+48	護岸、人工リーフ		406	TP+48	護岸、人工リーフ	糸魚川市の一部	住宅地、公共用地	背後に国道8号、住宅地を擁していることから、防護機能等の確保、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。
		浪川港海岸(観不知地区)	糸魚川市外遊	2,341	TP+12	護岸、消波工、護岸工		2,341	TP+12	護岸、消波工、護岸工	糸魚川市の一部	住宅地	背後に国道8号、住宅地を擁していることから、防護機能等の確保、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。
		市高瀬海岸	糸魚川市市高(市高港)	1,184	TP+10	護岸、堤防、人工リーフ		1,184	TP+10	護岸、堤防、人工リーフ	糸魚川市の一部	住宅地、公共用地	背後に国道8号、住宅地を擁していることから、防護機能等の確保、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。
		青海海岸(玉ノ木地区)	糸魚川市市高	1,346	TP+9	護岸、消波工、人工リーフ、護岸堤、堤防	護岸堤	1,346	TP+9	護岸、消波工、人工リーフ、護岸堤、堤防	糸魚川市の一部	農地	背後に国道8号、住宅地を擁していることから、防護機能等の確保、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。
		青海海岸(市高地区)	糸魚川市玉ノ木				護岸堤				糸魚川市の一部	農地	背後に国道8号、住宅地を擁していることから、防護機能等の確保、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。また、高潮警報等に沿って適切な整備を行うこと。

※1:施設の種別等詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。
 ※2:施設の種別等詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。
 ※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

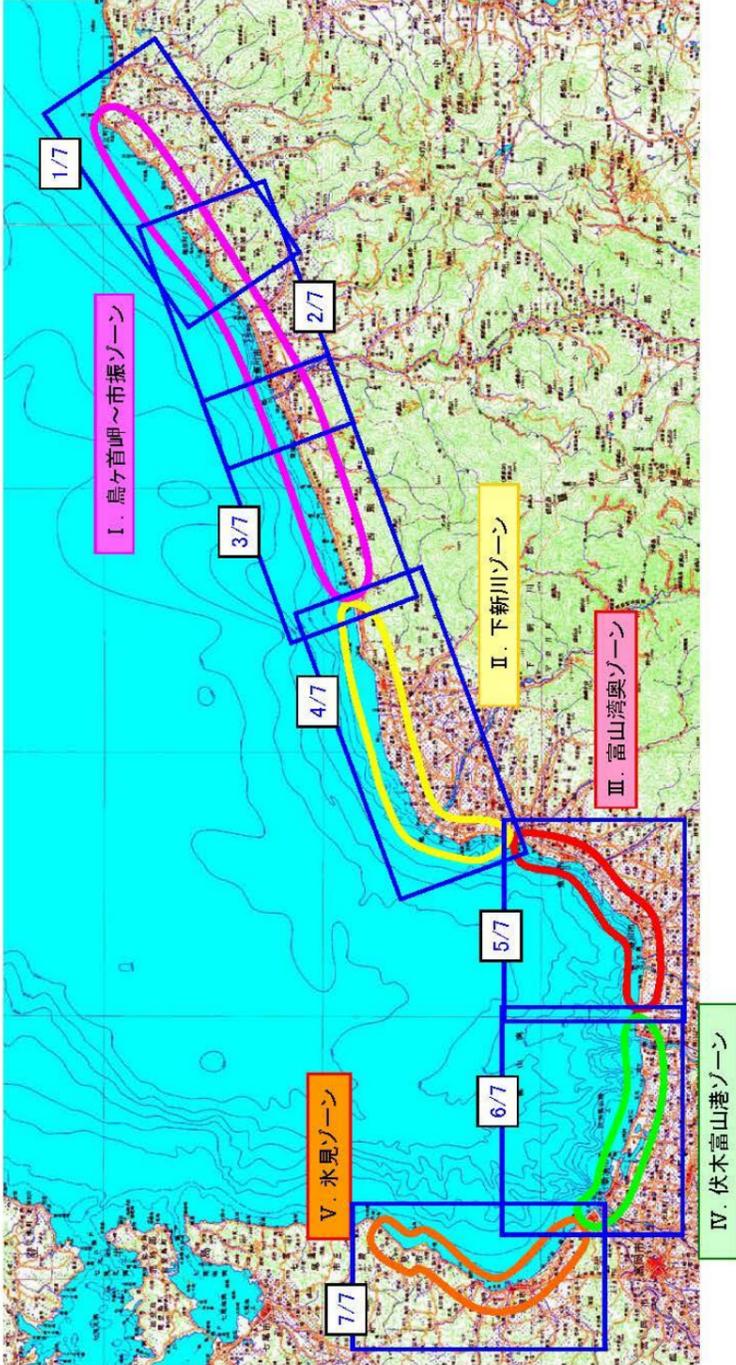
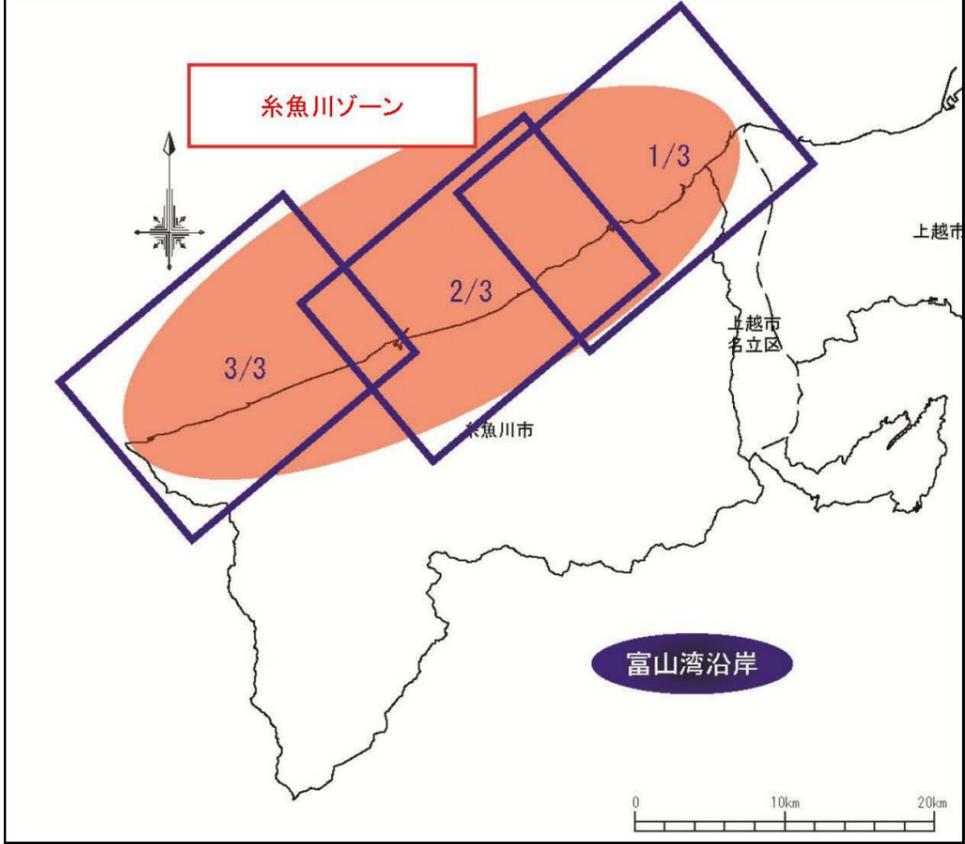
■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>表 2-3 (4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧</p>	

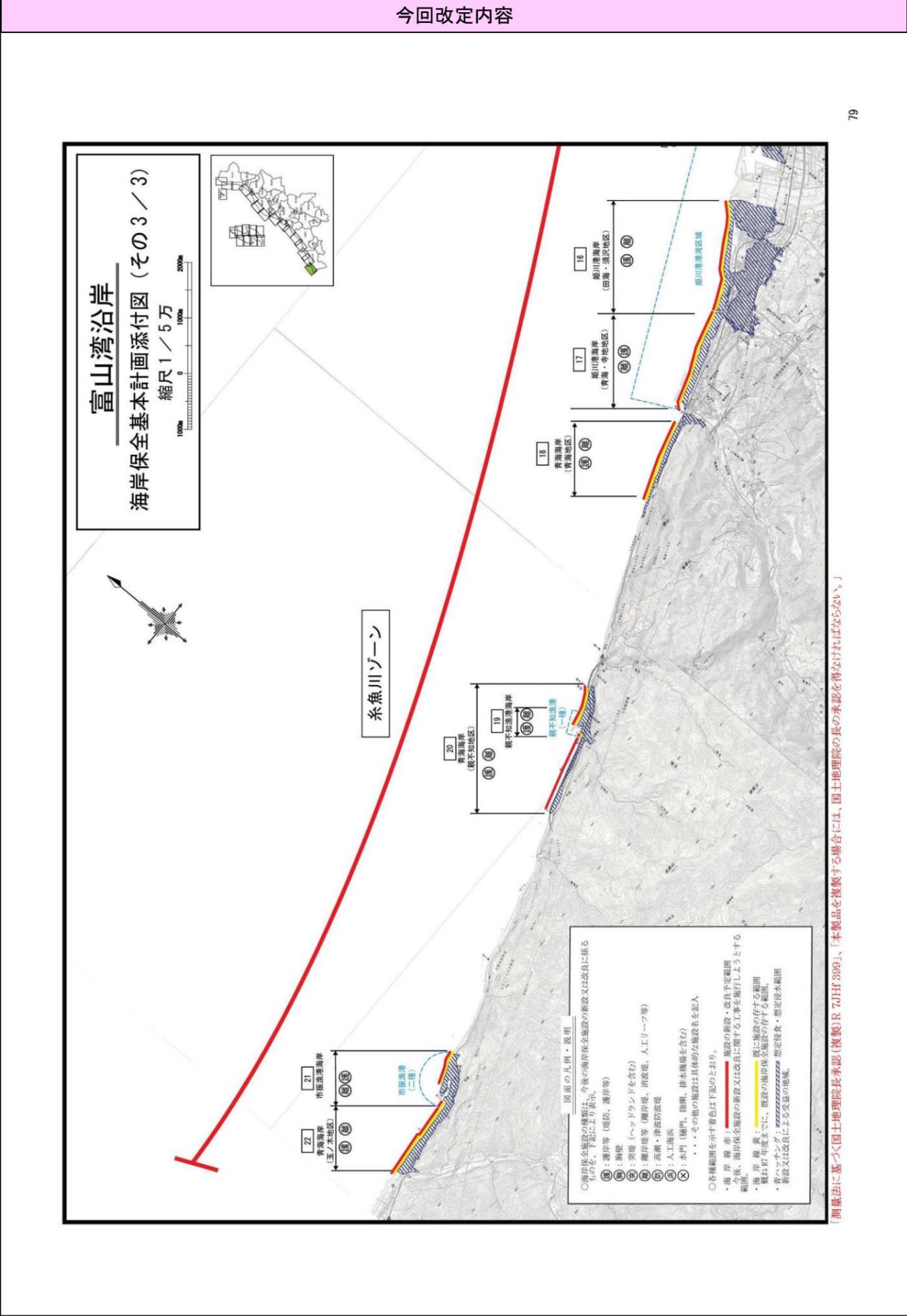
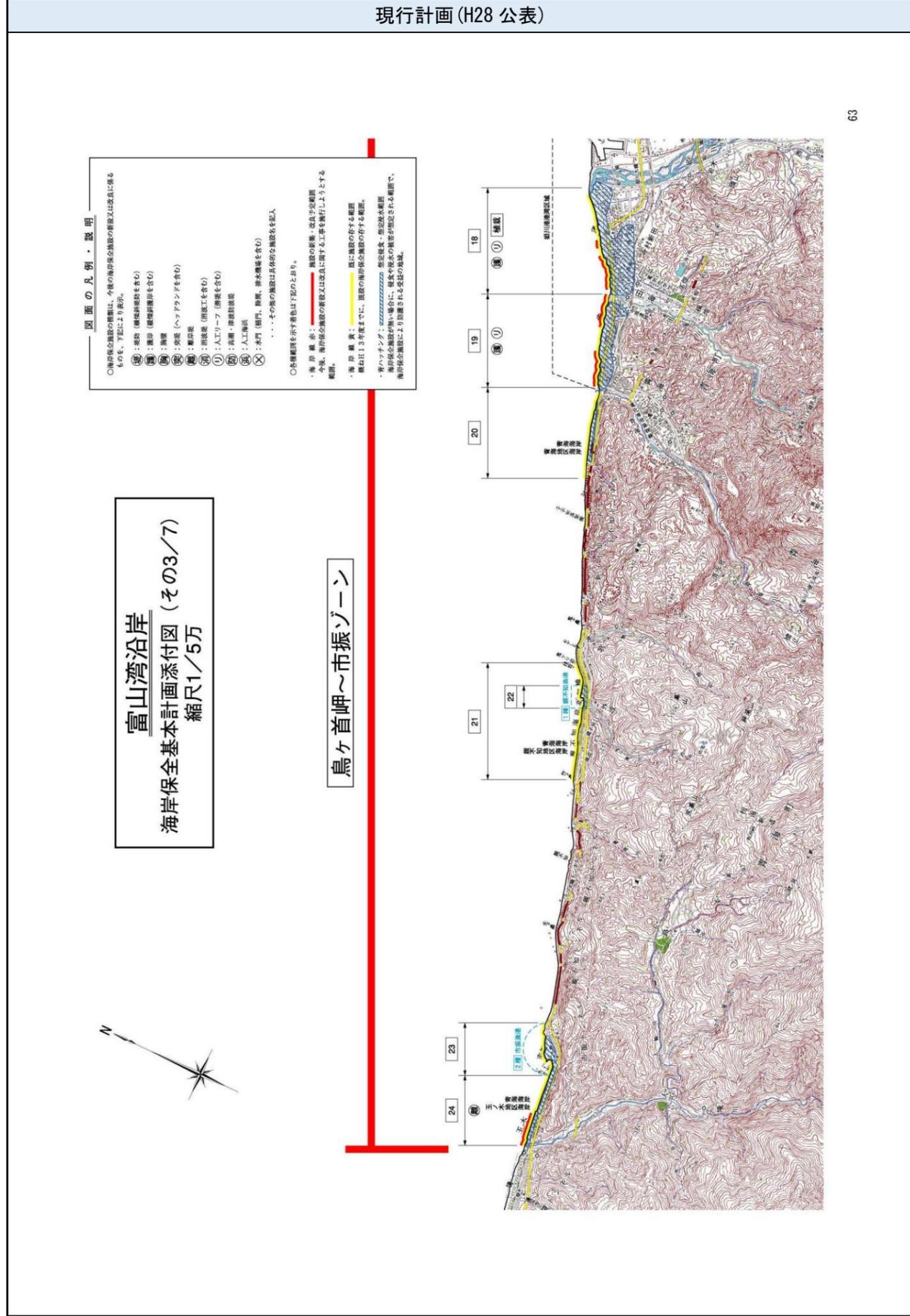
■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>表 2-3 (5) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧</p>	

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画 (H28 公表)	今回改定内容
 <p data-bbox="1299 844 1329 1369">富山湾沿岸における海岸保全基本計画添付図の位置図</p>	 <p data-bbox="1736 1264 2493 1285">図 2-4 富山湾沿岸(新潟県エリア)における海岸保全基本計画添付図の位置図</p>

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 70JH 389)」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。」

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>2. 4. 2 富山県エリアの海岸保全施設の諸元の整理</p> <p>沿岸内の海岸において、海岸保全施設を整備していくにあたっての基本的な事項として、以下の項目を、表 2-3 及び基本計画添付図により示す。</p> <p>(1)沿岸内の区域の整理</p> <p>海岸保全施設の整備に関する区域を対象に、海岸名、地区名及び区域の延長、代表堤防高(保全の目標となる堤防、護岸等の天端高)、現況の海岸保全施設を示す。</p> <p>(2)海岸保全施設の種類及び規模</p> <p>海岸保全施設の整備に関する区域毎に、計画施設の種類、規模等を示す。</p> <p>なお、対象施設の詳細な配置及び諸元については、工事の実施段階において検討の上決定するものとし、施設の規模としては、区域の延長及び代表堤防高を記載している。</p> <p>(3)受益の地域とその状況</p> <p>受益の地域は、新設及び改築される海岸保全施設及び現況の海岸保全施設により、越波による浸水被害や海岸侵食等の海岸災害から防護される地域とし、海岸背後の地盤高及び地形条件等を考慮し設定した。また、受益の地域の状況として、その土地の利用状況をあわせて示す。</p> <p>(4)海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</p> <p>海岸保全施設の整備に関する区域毎に、維持又は修繕の考え方を示す。</p>

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画 (H28 公表)

今回改定内容

表 2-3 (4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

区分	区番号	区域	配置		主な施設の種類		計画施設	地域	状況	維持又は修繕の方法	備考							
			地区	延長 (m)	規模 代表建設高 (m)	現況施設												
水	17	清川海岸 (瀬月地区)	清川市瀬月地区	1,270	TP+4.8	堤防 直立護岸 消波堤 護岸壁 突堤	計画施設	清川市の一部	住宅地	定期 (月) 巡回業者及び定期高潮(5年に1回程度)の整備(5年に1回程度)の委託により施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地盤・津波、高波等の発生時に真鍮棒点検を行う。 ・施設の整備年数が古く、老朽化の著しい箇所があることから、定期等では、施設の点検等に特に注意する。								
												清川市瀬月地区	280	DL+6.8	堤防 直立護岸 護岸壁 突堤	清川市の一部	住宅地 他	定期 (月) 巡回業者及び定期高潮(5年に1回程度)の整備(5年に1回程度)の委託により施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地盤・津波、高波等の発生時に真鍮棒点検を行う。 ・施設の整備年数が古く、老朽化の著しい箇所があることから、定期等では、施設の点検等に特に注意する。
												清川市瀬月地区	240	TP+4.8	堤防 直立護岸 護岸壁	清川市の一部	住宅地 工業地 農用地 他	定期 (月) 巡回業者及び定期高潮(5年に1回程度)の整備(5年に1回程度)の委託により施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・砂浜は安定していても、定期等では、点検の頻度を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地盤・津波、高波等の発生時に真鍮棒点検を行う。 ・砂浜は安定していても、定期等では、点検の頻度を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地盤・津波、高波等の発生時に真鍮棒点検を行う。 ・砂浜は安定していても、定期等では、点検の頻度を把握し、適切な維持・修繕を行う。
水	20	水郷海岸 (水郷地区)	清川市水郷海岸地区	1,270	DL+7.8	堤防 直立護岸 消波堤 護岸壁 突堤	護岸壁上げ 防砂工	清川市の一部	住宅地 農用地	定期 (月) 巡回業者及び定期高潮(5年に1回程度)の整備(5年に1回程度)の委託により施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地盤・津波、高波等の発生時に真鍮棒点検を行う。 ・施設の整備年数が古く、老朽化の著しい箇所があることから、定期等では、施設の点検等に特に注意する。								
												清川市水郷海岸地区	240	TP+4.8	堤防 直立護岸 護岸壁	清川市の一部	住宅地 工業地 農用地 他	定期 (月) 巡回業者及び定期高潮(5年に1回程度)の整備(5年に1回程度)の委託により施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・砂浜は安定していても、定期等では、点検の頻度を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地盤・津波、高波等の発生時に真鍮棒点検を行う。 ・砂浜は安定していても、定期等では、点検の頻度を把握し、適切な維持・修繕を行う。
水	21	瀬月海岸 (瀬月地区)	清川市瀬月地区	4,270	TP+4.5	堤防 直立護岸 消波堤 護岸壁 突堤	護岸壁上げ 防砂工	清川市の一部	住宅地 農用地	定期 (月) 巡回業者及び定期高潮(5年に1回程度)の整備(5年に1回程度)の委託により施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地盤・津波、高波等の発生時に真鍮棒点検を行う。 ・施設の整備年数が古く、老朽化の著しい箇所があることから、定期等では、施設の点検等に特に注意する。								
												清川市瀬月地区	240	TP+4.8	堤防 直立護岸 護岸壁	清川市の一部	住宅地 工業地 農用地 他	定期 (月) 巡回業者及び定期高潮(5年に1回程度)の整備(5年に1回程度)の委託により施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・砂浜は安定していても、定期等では、点検の頻度を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地盤・津波、高波等の発生時に真鍮棒点検を行う。 ・砂浜は安定していても、定期等では、点検の頻度を把握し、適切な維持・修繕を行う。
水	22	四方海岸 (瀬月地区)	清川市瀬月地区	1,400	DL+3.5	堤防 直立護岸 消波堤 護岸壁 突堤	護岸壁上げ 防砂工	清川市の一部	住宅地	定期 (月) 巡回業者及び定期高潮(5年に1回程度)の整備(5年に1回程度)の委託により施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地盤・津波、高波等の発生時に真鍮棒点検を行う。 ・施設の整備年数が古く、老朽化の著しい箇所があることから、定期等では、施設の点検等に特に注意する。								
												清川市瀬月地区	240	TP+4.8	堤防 直立護岸 護岸壁	清川市の一部	住宅地 工業地 農用地 他	定期 (月) 巡回業者及び定期高潮(5年に1回程度)の整備(5年に1回程度)の委託により施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・砂浜は安定していても、定期等では、点検の頻度を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地盤・津波、高波等の発生時に真鍮棒点検を行う。 ・砂浜は安定していても、定期等では、点検の頻度を把握し、適切な維持・修繕を行う。

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画 (H28 公表)		今回改定内容									
表 2-3 (5) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧											
区分	区分番号	配置			主な施設の種類			受益の地域			備考
		区域	地区	規模 延長 (m)	代表堤防高 (m)	堤防施設	計画施設	地域	状況		
伏木区	23	伏木金山港海岸(金山地区)	金山町打出～岩瀬古町地区	4,410	D.L.+4.5	並立型岸 離岸堤 防風 突堤	防風 突堤 護岸工	金山市の一部	工業地 農用地		定期(月)巡回(定期)及び定期高潮(5年に1回程度)の突進により施設の状況を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地盤・海床、高潮等の発生時に異常高潮を検査し、異常高潮が認められることから、異常高潮を通知する。 ・潮位の増減等では強い流れが生じ、高潮等が生じる恐れがあることから、定期高潮等では、現状の状況等に注意する。
	1,420	D.L.+5.8	堤防 離岸堤	新水市の一部	住宅地		定期(月)巡回(定期)及び定期高潮(5年に1回程度)の突進により施設の状況を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地盤・海床、高潮等の発生時に異常高潮を検査し、異常高潮が認められることから、異常高潮を通知する。 ・潮位の増減等では強い流れが生じ、高潮等が生じる恐れがあることから、定期高潮等では、現状の状況等に注意する。				
								5,170	D.L.+5.0	堤防 離岸堤 人工	新水市の一部

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画(H28公表)

今回改定内容

表 2-3 (6) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

区分番号	配置		主要施設の種別		計画施設	地域	状況	維持又は修繕の方法	備考
	区域	地区	規模 延長(m)	代表補助高 (m)					
27	瀬田郡津(木田地区)	瀬田市中田地区	2,670	TP+0.5	防波堤 人工リーフ 遊歩道 養魚工 橋	瀬田市の一部	住宅地 森林地	定期(月)巡回等及び定期高潮(5年に1回程度)の高潮により施設の状況を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生時に真砂ポイント検査を実施する。 ・当該区域には海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、遊歩道を整備する。 ・砂浜の改良が進んでいる区画があることから、巡回等では、砂浜の改良や遊歩道の状況等に特に注意する。 ・人工リーフの埋砂等では強い流れが生じ、遊歩道の状況には強い流れが生じ、遊歩道の改良に注意する。 ・遊歩道の状況に異常を察知しており、巡回等では、遊歩道の状況に特に注意する。	遊歩道 人工リーフ 遊歩道 養魚工 橋
28	水尾郡津(島郷地区)	水尾市津～島郷地区	2,890	TP+0.5	防波堤 人工リーフ	水尾市の一部	住宅地 他	定期(月)巡回等及び定期高潮(5年に1回程度)の高潮により施設の状況を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生時に真砂ポイント検査を実施する。 ・遊歩道や海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、遊歩道を追加する。	遊歩道 人工リーフ
29	水尾郡津津	水尾市阿尾～阿尾町地区	2,240	DL+0.5	防波堤 人工リーフ	水尾市の一部	住宅地 農用地	定期(月)巡回等及び定期高潮(5年に1回程度)の高潮により施設の状況を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・当該区域には防波堤(季節期間)が設置されていることから、巡回等では、遊歩道の状況に特に注意する。 ・地震、津波、高波等の発生時には、陸揚等の設備を含めて真砂ポイント検査を行う。 ・遊歩道の状況には強い流れが生じ、遊歩道の改良に注意する。	防波堤 人工リーフ
30	水尾郡津(阿尾地区)	水尾市阿尾～阿尾町地区	1,430	TP+0.5	防波堤 人工リーフ 養魚工 橋	水尾市の一部	住宅地 農用地	定期(月)巡回等及び定期高潮(5年に1回程度)の高潮により施設の状況を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生時に真砂ポイント検査を実施する。 ・当該区域には防波堤(季節期間)が設置されていることから、巡回等では、遊歩道の状況に特に注意する。 ・人工リーフの埋砂等では強い流れが生じ、遊歩道の状況には強い流れが生じ、遊歩道の改良に注意する。	防波堤 人工リーフ 養魚工 橋
31	阿尾郡津津	水尾市阿尾町地区	630	DL+0.5	防波堤 人工リーフ	水尾市の一部	住宅地 森林地 他	定期(月)巡回等及び定期高潮(5年に1回程度)の高潮により施設の状況を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・遊歩道や海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、遊歩道を追加する。 ・遊歩道の状況には強い流れが生じ、遊歩道の改良に注意する。	防波堤 人工リーフ

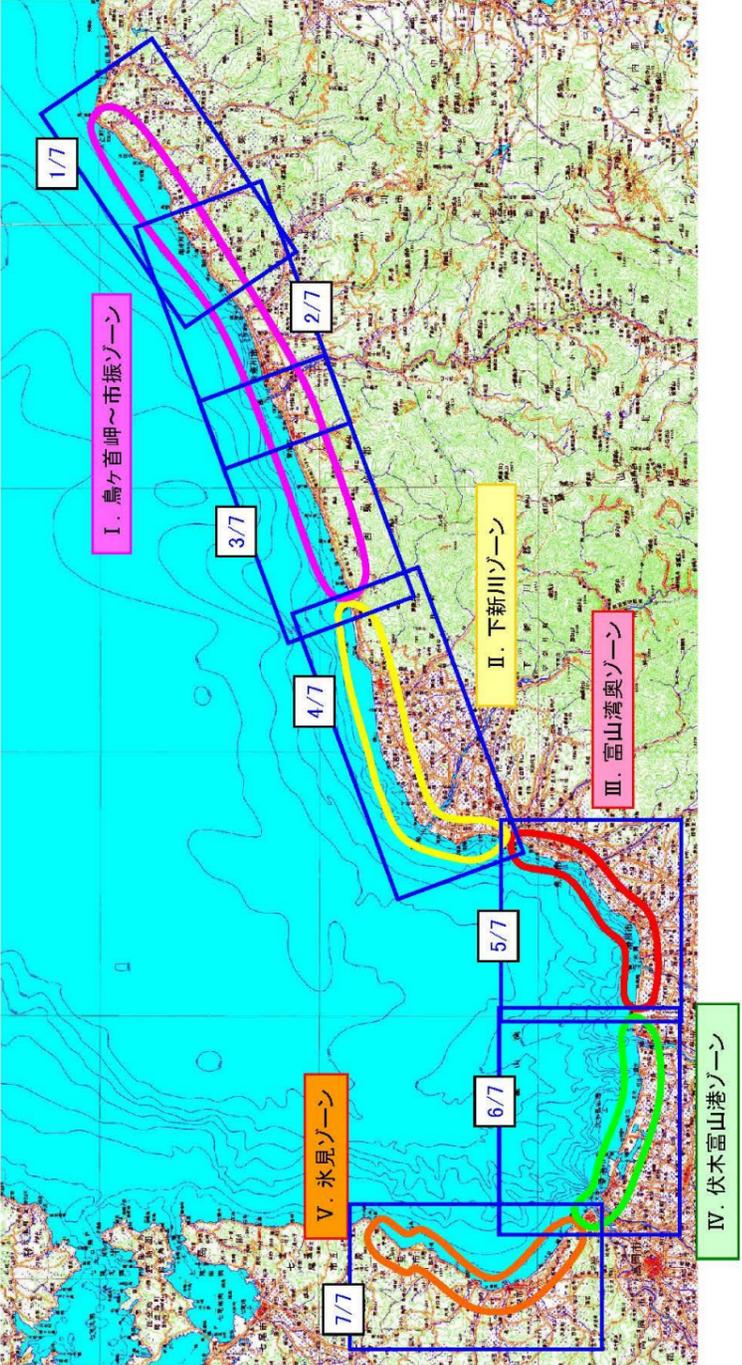
■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画 (H28 公表)		今回改定内容									
表 2-3 (7) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧											
区 画 番 号	区域	配置		主な施設の種類			受益の地域			備考	
		地区	距離 (m)	代表堤防高 (m)	計画施設	地域	状況	維持又は修繕の方法			
32	新田海岸護岸	水原市治へ新田地区	1,610	DL+3.5	堤防護岸 護岸工 護岸工	水原市の一部	農用地	護岸小トールと合わせて定期高潮(5年に1回程度)を行う。 ・地盤、護岸、溝等の発生時に異常高潮を ・小規模地があり、多くの利用者が訪れること から、異常高潮等では強い流れが生じ、差懸が生 じる恐れがあることから、定期高潮等では、施 設の点検等に注意する。	定期高潮型定公費		
33	水原護岸(浜地区)	水原市浜地区	970	TP+3.5	護岸工 護岸工	水原市の一部	住宅地	定期高潮(5年に1回程度)を行う。 ・地盤、護岸、溝等の発生時に異常高潮を ・護岸小トールと合わせて定期高潮(5年に1回程度)を行う。 ・砂浜に顕著な変化は認められないが、定期高潮等 により高潮の危険に注意する。	定期高潮型定公費		
34	水原護岸(幸地区)	水原市幸地区	690	TP+3.5	護岸工 護岸工	水原市の一部	住宅地	定期高潮(5年に1回程度)を行う。 ・地盤、護岸、溝等の発生時に異常高潮を ・護岸小トールと合わせて定期高潮(5年に1回程度)を行う。 ・砂浜に顕著な変化は認められないが、定期高潮等 により高潮の危険に注意する。	定期高潮型定公費		
35	幸海岸護岸	水原市幸地区	630	DL+3.5	人工リーフ 護岸工	水原市の一部	住宅地	定期高潮(5年に1回程度)を行う。 ・地盤、護岸、溝等の発生時に異常高潮を ・護岸小トールと合わせて定期高潮(5年に1回程度)を行う。 ・砂浜に顕著な変化は認められないが、定期高潮等 により高潮の危険に注意する。	定期高潮型定公費		
36	水原護岸(小磯地区)	水原市小磯地区	890	TP+3.5	護岸工 護岸工	水原市の一部	住宅地	定期高潮(5年に1回程度)を行う。 ・地盤、護岸、溝等の発生時に異常高潮を ・護岸小トールと合わせて定期高潮(5年に1回程度)を行う。 ・砂浜に顕著な変化は認められないが、定期高潮等 により高潮の危険に注意する。	定期高潮型定公費		
37	大磯護岸	水原市大磯地区	480	DL+3.5	護岸工 護岸工	水原市の一部	住宅地	定期高潮(5年に1回程度)を行う。 ・地盤、護岸、溝等の発生時に異常高潮を ・護岸小トールと合わせて定期高潮(5年に1回程度)を行う。 ・砂浜に顕著な変化は認められないが、定期高潮等 により高潮の危険に注意する。	定期高潮型定公費		
38	水原護岸(幸地区)	水原市幸地区	1,530	TP+3.5	護岸工 護岸工	水原市の一部	住宅地	定期高潮(5年に1回程度)を行う。 ・地盤、護岸、溝等の発生時に異常高潮を ・護岸小トールと合わせて定期高潮(5年に1回程度)を行う。 ・砂浜に顕著な変化は認められないが、定期高潮等 により高潮の危険に注意する。	定期高潮型定公費		

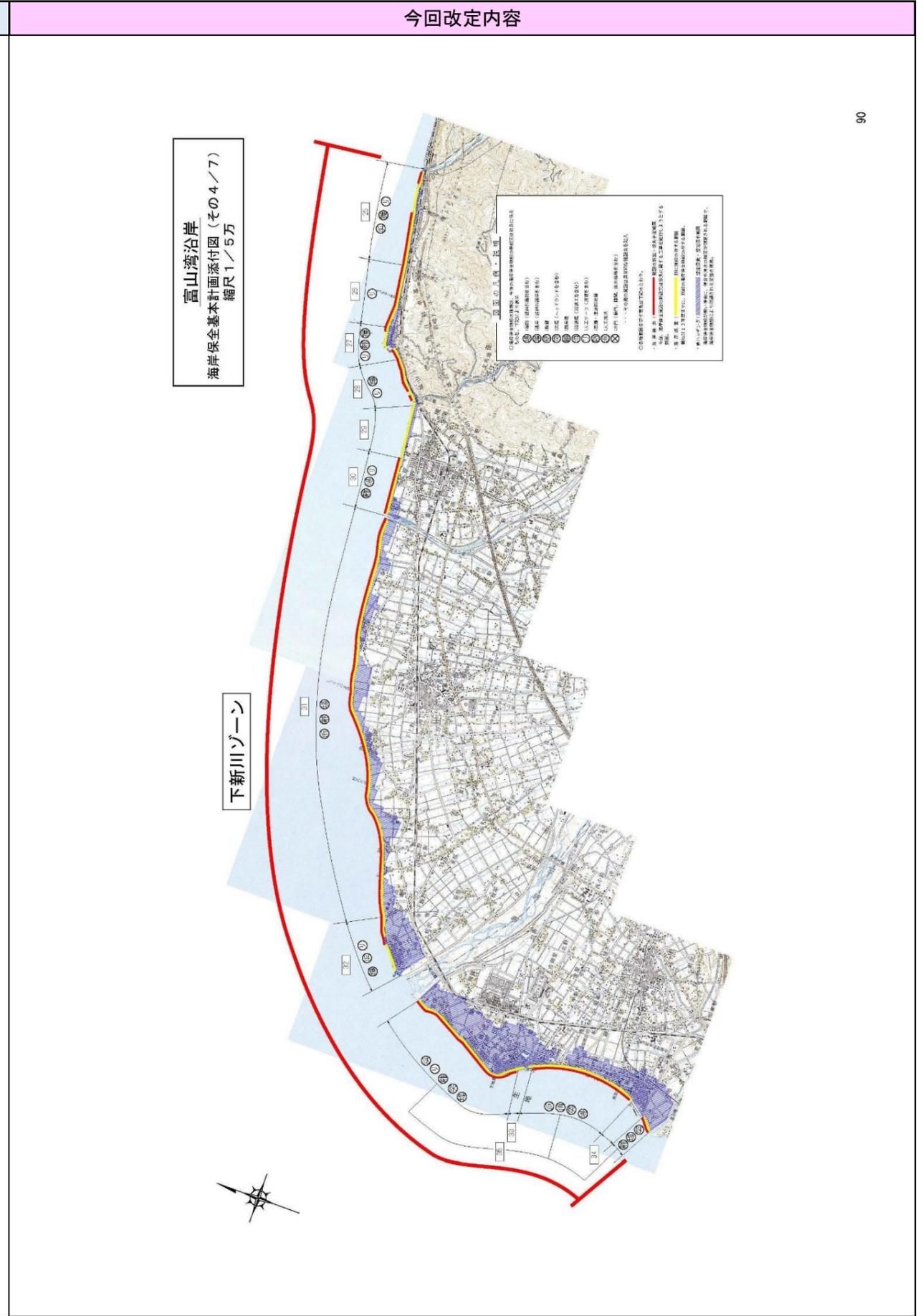
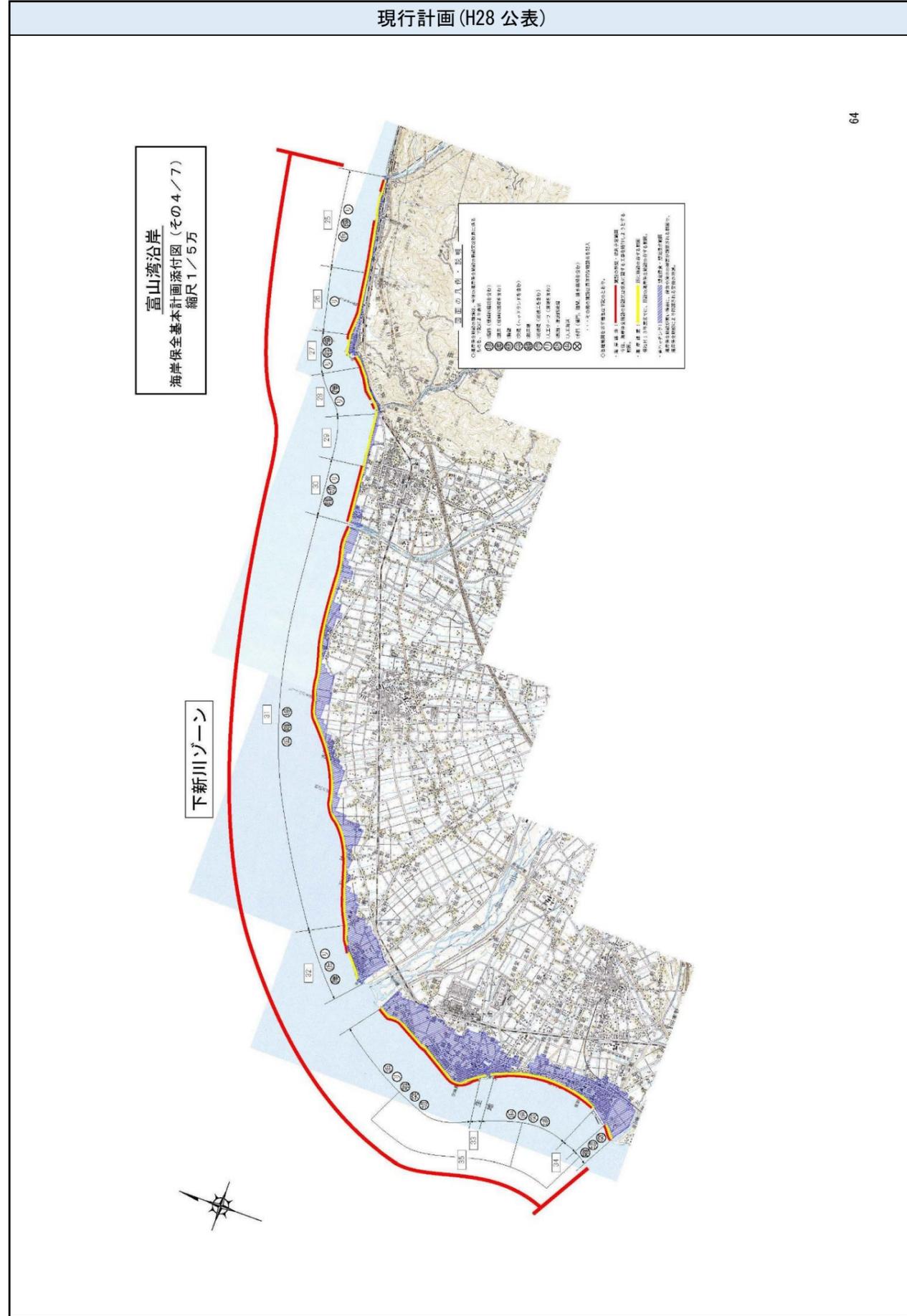
■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画 (H28 公表)		今回改定内容				
表 2-3 (8) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧						
区 域 番 号	配置		主な施設の種類	主要の地質	状況	備考
	区域	地区				
設 置 区 分	規模 延長 (m)	代表堤防高 (m)	現況施設	計画施設	地域	備考
39	氷見海岸(中津地区)	氷見市中津地区	現況施設 突堤	人工リーフ	氷見市の一部	住宅地
40	女良海岸	氷見市中津地区	現況施設 直立護岸		氷見市の一部	住宅地 他
41	氷見海岸(中津地区)	氷見市中津地区	現況施設 露岸堤		氷見市の一部	住宅地
42	氷見海岸(中津地区)	氷見市中津地区	現況施設 突堤		氷見市の一部	住宅地

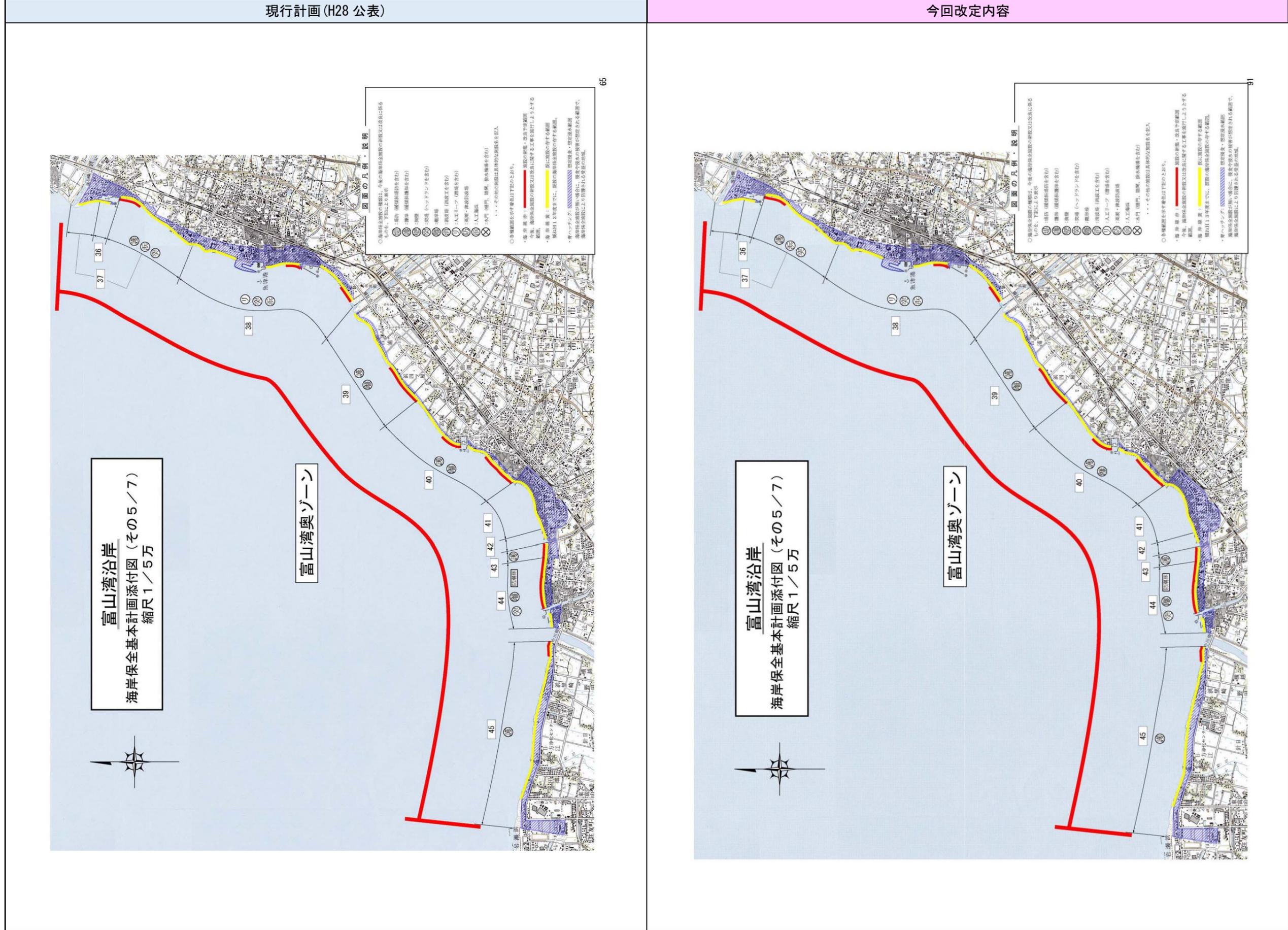
■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画 (H28 公表)	今回改定内容
	 <p data-bbox="2487 772 2516 1444">富山湾沿岸(富山県エリア)における海岸保全基本計画添付図の位置図</p>

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理



■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理



■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画(H28公表)



66

今回改定内容

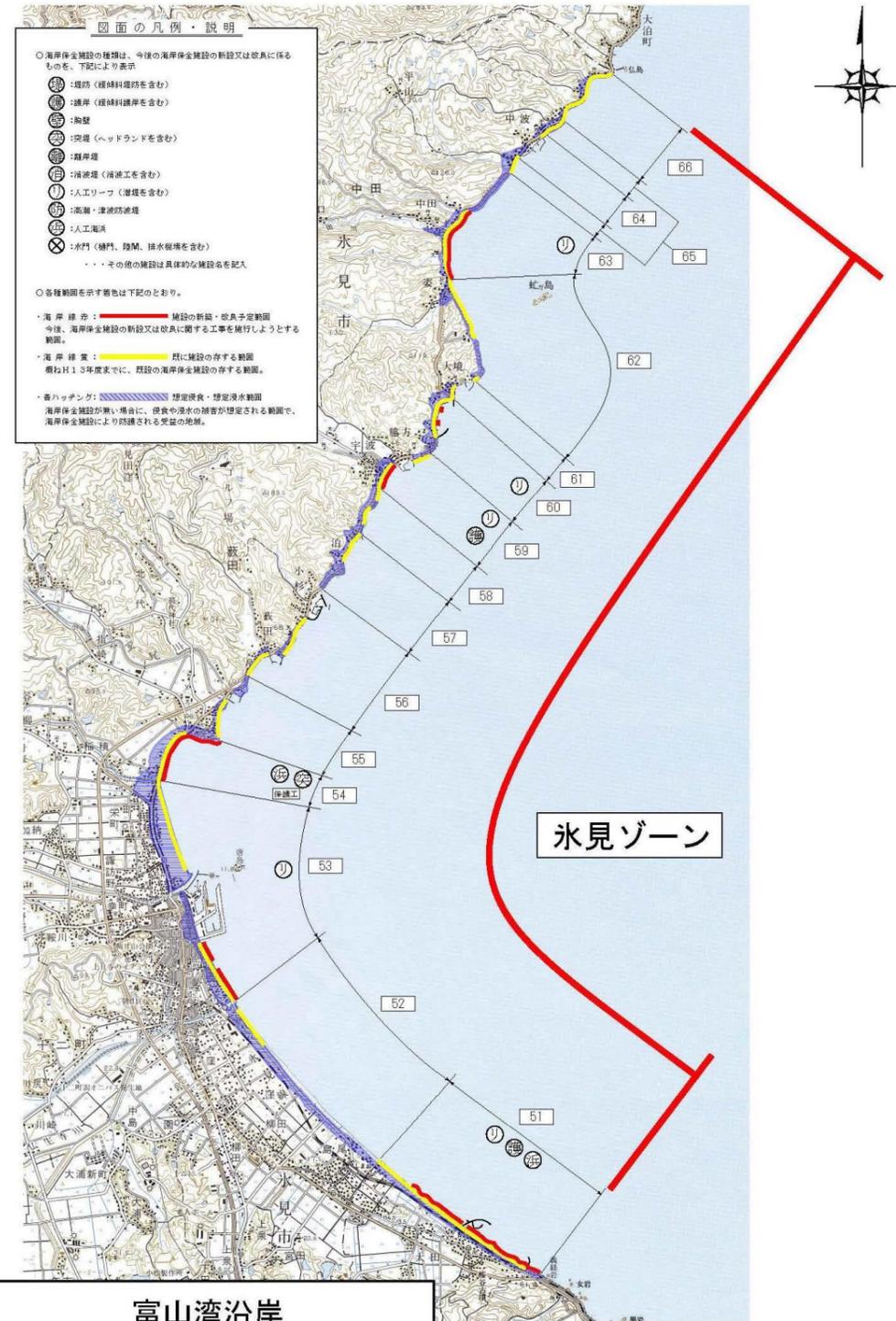
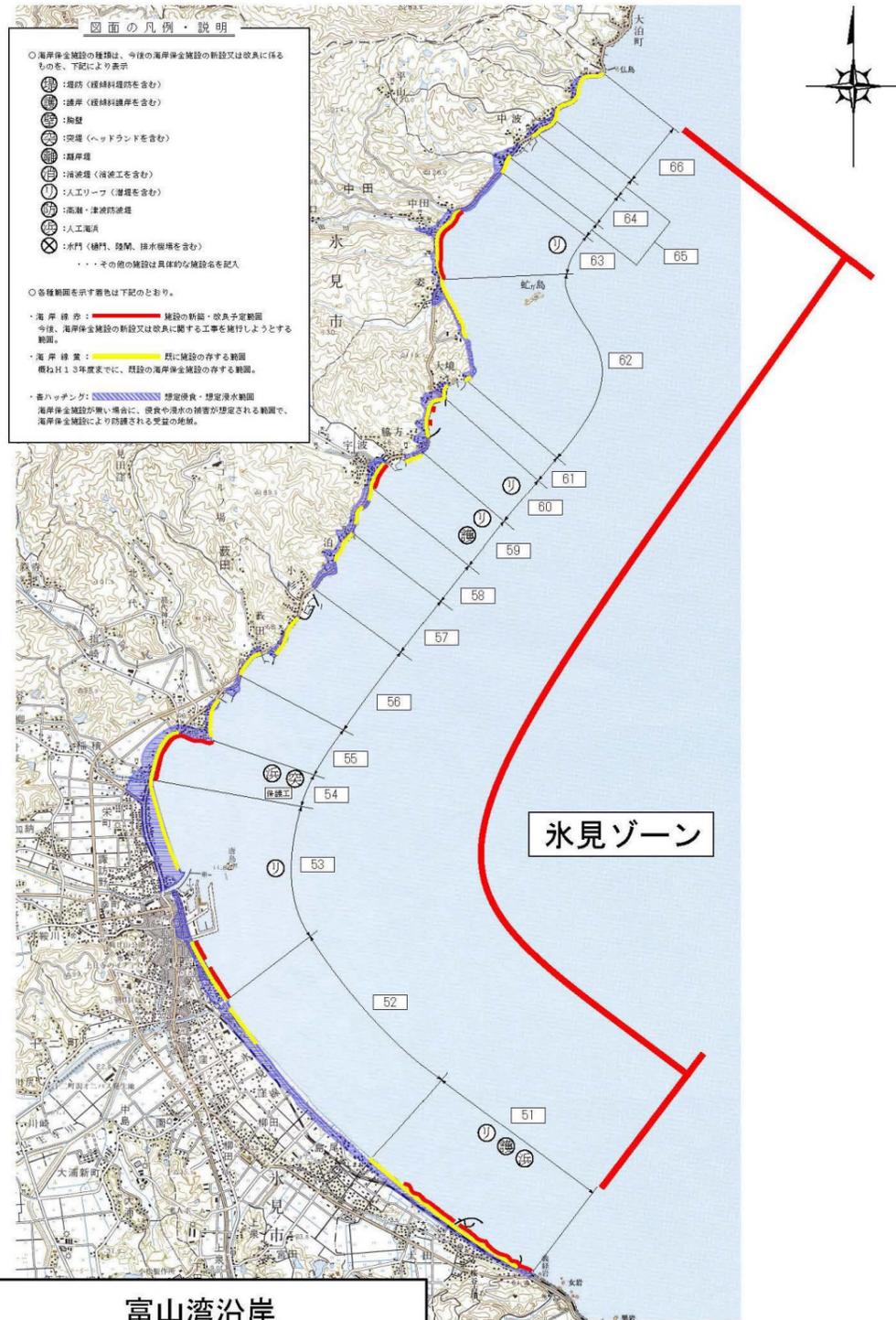


92

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画 (H28 公表)

今回改定内容



■ 3. 計画の見直しと留意すべき事項

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<div data-bbox="335 422 1368 464" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>計画の見直しと留意すべき事項</p> </div> <p>本計画に定めた基本的事項は、富山湾沿岸に関する現況や要請に基づき、将来に向け、海岸の長期的な在り方を示したものである。</p> <p>しかし、今後、地域の状況や社会経済状況及び自然環境の変化、新たな海象観測データの蓄積、災害発生など緊急対応の必要性などが生じた場合、または、地域住民や県民等の海辺ニーズが大きく変化し、その内容を計画に適切に反映させる場合など、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等の見直しを必要とする場合がある。よって、これらの状況変化に柔軟に対応するため、種々の状況変化が発生した段階で、計画がその変化に対応するよう見直すものとし、速やかに海岸法に定められた計画変更に必要な措置を講じるものとする。</p> <p>また、計画策定から5～10年経過すると、社会経済状況及び自然環境等が大きく変化すると予想されるため、定期的に計画全体の一括検討を行い、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>このうち、自然環境の変化に応じた計画の見直しを行う際には、関係機関の自然環境に関する情報や自然環境調査に基づき、適切に対処するものとする。</p> <p>また、地球温暖化に伴う高潮・越波災害や内水被害への対応、総合的な土砂管理システムの構築、生態系に配慮した新しい保全工法の開発といった、今後の対処すべき課題点に対し、学識経験者、研究機関との連携を図って調査・研究を進めていくものとする。</p> <p>他の計画との調整を要する等の理由により、計画概要や基本的な事項が未決定の海岸は、現時点で、海岸保全施設の整備に関する区域として本計画に位置づけていないが、このような海岸についても、計画概要が決定後は、新たな区域として速やかに計画に位置づけるものとする。</p> <p>今後は、本計画に掲げた施策の実効性確保と効率的な実現を目指し、海岸事業の実施段階においても、地域住民の参画及び事業の透明性を確保するための情報公開に努めるものとする。</p> <p>また、今後の海岸保全基本計画の施策が、地域や住民の意見をより一層反映したものとなるよう、地域や住民とより密接な関係を構築するための体制づくりについても検討していくなど、地域住民や県民等の海辺ニーズのさらなる把握に努め、その内容を計画に適切に反映させるものとする。</p> <div data-bbox="834 1881 863 1906" style="text-align: center;">68</div>	<p>3. 計画の見直しと留意すべき事項</p> <p>本計画に定めた基本的事項は、富山湾沿岸に関する現況や要請に基づき、将来に向け、海岸の長期的な在り方を示したものである。</p> <p>しかし、今後、地域の状況や社会経済状況及び自然環境の変化、新たな海象観測データの蓄積、災害発生など緊急対応の必要性などが生じた場合、または、地域住民や県民等の海辺ニーズが大きく変化し、その内容を計画に適切に反映させる場合など、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等の見直しを必要とする場合がある。よって、これらの状況変化に柔軟に対応するため、種々の状況変化が発生した段階で、計画がその変化に対応するよう見直すものとし、速やかに海岸法に定められた計画変更に必要な措置を講じるものとする。</p> <p>また、計画策定から5～10年経過すると、社会経済状況及び自然環境等が大きく変化すると予想されるため、定期的に計画全体の一括検討を行い、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>このうち、自然環境の変化に応じた計画の見直しを行う際には、関係機関の自然環境に関する情報や自然環境調査に基づき、適切に対処するものとする。</p> <p>また、地球温暖化に伴う高潮・越波災害や内水被害への対応、総合的な土砂管理システムの構築、生態系に配慮した新しい保全工法の開発といった、今後の対処すべき課題点に対し、学識経験者、研究機関との連携を図って調査・研究を進めていくものとする。</p> <p>他の計画との調整を要する等の理由により、計画概要や基本的な事項が未決定の海岸は、現時点で、海岸保全施設の整備に関する区域として本計画に位置づけていないが、このような海岸についても、計画概要が決定後は、新たな区域として速やかに計画に位置づけるものとする。</p> <p>今後も、本計画に掲げた施策の実効性確保と効率的な実現を目指し、海岸事業の実施段階においても、地域住民の参画及び事業の透明性を確保するための情報公開に努めるものとする。</p> <p>また、今後の海岸保全基本計画の施策が、地域や住民の意見をより一層反映したものとなるよう、地域や住民とより密接な関係を構築するための体制づくりについても検討していくなど、地域住民や県民等の海辺ニーズのさらなる把握に努め、その内容を計画に適切に反映させるものとする。</p> <div data-bbox="2101 1881 2131 1906" style="text-align: center;">94</div>

